

村田町

高齢者保健福祉計画 第9期 介護保険事業計画



令和6年3月
村田町

目 次

第1編 総 論	1
第1章 計画策定にあたって	3
第1節 計画策定の目的	3
第2節 法令等の根拠	4
第3節 上位計画・関連計画との整合	4
第4節 計画の期間	5
第5節 計画の策定体制	5
第6節 第9期介護保険事業計画策定における配慮事項	6
第7節 計画の進行管理・評価・見直し	7
第2章 高齢者を取り巻く現状と将来像	8
第1節 高齢者人口・要介護認定者数の推移	8
第2節 介護保険サービスの利用状況	12
第3節 アンケート調査結果	16
第4節 介護サービス事業所・関係機関（団体）調査結果	26
第5節 高齢者人口の推計	30
第6節 第8期計画の評価	33
第3章 計画の基本的方向	39
第1節 取り組むべき課題	39
第2節 計画の基本的な考え方	41
第2編 各 論	45
第1章 地域包括ケアシステムの深化・推進	47
第1節 高齢者の現状把握、相談対応体制等の充実	47
第2節 保健・医療・福祉・介護・住まいの連携	48
第3節 地域で助け合う仕組みづくり	50
第4節 地域包括支援センターや実施事業の情報公表	51
第2章 健康づくりと介護予防の一体的な実施・推進	52
第1節 健康づくりの推進	52
第2節 介護予防の推進	55
第3節 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	59
第3章 生きがいづくりと社会参加の促進	60
第1節 生きがいづくり活動の促進	60
第2節 生涯学習等の充実	61
第3節 高齢者の就労支援	61
第4節 交流の促進と敬老事業	62

第4章 高齢者の生活支援、包括的支援等の充実	63
第1節 生活支援サービスの充実	63
第2節 包括的支援事業の充実	65
第3節 任意事業の実施	71
第5章 介護保険サービスの充実	73
第1節 介護保険サービスの充実	73
第2節 介護保険料の設定	85
第3節 介護保険サービスの円滑な運用	91
第6章 安心して暮らせる生活環境の充実	94
第1節 防災・感染症対策と発生時対応の充実	94
第2節 防犯・交通安全の推進	95
第3節 居住環境の向上	96
第4節 福祉施設の確保	97
資料編	99
1 村田町介護保険条例（抜粋）	101
2 村田町介護保険条例施行規則（抜粋）	102
3 村田町介護保険運営委員会委員名簿	102
4 村田町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定の経過	103



第1編 総 論

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の目的

介護保険制度は第9期で25年目を迎え、介護保険は介護や支援が必要となった高齢者やその家族などを社会全体で支える制度として定着しています。

総務省統計局のデータによると、令和5年10月1日現在、我が国の総人口は約1億2,434万人となっており、人口減少が続いている（概算値）。なお、令和4年12月には前年との比較で高齢者数の減少が始まり、65歳以上の高齢者人口は約3,622万人と令和4年10月1日から1万人が減少しています。これは、後期高齢者（75歳以上）数の増加を前期高齢者（65～74歳）数の減少が上回ったことによるもので、当面はこの傾向が続くとみられます。なお、令和5年10月1日時点の高齢化率は29.1%、後期高齢者数は2,008万人、後期高齢化率は15.9%となっています。

村田町では、令和5年9月末の高齢化率は38.2%と、すでに3人に1人以上が高齢者となっています。今後も高齢化率の上昇傾向は続き、第9期計画最終年度の令和8年度には40.0%となり、「団塊ジュニア世代」（昭和46年から49年生まれ）が高齢者となる令和22年度には47.4%が見込まれ、高齢化率50%が目前に迫っています。

これまで、村田町では平成12年度の介護保険制度創設以降、3年ごとに法に基づき本計画の改訂を続けてきました。

前回改訂した「村田町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」において、「団塊の世代」（昭和22年から24年生まれ）が後期高齢者となる令和7年度と、「団塊ジュニア世代」が高齢者となる令和22年度を目標にした長期的な視点から制度改正を反映しました。

今回は、その実現に向けて「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図っていく必要があります。また、高齢者福祉の中核を担う介護保険制度の持続性を考慮しながら、医療・介護・福祉の連携や、介護予防・生活支援の充実、地域での活動の活性化等、今後も増え続けていく高齢者が住み慣れた地域で自分らしく健やかに暮らし続けられるよう、幅広い施策を網羅し、関連分野との連携を考慮した計画となります。

なお、これらの各施策については、関連する事業所、団体、地域住民等、多様な活動主体とともに推進していきます。

第2節 法令等の根拠

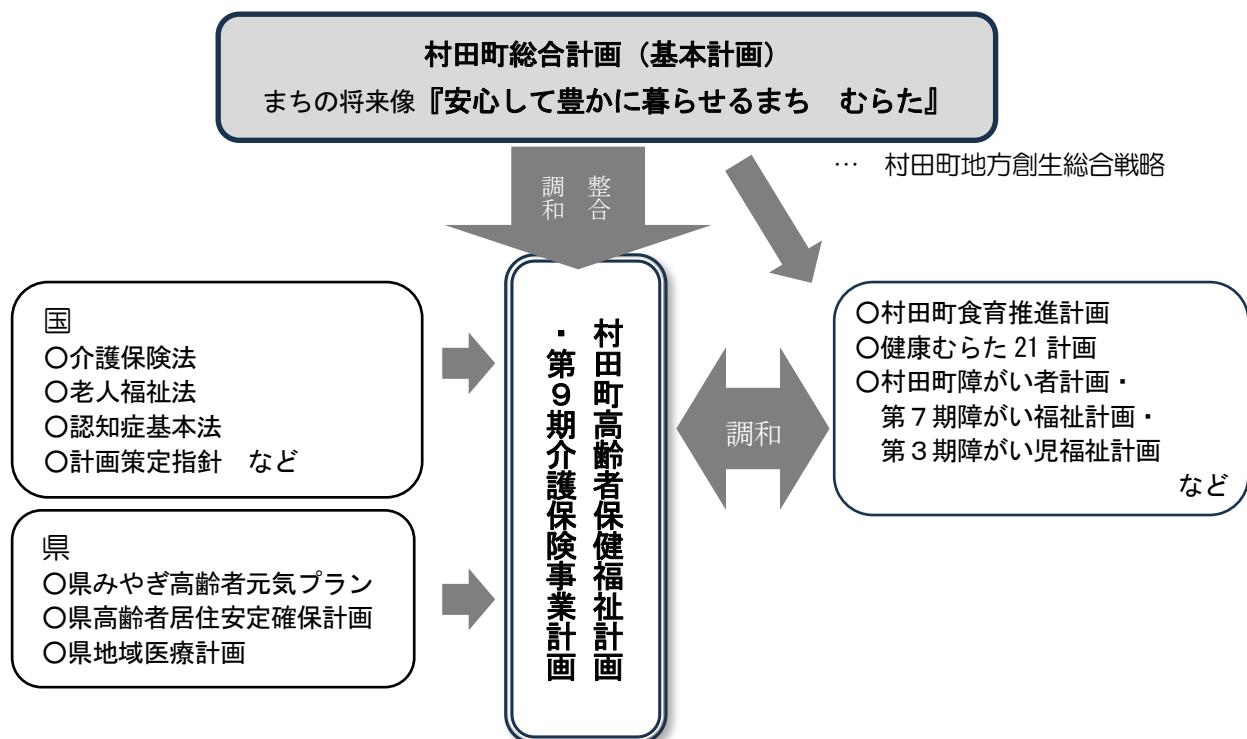
本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく市町村老人福祉計画、介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画を「村田町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」として一体的に策定するものです。

第3節 上位計画・関連計画との整合

本計画は、本町のまちづくりの基本計画である「第5次村田町総合計画」の部門別計画として位置づけ、国の指針をはじめ、宮城県の地域医療計画、医療費適正化計画、さらには、「村田町食育推進計画」、「健康むらた21計画」、「村田町障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」など町の高齢者福祉に係わりのある諸計画との整合性を図った上で策定します。

また、「みやぎ高齢者元気プラン（宮城県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画）」等との連携・整合性を図ります。また、第8次宮城県地域医療計画の改訂時期とも重なるため、医療と介護の歩調を合わせた計画とします。

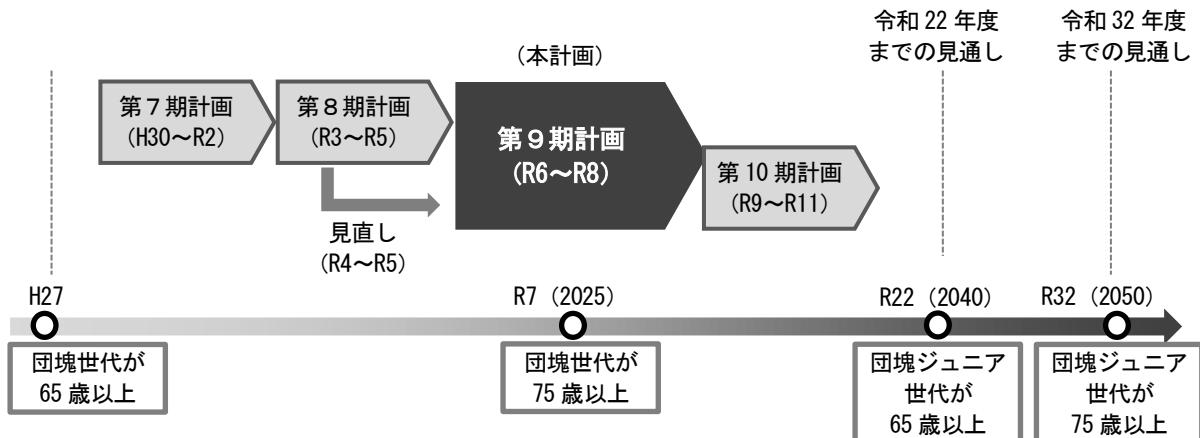
今後の高齢者福祉施策の指針となる行政計画であるばかりでなく、町民、家庭、地域、事業者、関係団体等が一体となって高齢者の自立した生活を支援するための指針としても位置づけられます。



第4節 計画の期間

計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3か年です。

本計画は、「団塊ジュニア世代」（昭和46年から49年生まれ）が65歳以上となる令和22年度（2040年度）、さらに後期高齢者（75歳以上）となる令和32年度（2050年度）を見据えた長期的な推計を行いながら、第9期計画期間の3年間の取り組みとして、介護保険サービス量（目標量）等の設定を行います。



第5節 計画の策定体制

高齢者に対する福祉施策や介護サービスのあり方については、高齢者はもとより広く住民のニーズを把握し、それを反映させるよう配慮する必要があります。そこで、本計画の見直しに際し、以下のような取り組みを行いました。

1 庁内関係各課の連携

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた検討・立案は、極めて重要な過程であることから、庁内の関係各課や関係機関との連携体制とともに、計画の検討・立案及び推進にあたっては、相互に連絡を取り問題意識を共有し、協力して必要な施策に取り組むよう努めました。

2 委員会における審議

本計画の策定にあたり、保健・医療・福祉の関係者のほか、学識経験者、さらには被保険者の代表を含め、多様な立場の方々で構成する村田町介護保険運営委員会において、様々な見地から計画案を審議いただきました。

3 アンケート調査

本計画を策定するにあたり、本町の高齢者的心身の状況や健康状態、日常生活の状況、介護保険に関する意見などをうかがい、計画づくりの参考資料とし活用することを目的に、アンケート形式の日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、合わせて、介護保険事業者、地域で活動する団体・医療機関を対象にした簡易アンケート調査を実施しました。

第6節 第9期介護保険事業計画策定における配慮事項

本計画策定に関連する令和5年度の制度改正、国の動向は、以下のとおりです。

1 法改正の状況

◎全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（高齢者福祉・介護保険事業計画に関する事項を抜粋）

この法律により介護保険法が改正され、質の高い医療・介護を効率的に提供するための基盤整備を図ること、地域包括ケアシステムの構築及び地域共生社会の実現を目指す取り組みをさらに加速させること、介護保険制度の財政的な持続可能性に加え、足下の介護人材確保と介護現場の生産性向上によりサービスの質の確保や基盤整備、職員の負担軽減を図り、サービス提供の持続可能性を高めること等を目的とした制度改正が行われました。

- 医療・介護サービスの質の向上を図るため、医療保険者と介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を一体的に実施することとし、介護保険者が行う当該事業を地域支援事業として位置付ける。
- 医療法人や介護サービス事業者に経営情報の報告義務を課した上で当該情報に係るデータベースを整備する。

◎共生社会の実現を推進するための認知症基本法

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することで、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会である「共生社会」の実現を推進していくことを目的として、令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下「認知症基本法」という。）が制定されました。

基本的施策

- ①認知症の人に関する国民の理解の増進等
- ②認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- ③認知症の人の社会参加の機会の確保等
- ④認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- ⑤保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- ⑥相談体制の整備等
- ⑦研究等の推進等
- ⑧認知症の予防等

※その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

2 第107回社会保障審議会介護保険部会の資料（令和5年7月10日）における方向性

見直しのポイント

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

①地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備のあり方を議論することが重要

②在宅サービスの充実

- ・居宅養介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・居宅養介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・居宅養介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

①地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

②デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・介護人材を確保するため、待遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

第7節 計画の進行管理・評価・見直し

計画の推進にあたっては、地域住民、医療、福祉関係機関、行政がそれぞれの立場で情報を共有しながら連携し、協力し合うことが必要です。そのため、介護保険運営委員会を中心に事業の実施状況の点検・評価を行い、改善を図るほか、各分野の意見を取り入れながら、計画の進捗状況を管理し、円滑な推進に努めます。

また、本計画は具体的な事業を計画する期間は令和6年度から令和8年度までの3か年の計画ですが、令和22年度（2040年度）、令和32年度（2050年度）を見据えた長期的な計画の中間段階の計画という性格も有しています。そのため、計画の見直しにあたっては、令和8年度と令和22年度、令和32年度における目標値をはじめ、計画期間におけるサービスの計画値と利用実績、ニーズ調査結果など、具体的な指標をできる限り活用した評価に努め、その結果を本計画に反映させます。

第2章 高齢者を取り巻く現状と将来像

第1節 高齢者人口・要介護認定者数の推移

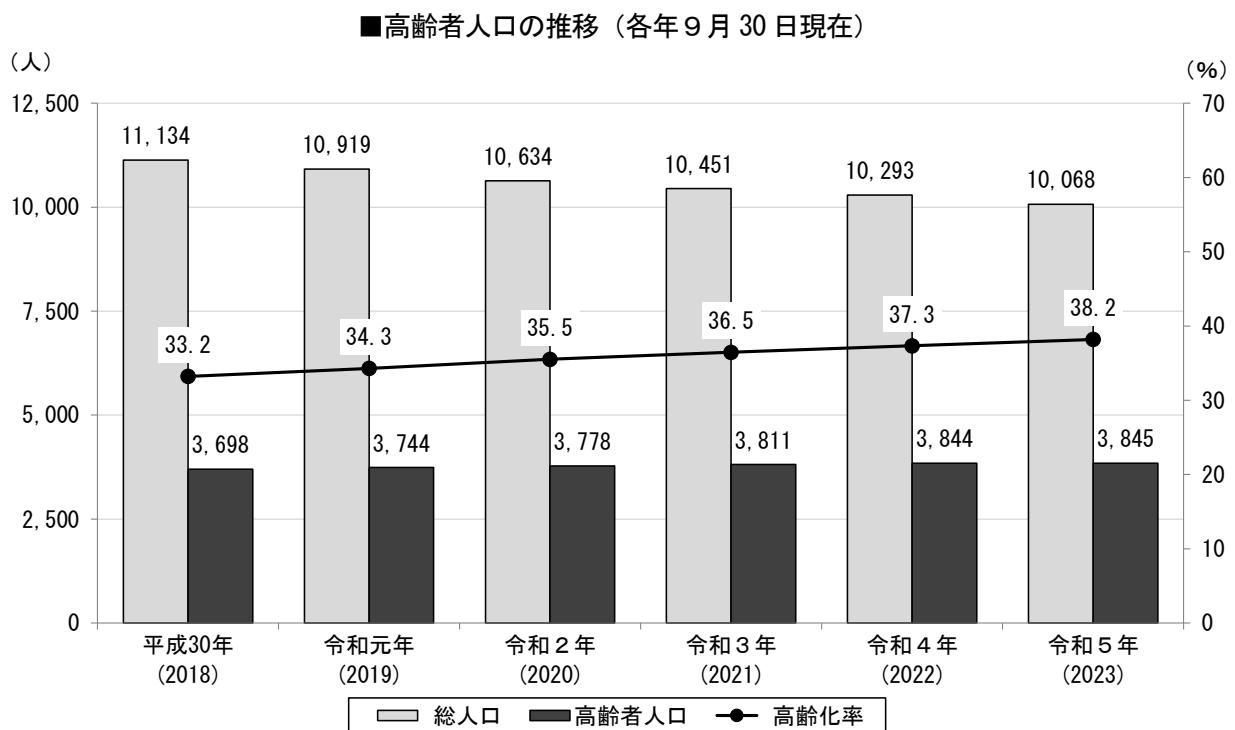
1 高齢者の人口・世帯数の推移

(1) 人口の推移

平成30年以降の住民基本台帳における総人口（各年9月末）の推移をみると、減少傾向が続いており、平成30年の11,134人から令和5年には10,068人へと5年間で1,066人(9.6%)減少しています。

また、高齢者人口（65歳以上の人口）は増加傾向が続いており、平成30年の3,698人から令和5年の3,845人へと5年間で147人(4.0%)増加しています。

なお、高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）は上昇傾向が続き、令和5年には38.2%となっており、町民の1/3以上が高齢者となっています。

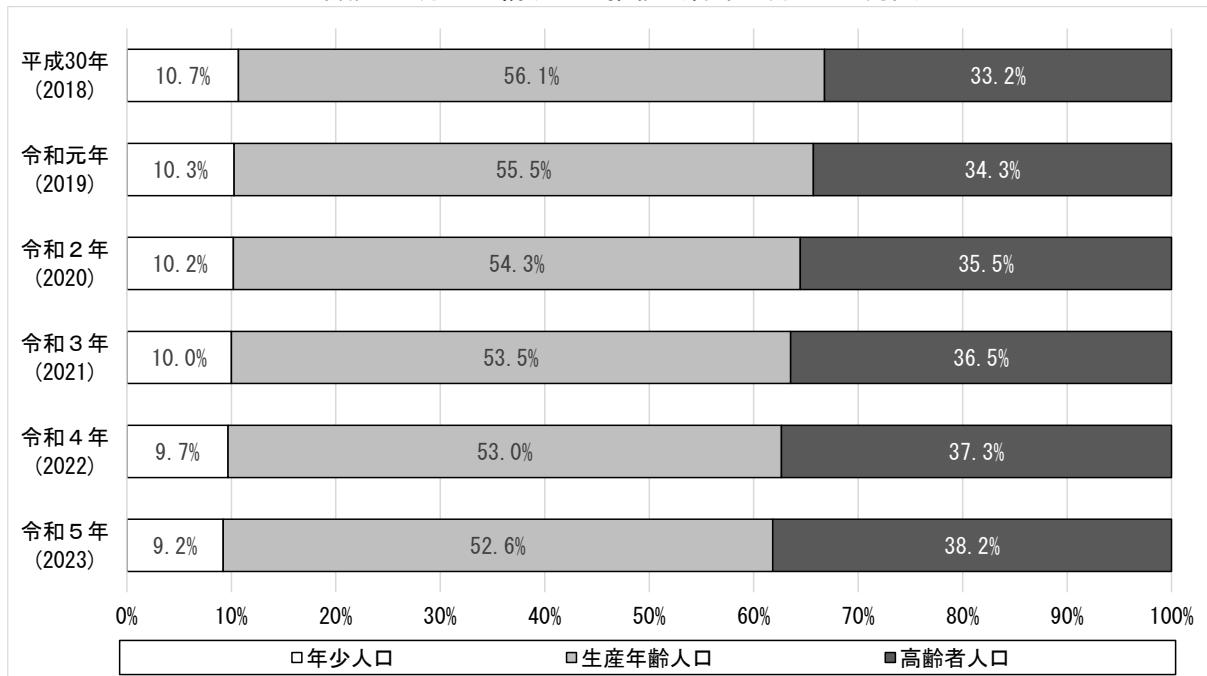


出典：住民基本台帳

(2) 年齢3区分人口構成比の推移

住民基本台帳によると、高齢者人口の割合が上昇する一方で、年少人口（0歳から14歳の人口）の割合が低下しており、少子高齢化が進行しています。また、地域の担い手となり得る生産年齢人口（15歳から64歳の人口）の割合も年々低下し、令和5年度には52.6%となっています。

■年齢3区分人口構成比の推移（各年9月30日現在）



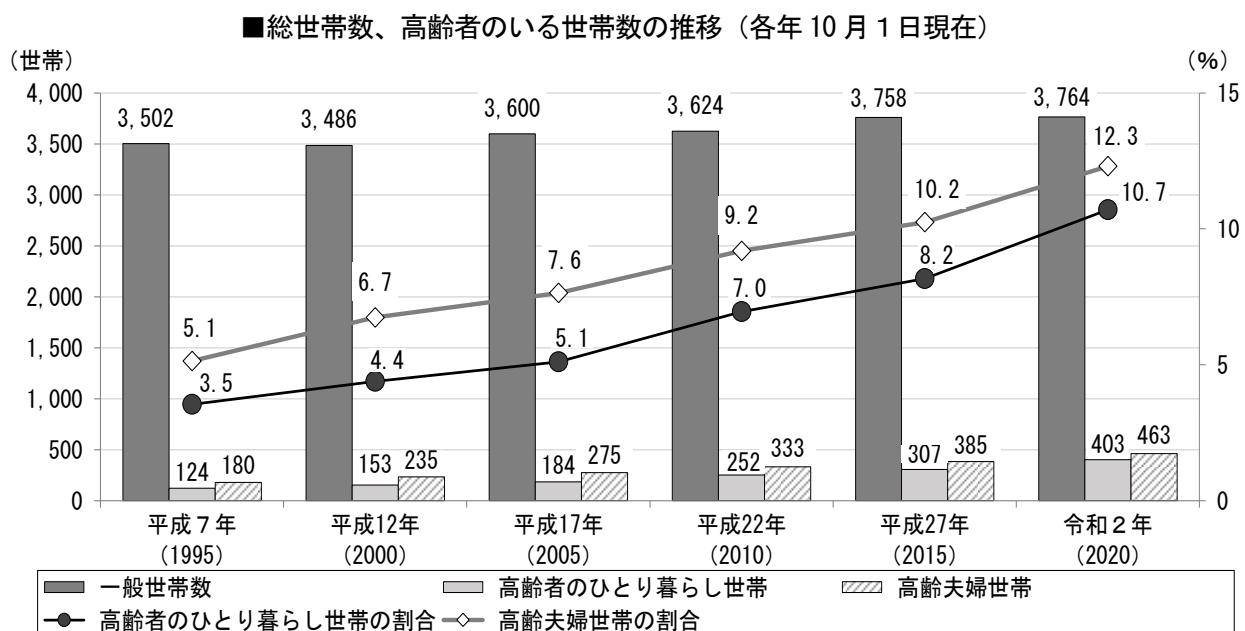
出典：住民基本台帳

(3) 総世帯数、高齢者のいる世帯数の推移

平成 7 年以降の国勢調査における総世帯数の推移をみると、平成 12 年に減少したものの、その後は増加傾向が続いており、令和 2 年には 3,764 世帯となっています。

また、高齢者のひとり暮らし世帯の推移をみると、増加傾向が続いており、平成 7 年の 124 世帯から令和 2 年の 403 世帯へと 25 年間で 279 世帯 (225.0%) 増加しています。そのため、高齢者のひとり暮らし世帯の割合も上昇傾向が続き、令和 2 年には 10.7% となっています。

さらに、高齢夫婦世帯の推移も同様に増加傾向が続いており、平成 7 年の 180 世帯から令和 2 年の 463 世帯へと 25 年間で 283 世帯 (157.2%) 増加しています。高齢夫婦世帯の割合も上昇傾向が続いており、令和 2 年には 12.3% となっています。



出典：国勢調査

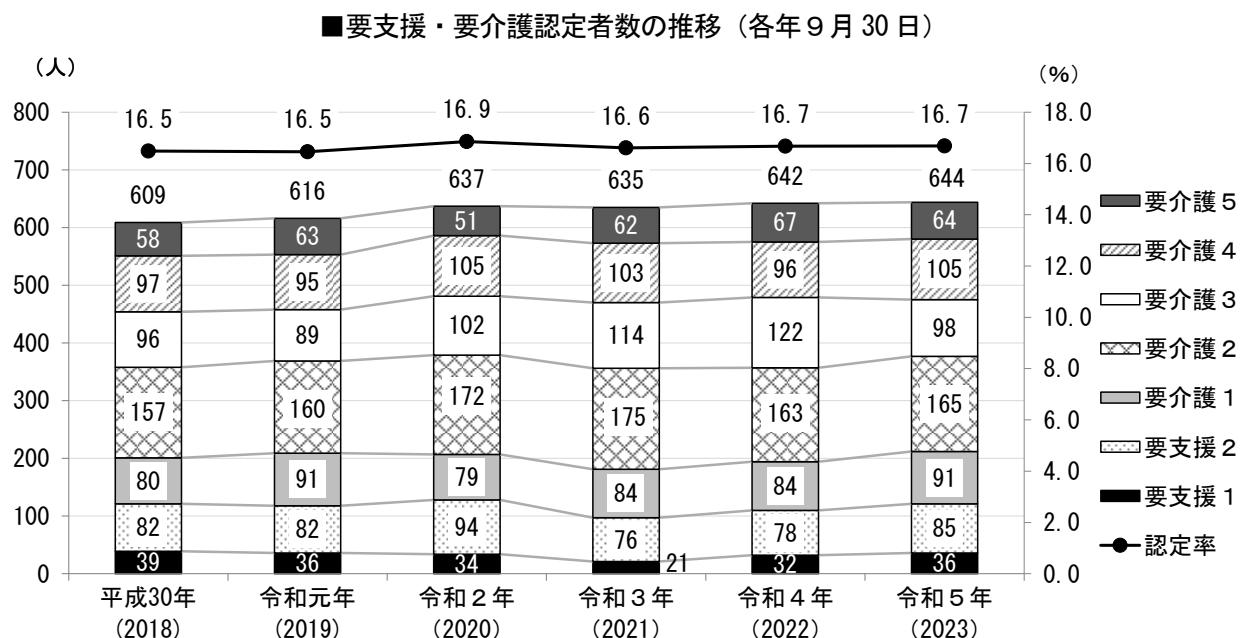


2 要支援・要介護認定者の推移

介護保険事業状況報告月報（各年9月末）による要介護認定者数（要介護度別）の推移をみると、認定者総数は平成30年以降概ね増加傾向となっており、令和5年には644人となっています。

これを要介護度別でみると、すべての要介護度で増減を繰り返していますが、平成30年度と比較して、要支援2（3人）、要介護1（11人）、要介護2（8人）、要介護3（2人）、要介護4（8人）、要介護5（6人）が増加しており、要支援1（3人）が減少しています。

また、認定率（第1号被保険者に占める認定者の割合）は、増減を繰り返して推移していますが大きな変化はみられず、令和5年には16.7%となっています。



出典：介護保険事業状況報告月報（各年9月末）



第2節 介護保険サービスの利用状況

1 サービス利用者数

(1) 施設サービス

施設サービス利用者数について、全体では令和3年度は計画値通り、令和4年度は計画値を上回る103.1%となっています。

このうち、「介護老人福祉施設」については、令和3年度、令和4年度ともに計画値を上回り、さらに令和4年度には利用者数が増えています。

また、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」については、令和3年度、令和4年度ともにほぼ計画値通りとなっています。

その一方で、「介護医療院」と「介護療養型医療施設」については、計画では利用を想定していましたが、令和4年度に利用がみられます。

(2) 居住系サービス

居住系サービス利用者数について、全体では令和3年度は計画値の99.3%となっていますが、令和4年度は計画値を上回る102.1%となっています。

このうち、「特定施設入居者生活介護」については、令和3年度は計画値通りの実績となっており、令和4年度には利用者数が増加して119.4%となっています。

また、「認知症対応型共同生活介護」については、令和3年度、令和4年度ともに計画値を下回り、それぞれ99.1%、96.3%となっています。

(3) 在宅サービス

在宅サービスの利用者数について、「短期入所療養介護（老健）」のみ、令和3年度、令和4年度ともに計画値を10%以上上回る実績となっています。

また、2か年とも計画値を10%以下回るサービスは、「訪問入浴介護」、「訪問看護」、「居宅療養管理指導」、「通所リハビリテーション」、「短期入所生活介護」、「住宅改修」の6サービスとなっています。

なお、「訪問リハビリテーション」については、計画では利用を想定していましたが、令和3年度、令和4年度ともに利用がみられました。

その一方で、「地域密着型通所介護」については、令和3年度、令和4年度ともに利用を想定していましたが、利用実績はありませんでした。

		実績値（単位：人）		計画値（単位：人）		対計画比 (実績値／計画値)	
		R3	R4	R3	R4	R3	R4
施設サービス	小計	2,184	2,251	2,184	2,184	100.0%	103.1%
	介護老人福祉施設	766	779	720	720	106.4%	108.2%
	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	350	351	348	348	100.6%	100.9%
	介護老人保健施設	1,068	1,110	1,116	1,116	95.7%	99.5%
	介護医療院	0	9	0	0	-	-
	介護療養型医療施設	0	2	0	0	-	-
居住系サービス	小計	143	147	144	144	99.3%	102.1%
	特定施設入居者生活介護	36	43	36	36	100.0%	119.4%
	地域密着型特定施設入居者 生活介護	0	0	0	0	-	-
	認知症対応型共同生活介護	107	104	108	108	99.1%	96.3%
在宅サービス	訪問介護	708	750	660	672	107.3%	111.6%
	訪問入浴介護	127	122	156	168	81.4%	72.6%
	訪問看護	408	410	480	480	85.0%	85.4%
	訪問リハビリテーション	12	57	0	0	-	-
	居宅療養管理指導	256	280	336	336	76.2%	83.3%
	通所介護	1,878	1,737	1,824	1,836	103.0%	94.6%
	地域密着型通所介護	0	0	12	12	0.0%	0.0%
	通所リハビリテーション	921	996	1,176	1,176	78.3%	84.7%
	短期入所生活介護	431	377	516	516	83.5%	73.1%
	短期入所療養介護（老健）	33	39	24	24	137.5%	162.5%
	短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	-	-
	短期入所療養介護 (介護医療院)	0	0	0	0	-	-
	福祉用具貸与	2,510	2,483	2,436	2,460	103.0%	100.9%
	特定福祉用具販売	27	39	36	36	75.0%	108.3%
	住宅改修	13	7	24	36	54.2%	19.4%
	定期巡回・随時対応型訪問介 護看護	0	0	0	0	-	-
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	-	-
	認知症対応型通所介護	0	0	0	0	-	-
	小規模多機能型居宅介護	340	318	372	372	91.4%	85.5%
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	-	-
	介護予防支援・居宅介護支援	3,918	3,783	3,744	3,756	104.6%	100.7%

※在宅サービスは、複数のサービスを利用している方がいるため、各サービスの利用者数のみ掲載しています。

2 納付費

総納付費は、令和3年度、令和4年度ともに計画値を下回り、それぞれ97.7%、98.7%となっています。

(1) 施設サービス

施設サービスの納付費について、全体では令和3年度は計画値の100.9%、令和4年度は計画値の104.0%となっており、2か年とも計画値を上回っています。

このうち、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」については、令和4年度は前年度から納付費が増えましたが、低い伸びとなっています。

「介護老人保健施設」については、令和4年度に利用者数が増加し、103.6%と計画値を上回りました。

(2) 居住系サービス

居住系サービスの納付費について、全体では令和3年度は計画値を上回る101.1%、令和4年度は計画値を下回る97.4%となっています。

「特定施設入居者生活介護」と「認知症対応型共同生活介護」については、どちらも令和4年度は前年度から納付費が増えましたが、計画値を下回る実績となっています。

(3) 在宅サービス

在宅サービスの納付費について、全体では令和3年度は計画値の93.5%、令和4年度は計画値の92.2%となっており、2か年とも計画値を上回っています。

計画値を令和3年度、令和4年度ともに10%以上上回るサービスは、「短期入所療養介護(老健)」のみとなっています。

また、2か年とも計画値を10%以下下回るサービスは、「訪問入浴介護」と「訪問看護」、「居宅療養管理指導」、「通所リハビリテーション」、「短期入所生活介護」、「住宅改修」の6サービスとなっています。

なお、「訪問介護」について、令和3年度から令和4年度にかけて利用者数は増加していますが、令和4年度の実績値は前年度より減少しています。

		実績値（単位：円）		計画値（単位：円）		対計画比 (実績値／計画値)	
		R3	R4	R3	R4	R3	R4
施設サービス	小計	596,668,920	615,252,870	591,180,000	591,508,000	100.9%	104.0%
	介護老人福祉施設	205,393,097	206,913,818	195,397,000	195,505,000	105.1%	105.8%
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	103,109,571	103,807,692	103,901,000	103,959,000	99.2%	99.9%
	介護老人保健施設	288,166,252	302,563,708	291,882,000	292,044,000	98.7%	103.6%
	介護医療院	0	1,967,652	0	0	-	-
	介護療養型医療施設	0	0	0	0	-	-
居住系サービス	小計	34,029,565	32,805,942	33,657,000	33,675,000	101.1%	97.4%
	特定施設入居者生活介護	7,817,992	7,239,552	7,731,000	7,735,000	101.1%	93.6%
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	-	-
	認知症対応型共同生活介護	26,211,573	25,566,390	25,926,000	25,940,000	101.1%	98.6%
在宅サービス	小計	450,696,030	448,148,545	481,858,000	485,970,000	93.5%	92.2%
	訪問介護	53,684,715	52,416,894	48,808,000	49,341,000	110.0%	106.2%
	訪問入浴介護	5,638,070	6,416,698	7,806,000	8,246,000	72.2%	77.8%
	訪問看護	13,140,368	12,844,249	15,068,000	15,263,000	87.2%	84.2%
	訪問リハビリテーション	332,289	1,622,376	0	0	-	-
	居宅療養管理指導	2,777,709	2,581,620	3,526,000	3,528,000	78.8%	73.2%
	通所介護	137,056,243	133,555,015	139,942,000	140,893,000	97.9%	94.8%
	地域密着型通所介護	0	0	263,000	264,000	0.0%	0.0%
	通所リハビリテーション	59,784,737	63,969,522	77,645,000	77,688,000	77.0%	82.3%
	短期入所生活介護	37,090,778	31,338,324	43,001,000	43,025,000	86.3%	72.8%
	短期入所療養介護（老健）	2,605,684	2,235,349	1,973,000	1,974,000	132.1%	113.2%
	短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	-	-
	短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	-	-
	福祉用具貸与	29,372,522	30,256,672	28,486,000	28,734,000	103.1%	105.3%
	特定福祉用具販売	549,160	732,918	741,000	741,000	74.1%	98.9%
	住宅改修	947,004	672,950	1,471,000	2,918,000	64.4%	23.1%
	定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	-	-
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	-	-
	認知症対応型通所介護	0	0	0	0	-	-
	小規模多機能型居宅介護	58,426,281	59,343,777	64,742,000	64,778,000	90.2%	91.6%
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	-	-
	介護予防支援・居宅介護支援	49,290,470	50,162,181	48,386,000	48,577,000	101.9%	103.3%

第3節 アンケート調査結果

本資料は、「高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定のためのアンケート調査」の結果を基に、本町の高齢者施策検討の際に考慮が必要な特徴的な項目を抽出し、分析・整理したものです。

1 調査の概要

- 調査対象：①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
 - ・村田町在住の65歳以上（令和4年12月1日現在）で要介護認定を受けていない方または要支援1・2の認定者の中から、無作為に抽出した方
- ②在宅介護実態調査
 - ・村田町在住（令和4年12月1日現在）で要介護1～5の認定を受けて、在宅で生活されている方
- 調査期間：令和5年1月17日～令和5年1月31日
- 調査方法：郵送による配付・回収
- 配付・回収：

種別	配付数	回収数	回収率
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1,600票	1,045票	65.3% (前回：64.2%)
②在宅介護実態調査	300票	149票	49.6% (前回：48.3%)



2 調査結果の概要

(1) 要介護リスクの傾向について

本項目は、厚生労働省が示した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 実施の手引き」における分析項目のうち、一般的な集計とは異なる方法で分析する項目の傾向分析を行ったものです。

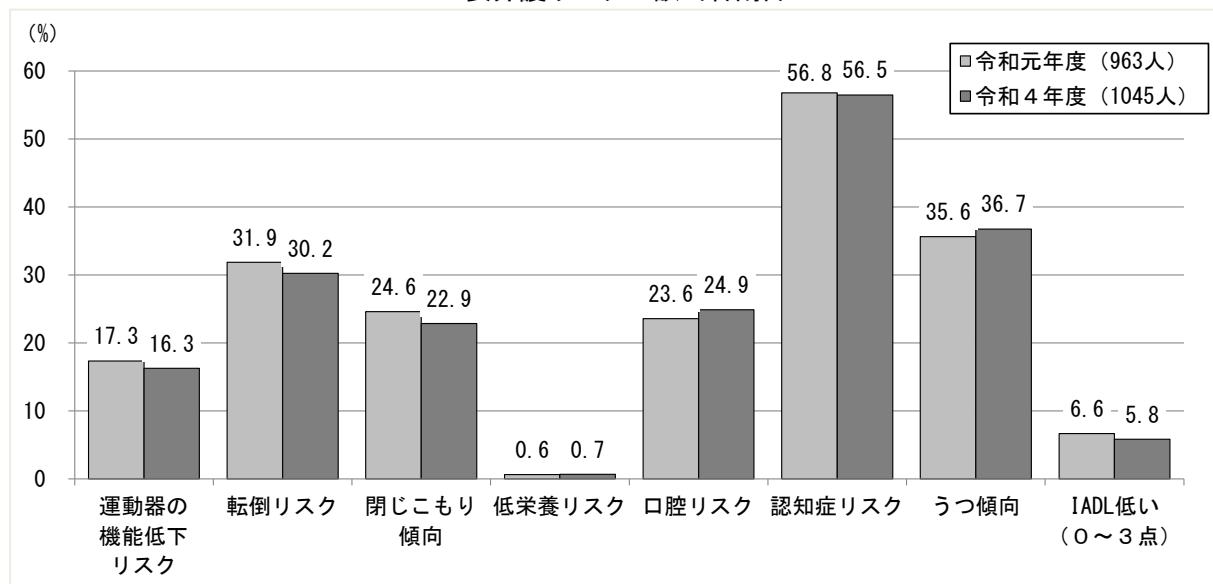
分析対象は、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の回答者です。

最も割合が高い項目は「認知症リスク」で 56.5% となっており、町内の元気な高齢者の半数以上に認知症のリスクがあるとみられます。

また、「転倒リスク」が 30.2%、「うつ傾向」が 36.7% と比較的高い割合となっています。

これを、前回（令和元年度）調査と比較すると、5 項目で該当者の割合が減少しています。なお、3 項目で該当者の割合が増加しており、「低栄養リスク」で 0.6% から 0.7% (+0.1 ポイント)、「口腔リスク」で 23.6% から 24.9% (+1.3 ポイント)、「うつ傾向」で 35.6% から 36.7% (+1.1 ポイント) となっています。

■要介護リスクの該当者割合



(2) 高齢者の生活状況について

①家族構成・世帯類型（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

誰かと食事を一緒にする機会について、回答者全体では「毎日ある」が 56.7%と最も割合が高く、次いで「月に何度かある」が 12.8%、「年に何度かある」が 11.7%となっています。

これを家族構成別でみると、「年に何度かある」と「ほとんどない」を合わせた「月1回未満」が「1人暮らし」では 43.1%となっているほか、「夫婦2人暮らし」の世帯でも 20%以上が1人で食事をしているとみられます。

■食事の機会（全体、家族構成別集計）…要介護未認定、要支援1・2

		問3-7 誰かと食事をともにする機会						月1回未満
合計		毎日ある	週に何度かある	月に何度かある	年に何度かある	ほとんどない	無回答	
全体	1045	593 56.7	62 5.9	134 12.8	122 11.7	109 10.4	25 2.4	231 22.1
家族構成	1人暮らし	116 100.0	7 6.0	20 17.2	36 31.0	23 19.8	27 23.3	3 2.6
	夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)	311 100.0	182 58.5	17 5.5	41 13.2	37 11.9	28 9.0	6 1.9
	夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)	40 100.0	25 62.5	0 0.0	4 10.0	6 15.0	3 7.5	2 5.0
	息子・娘との2世帯	302 100.0	201 66.6	17 5.6	22 7.3	29 9.6	24 7.9	9 3.0
	その他	213 100.0	152 71.4	7 3.3	16 7.5	17 8.0	19 8.9	2 0.9
								16.9

②健康状態（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

現在の健康状態について、回答者全体では「まあよい」が 64.6%と半数を超えていきます。

これを経済的状況別でみると、「ややゆとりがある」と「大変ゆとりがある」では「まあよい」の割合が比較的高い割合となっています。

さらに、「ややゆとりがある」と「大変ゆとりがある」では「よくない」の該当者はみられません。

■健康状態（全体、経済的状況別集計）…要介護未認定、要支援1・2

		問7-1 健康状態					無回答
合計		とてもよい	まあよい	あまりよくなない	よくない		
全体	1045 100.0	119 11.4	675 64.6	183 17.5	28 2.7	40 3.8	
経済的状況	大変苦しい	97 100.0	6 6.2	52 53.6	30 30.9	6 6.2	3 3.1
	やや苦しい	259 100.0	22 8.5	165 63.7	53 20.5	11 4.2	8 3.1
	ふつう	596 100.0	79 13.3	395 66.3	89 14.9	10 1.7	23 3.9
	ややゆとりがある	28 100.0	3 10.7	21 75.0	4 14.3	0 0.0	0 0.0
	大変ゆとりがある	5 100.0	0 0.0	4 80.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0

③幸福度（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

幸福度について、回答者全体では「5点」が最も割合が高く、次いで「8点」が 19.7%、「7点」が 13.1%となっています。

これを家族構成別でみると、「夫婦2人暮らし（配偶者64歳以下）」では「7点」と「8点」その他の回答では「5点」が最も高い割合となっています。

また、「8点」と「9点」、「10点」の幸福度が高い区分では「1人暮らし」が比較的低い割合となっています。

さらに、経済的状況別でみると、「大変苦しい」と「やや苦しい」では「5点」、「ふつう」と「ややゆとりがある」では「8点」、「大変ゆとりがある」では「9点」が最も高い割合となっており、経済的に豊かな世帯ほど、幸福度が高い傾向がみられます。

■幸福度（全体、家族構成別・経済的状況別集計）…要介護未認定、要支援1・2

		問7-2 幸福度												
		合計	0点	1点	2点	3点	4点	5点	6点	7点	8点	9点	10点	無回答
全 体		1045	3	5	13	42	31	262	81	137	206	82	129	54
		100.0	0.3	0.5	1.2	4.0	3.0	25.1	7.8	13.1	19.7	7.8	12.3	5.2
家 族 構 成	1人暮らし	116	2	1	6	6	5	34	13	13	17	2	11	6
		100.0	1.7	0.9	5.2	5.2	4.3	29.3	11.2	11.2	14.7	1.7	9.5	5.2
	夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）	311	1	2	4	8	10	85	19	43	65	26	37	11
		100.0	0.3	0.6	1.3	2.6	3.2	27.3	6.1	13.8	20.9	8.4	11.9	3.5
	夫婦2人暮らし（配偶者64歳以下）	40	0	0	0	1	0	8	4	9	9	3	4	2
		100.0	0.0	0.0	0.0	2.5	0.0	20.0	10.0	22.5	22.5	7.5	10.0	5.0
	息子・娘との2世帯	302	0	0	1	10	8	73	23	32	70	32	41	12
		100.0	0.0	0.0	0.3	3.3	2.6	24.2	7.6	10.6	23.2	10.6	13.6	4.0
	その他	213	0	2	1	13	7	49	19	37	37	13	24	11
		100.0	0.0	0.9	0.5	6.1	3.3	23.0	8.9	17.4	17.4	6.1	11.3	5.2
経 済 的 状 況	大変苦しい	97	2	3	5	12	4	36	9	6	8	1	6	5
		100.0	2.1	3.1	5.2	12.4	4.1	37.1	9.3	6.2	8.2	1.0	6.2	5.2
	やや苦しい	259	0	2	6	16	11	78	32	38	36	9	19	12
		100.0	0.0	0.8	2.3	6.2	4.2	30.1	12.4	14.7	13.9	3.5	7.3	4.6
	ふつう	596	1	0	2	10	14	131	32	87	143	61	85	30
		100.0	0.2	0.0	0.3	1.7	2.3	22.0	5.4	14.6	24.0	10.2	14.3	5.0
	ややゆとりがある	28	0	0	0	1	1	1	3	2	9	3	8	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	3.6	3.6	3.6	10.7	7.1	32.1	10.7	28.6	0.0
	大変ゆとりがある	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	1
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	60.0	20.0	0.0	



④暮らしやすいまちのために（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査）

高齢者が暮らしやすいまちになるために重点的に進めるべきことについて、回答者全体では「気軽に何でも相談できるような体制の充実」が最も高い割合となっています。

これを経済的状況別でみると、「大変苦しい」と「やや苦しい」、「ふつう」では「気軽に何でも相談できるような体制の充実」、「ややゆとりがある」では「日常の移動手段となる公共交通の充実」、「大変ゆとりがある」では「自宅や通所して受けられる支援サービスの充実」が最も高い割合となっています。

さらに、村田町の暮らしやすさ別でみると、「どちらかといえば、暮らしにくい」では「日常の移動手段となる公共交通の充実」、その他の回答では「気軽に何でも相談できるような体制の充実」の割合が最も高くなっています。

また、「どちらかといえば、暮らしにくい」と「暮らしにくい」、「どちらともいえない・わからない」では「日常の移動手段となる公共交通の充実」が比較的高い割合となっています。

■暮らしやすいまちのため（全体、経済的状況別・暮らしやすさ別集計）…要介護未認定、要支援1・2

		問12-12 高齢者が暮らしやすいまちになるために、町が重点的に進めるべきこと															
合計		活地 発域 にの する 人々 と 境の づ 交 く 流 りを	気 軽 に何 で も 相 談 可 能	健 康 づ く り や ビ ス の 医 療 面 で の	自 宅 や 通 所 し て 受 け ら れ る	支 援 サ ー ビ ス の 充 実	入 所 す る 施 設 の 増 加	ヘル パ ー や ボ ラン ティ ア	高 生 き が い や 自 立 に 労 な ど	取 り 組 み の 充 実	日 常 の 公 共 交 通 の 充 実	高 齢 者 向 け の 各 種 取 り 組 み の 充 実	日 常 の 移 動 手 段 と な る	そ の 他	特 に な い	わ か ら な い	無 回 答
	全体	1045 100.0	209 20.0	422 40.4	350 33.5	326 31.2	312 29.9	104 10.0	153 14.6	333 31.9	69 6.6	14 1.3	22 2.1	63 6.0	73 7.0		
経 済 的 状 況	大変苦しい	97 100.0	21 21.6	36 37.1	31 32.0	23 23.7	28 28.9	13 13.4	14 14.4	35 36.1	3 3.1	1 1.0	3 3.1	8 8.2	5 5.2		
	やや苦しい	259 100.0	42 16.2	106 40.9	94 36.3	80 30.9	90 34.7	28 10.8	38 14.7	88 34.0	16 6.2	6 2.3	3 1.2	19 7.3	12 4.6		
	ふつう	596 100.0	132 22.1	251 42.1	199 33.4	198 33.2	164 27.5	54 9.1	86 14.4	180 30.2	41 6.9	5 0.8	14 2.3	30 5.0	47 7.9		
	ややゆとりがある	28 100.0	6 21.4	11 39.3	7 25.0	8 28.6	10 35.7	4 14.3	8 28.6	12 42.9	2 7.1	0 0.0	1 3.6	1 3.6	0 0.0		
	大変ゆとりがある	5 100.0	0 0.0	2 40.0	0 0.0	4 80.0	2 40.0	2 0.0	0 0.0	0 20.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0		
村 田 町 の 暮 ら し や す さ	とても暮らしやす い	31 100.0	11 35.5	16 51.6	14 45.2	9 29.0	7 22.6	5 16.1	2 6.5	4 12.9	3 9.7	0 0.0	2 6.5	1 3.2	3 9.7		
	どちらかといえ ば、暮らしやすい	306 100.0	76 24.8	147 48.0	121 39.5	111 36.3	107 35.0	44 14.4	40 13.1	88 28.8	16 5.2	2 0.7	4 1.3	8 2.6	6 2.0		
	どちらかといえ ば、暮らしにくい	157 100.0	40 25.5	55 35.0	64 40.8	55 35.0	57 36.3	11 7.0	37 23.6	68 43.3	15 9.6	6 3.8	1 0.6	5 3.2	1 0.6		
	暮らしにくい	84 100.0	15 17.9	35 41.7	27 32.1	24 28.6	20 23.8	11 13.1	13 15.5	31 36.9	7 8.3	2 2.4	1 1.2	6 7.1	3 3.6		
	どちらともいえな い・わからぬ	402 100.0	65 16.2	161 40.0	120 29.9	118 29.4	117 29.1	30 7.5	61 15.2	134 33.3	28 7.0	4 1.0	13 3.2	43 10.7	12 3.0		

要介護認定者が暮らしやすいまちになるために重点的に進めるべきことについて、回答者全体では「気軽に何でも相談できるような体制の充実」が45.0%と最も割合が高く、次いで「自宅や通所して受けられる支援サービスの充実」が39.6%、「入所する施設の増加」が32.9%となっています。

これを村田町の暮らしやすさ別でみると、「とても暮らしやすい」では「気軽に何でも相談できるような体制の充実」と「日常の移動手段となる公共交通の充実」、「どちらかといえば、暮らしやすい」と「どちらともいえない・わからない」では「気軽に何でも相談できるような体制の充実」、「どちらかといえば、暮らしにくい」では「自宅や通所して受けられる支援サービスの充実」、「暮らしにくい」では「入所する施設の増加」が最も高い割合となっています。

■暮らしやすいまちのため（全体、暮らしやすさ別集計）…要介護1～5

	合計	C-3-12 高齢者にとって暮らしやすいまちになるために、町が重点的に進めるべきこと													
		活地 域に のす る 人々と の 境の づ 交 く 流 りを	気 軽 に 何 で も な 体 制 の 相 談 で き る	健 康 支 援 づ く り サ ー ビ ス の 充 実 で の	自 宅 や 通 所 し て 受 け ら れ る	入 所 す る 施 設 の 増 加	ヘル パ ー や ボ ラン ティ ア	高 生 き が い や す い の 自 立 に 向 け た	公 共 交 通 の 充 実 な ど	日 常 の 移 動 手 段 と な る	高 齢 者 向 け の 各 種 取 り 組 み の 充 実 な ど	IC T を 活 用	そ の 他	特 に な い	わ か ら な い
全体	149 100.0	32 21.5	67 45.0	48 32.2	59 39.6	49 32.9	20 13.4	24 16.1	46 30.9	9 6.0	3 2.0	1 0.7	2 1.3	11 7.4	
村田町	とても暮らしやすい どちらかといえば、暮らしやすい どちらかといえば、暮らしにくい 暮らしにくい どちらともいえない・わからない	4 100.0	1 25.0	2 50.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	0 0.0	2 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
どちらかといえば、暮らしやすい	49 100.0	15 30.6	25 51.0	19 38.8	24 49.0	13 26.5	7 14.3	10 20.4	16 32.7	4 8.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 2.0
どちらかといえば、暮らしにくい	19 100.0	3 15.8	5 26.3	8 42.1	10 52.6	8 42.1	8 21.1	3 15.8	6 31.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	5.3
暮らしにくい	7 100.0	2 28.6	2 28.6	3 42.9	2 28.6	4 57.1	0 0.0	0 0.0	2 28.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 14.3
どちらともいえない・わからない	58 100.0	10 17.2	30 51.7	14 24.1	18 31.0	23 39.7	8 13.8	10 17.2	18 31.0	4 6.9	3 5.2	1 1.7	2 3.4	3 5.2	



⑤村田町の暮らしやすさ（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

高齢者にとっての村田町の暮らしやすさについて、回答者全体では「どちらともいえない・わからない」が38.5%と最も割合が高く、次いで「どちらかといえば、暮らしやすい」が29.3%、「どちらかといえば、暮らしにくい」が15.0%となっています。

これを経済的状況別でみると、「大変苦しい」と「やや苦しい」、「ふつう」では「どちらともいえない・わからない」、「ややゆとりがある」と「大変ゆとりがある」では「どちらかといえば暮らしやすい」が最も高い割合となっています。

■村田町の暮らしやすさ（全体、経済的状況別集計）…要介護未認定、要支援1・2

		問12-11 村田町は高齢者にとって暮らしやすいか						
		合計	とても暮らしやすい	どちらかといえば、暮らしやすい	どちらかといえば、暮らしにくい	暮らしにくい	どちらともいえない・わからない	無回答
全体		1045	31	306	157	84	402	65
経 済 的 状 況	大変苦しい	100.0	3.0	29.3	15.0	8.0	38.5	6.2
	やや苦しい	100.0	2.1	21.6	21.6	13.4	37.1	4.1
	ふつう	100.0	3.1	24.3	13.5	10.8	42.9	5.4
	ややゆとりがある	100.0	3.0	32.2	14.4	6.5	37.6	6.2
	大変ゆとりがある	100.0	0.0	42.9	17.9	3.6	32.1	3.6
		100.0	0.0	60.0	0.0	0.0	20.0	20.0

⑥村田町公式ラインの登録状況（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

村田町公式ラインの登録状況について、回答者全体では「登録するつもりはない」が34.6%と最も割合が高く、次いで「知っているが登録していない」が30.1%、「登録している」が14.7%となっています。

これをパソコンやスマートフォンの活用方法別でみると、「知っているが、登録していない」が「ほとんど利用しない」では22.6%、「パソコンやスマートフォンを持っていない」では19.0%となっており、機器を持っている回答者の半分程度の割合となっています。

■村田町公式ラインの登録（全体、パソコン・スマートフォン活用別集計）…要介護未認定、要支援1・2

		問4-12 村田町公式ラインの登録					
		合計	登録している	知っているが、登録していない	知らなかつたので登録したい	登録するつもりはない	無回答
全体		1045	154	315	143	362	71
活 用 ソ フ ト の 方 向 性 や ス マ ー ト フ ォ ン の	メールやラインで家族や知人などと交流している。	100.0	14.7	30.1	13.7	34.6	6.8
	インターネットで情報を入手している	100.0	26.0	40.6	13.7	17.8	1.9
マ ー ト フ ォ ン の	SNS(FacebookやTwitterなど)を活用し、情報を発信するなど外部の方と積極的に交流している	100.0	27.4	41.6	13.7	16.9	0.5
	ほとんど利用しない	100.0	31.1	48.9	15.6	4.4	0.0
パソコンやスマートフォンを持っていない		100.0	7.4	22.6	16.5	50.0	3.5
パソコンやスマートフォンを持っていない		100.0	3.2	19.0	9.7	57.5	10.5

⑦介護予防への取り組み（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

介護予防への取り組みについて、回答者全体では「意識して取り組んでいる」が44.0%と最も割合が高く、次いで「きっかけがあれば取り組みたい」が15.3%、「興味はあるが、具体的な取り組み方がわからない」が13.2%となっています。

これを経済的状況別でみると、「興味はあるが、具体的な取り組み方がわからない」が「大変苦しい」では20.6%、「やや苦しい」では18.5%、「ふつう」では10.6%と10%を超えています。

■介護予防への取り組み（全体、経済的状況別集計）…要介護未認定、要支援1・2

		問9-1 介護予防への取り組み								
		合計	意識して取り組んでいる	体力が落ちてたら取り組みたい	もう少し歳をとってから取り組みたい	きっかけがあれば取り組みたい	興味はあるが、具体的な取り組み方がわからない	その他	興味・関心がない	無回答
全体		1045 100.0	460 44.0	88 8.4	106 10.1	160 15.3	138 13.2	8 0.8	43 4.1	42 4.0
経済的状況	大変苦しい	97 100.0	30 30.9	9 9.3	11 11.3	15 15.5	20 20.6	1 1.0	6 6.2	5 5.2
	やや苦しい	259 100.0	94 36.3	25 9.7	28 10.8	43 16.6	48 18.5	2 0.8	11 4.2	8 3.1
	ふつう	596 100.0	293 49.2	45 7.6	60 10.1	88 14.8	63 10.6	2 0.3	21 3.5	24 4.0
	ややゆとりがある	28 100.0	16 57.1	1 3.6	1 3.6	7 25.0	0 0.0	2 7.1	1 3.6	0 0.0
	大変ゆとりがある	5 100.0	2 40.0	0 0.0	1 20.0	2 40.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

⑧買物が困難な際に必要な買物支援（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

買物が困難になった際に必要な買物支援について、回答者全体では「定期的に配送してもらうサービス（生協など）」が65.2%と最も割合が高く、次いで「移動販売車」が43.1%、「ボランティアに買物を頼む」が15.6%となっています。

これを健康状態別でみると、「定期的に配送してもらうサービス（生協など）」では、どの区分でも半数を超えていました。

また、「インターネット販売」では「とてもよい」が16.8%、「まあよい」が11.0%と比較的高い割合となっています。

■必要な買物支援（全体、健康状態別集計）…要介護未認定、要支援1・2

		問10-4 買物が困難な際に必要な買物支援							
		合計	定期的に配送してもらうサービス（生協など）	テレビ・雑誌の通信販売	インターネット販売	ボランティアに買物を頼む	移動販売車	その他	無回答
全体		1045 100.0	681 65.2	123 11.8	110 10.5	163 15.6	450 43.1	95 9.1	102 9.8
健康状態	とてもよい	119 100.0	77 64.7	14 11.8	20 16.8	18 15.1	47 39.5	15 12.6	10 8.4
	まあよい	675 100.0	462 68.4	83 12.3	74 11.0	102 15.1	300 44.4	50 7.4	65 9.6
	あまりよくない	183 100.0	104 56.8	20 10.9	10 5.5	31 16.9	77 42.1	24 13.1	18 9.8
	よくない	28 100.0	15 53.6	2 7.1	2 7.1	4 14.3	11 39.3	3 10.7	2 7.1

⑨主な介護者について（在宅介護実態調査）

主な介護者の年齢について、回答者全体では「60代」が40.9%と最も割合が高く、次いで「70代」が18.1%、「50代」と「80歳以上」が15.7%となっています。

これを対象者の年齢別でみると、「80～84歳」以下の年齢層では、介護者の年齢が分散していますが、「85～89歳」以上の年齢層では介護者の年齢が「60代」と「70代」の割合が高くなっています。

なお、「20歳未満」の介護者はみられませんが、「85～89歳」と「90～94歳」に比較的若い「20代」の回答がみられます。

■主な介護者の年齢（全体、年齢別集計）…要介護1～5

		合計	A-5 主な介護者の年齢										
			20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	わからない	無回答	非該当
全体		127 100.0	0 0.0	2 1.6	5 3.9	3 2.4	20 15.7	52 40.9	23 18.1	20 15.7	0 0.0	2 1.6	22
対象者の年齢	64歳以下	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1
	65～69歳	3 100.0	0 0.0	0 0.0	1 33.3	0 0.0	1 33.3	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2
	70～74歳	6 100.0	0 0.0	0 0.0	1 16.7	2 33.3	1 16.7	1 16.7	1 16.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0
	75～79歳	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 30.0	3 30.0	3 30.0	1 10.0	0 0.0	0 0.0	4
	80～84歳	15 100.0	0 0.0	0 0.0	1 6.7	0 0.0	3 20.0	3 20.0	2 13.3	6 40.0	0 0.0	0 0.0	7
	85～89歳	36 100.0	0 0.0	1 2.8	1 2.8	0 0.0	8 22.2	13 36.1	3 8.3	9 25.0	0 0.0	1 2.8	5
	90～94歳	39 100.0	0 0.0	1 2.6	0 0.0	1 2.6	2 5.1	25 64.1	7 17.9	2 5.1	0 0.0	1 2.6	1
	95～99歳	15 100.0	0 0.0	0 0.0	1 6.7	0 0.0	1 6.7	5 33.3	6 40.0	2 13.3	0 0.0	0 0.0	2
	100歳以上	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0

介護離職者について、回答者全体では13.4%（127人中17人）となっています。

これを主な介護者の年齢別でみると、介護離職者17人中「60代」と「70代」で13人を占めています。

■介護離職者について（全体、主な介護者の年齢別集計）…要介護1～5

		合計	A-7 介護が理由で退職した方										
			主に介護している方が仕事を辞めた（転職除く）	主に介護している方以外の家族・親族が仕事を辞めた（転職除く）	主に介護している方が転職した	主に介護している方以外の家族・親族が転職した	介護のために仕事を辞めた家族・親族はない	わからない	無回答	非該当			
全体		127 100.0	17 13.4	1 0.8	4 3.1	1 0.8	76 59.8	5 3.9	26 20.5	22			
主な介護者の年齢	20歳未満	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
	20代	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
	30代	5 100.0	1 20.0	0 0.0	1 20.0	0 0.0	2 40.0	0 0.0	1 20.0	1 0.0	0 0.0	0 0.0	
	40代	3 100.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 33.3	1 33.3	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
	50代	20 100.0	1 5.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	17 85.0	0 0.0	2 10.0	0 0.0	2 10.0	
	60代	52 100.0	7 13.5	0 0.0	2 3.8	1 1.9	34 65.4	1 1.9	8 15.4	1 1.9	8 15.4	0 0.0	
	70代	23 100.0	6 26.1	1 4.3	1 4.3	0 0.0	11 47.8	0 4.3	5 21.7	1 4.3	5 21.7	0 0.0	
	80歳以上	20 100.0	1 5.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	8 40.0	2 10.0	9 45.0	2 10.0	9 45.0	0 0.0	
	わからない	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	

⑩主な介護者が介護をしている上で特に感じていること（在宅介護実態調査）

主な介護者が介護をしている上で特に感じていることについて、回答者全体では「介護保険サービスを利用して、精神的ゆとりを持てるようになった」が 40.9%と最も割合が高く、次いで「介護保険サービスを利用して、身体的負担が軽減した」が 40.3%、「介護にかかる心身の負担が大きい」が 30.9%となっています。

これを介護保険サービスの利用別でみると、「現在利用している」では「介護保険サービスを利用して、身体的負担が軽減した」と「介護保険サービスを利用して、精神的ゆとりを持てるようになった」が半数を超えており、介護保険サービスを利用している人ほど、介護の身体的・精神的負担が軽減されているとみられます。

また、介護保険サービスの満足度別でみると、「満足できる」と「おおむね満足できる」では「介護保険サービスを利用して、自由な時間が増えた」が比較的割合が高く、「やや不満である」と「不満である」の該当者がみられません。

■介護をしている上で感じていること（全体、介護保険サービスの利用別・満足度別集計）…要介護 1～5

		合計	C-1-4 主な介護者が介護をしている上で特に感じていること												
			介護保険時間が増えた自由なサービスを	介護保険負担が軽減した身体的サービスを	介護保険サービスを利用するようになつた	介護保険サービスを利用するゆとりを利用	介護の理解が足りない	介護などが十分にできなくてきなない	介護のため、仕事や家事	介護にかかる経済的	介護にかかる心身の	介護の方法がわからない	その他	特になし	無回答
	全体	149	45	60	61	10	13	26	46	5	3	12	18		
		100.0	30.2	40.3	40.9	6.7	8.7	17.4	30.9	3.4	2.0	8.1	12.1		
介 護 の 保 利 使 用 サ ー ビ ス	現在利用して いる	114	44	60	58	9	11	22	39	2	1	4	6		
		100.0	38.6	52.6	50.9	7.9	9.6	19.3	34.2	1.8	0.9	3.5	5.3		
	以前は利用し ていた	6	0	0	1	0	1	1	3	1	0	1	1		
		100.0	0.0	0.0	16.7	0.0	16.7	16.7	50.0	16.7	0.0	16.7	16.7		
	利用したこと はない	17	1	0	2	1	1	3	4	2	2	5	1		
		100.0	5.9	0.0	11.8	5.9	5.9	17.6	23.5	11.8	11.8	29.4	5.9		
の介 護 保 利 使 用 サ ー ビ ス	満足できる	28	13	19	15	2	1	3	8	1	0	2	0		
		100.0	46.4	67.9	53.6	7.1	3.6	10.7	28.6	3.6	0.0	7.1	0.0		
	おおむね満足 できる	79	30	38	41	7	10	17	28	1	1	1	1		
		100.0	38.0	48.1	51.9	8.9	12.7	21.5	35.4	1.3	1.3	1.3	1.3		
	やや不満であ る	4	0	2	1	0	0	2	1	0	0	1	0		
		100.0	0.0	50.0	25.0	0.0	0.0	50.0	25.0	0.0	0.0	25.0	0.0		
	不満である	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0		

第4節 介護サービス事業所・関係機関（団体）調査結果

本資料は、町内で活動する介護サービス事業所・団体への調査結果を基に、本町の高齢者施策検討の際に考慮が必要な特徴的な項目を抽出し、分析・整理したものです。

1 調査の概要

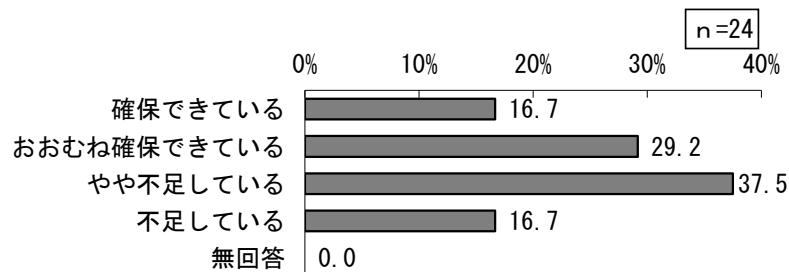
- 調査対象：村田町民が利用している町内外の介護サービス事業所（24事業所）、団体・医療機関等（4団体・機関）
- 調査期間：令和5年7月24日～令和5年8月18日
- 調査方法：郵送・Eメールによる配付・回収
- 配付・回収：

2 調査結果の概要

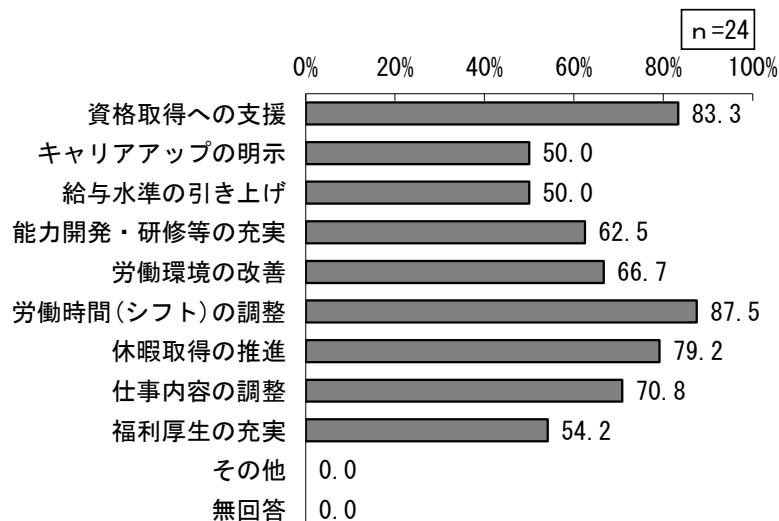
（1）介護サービス事業所調査

①事業所の人材確保の状況

人材確保の状況について、「やや不足している」が37.5%（9事業所）と最も割合が高く、次いで「おおむね確保できている」が29.2%（7事業所）、「確保できている」と「不足している」がともに16.7%（4事業所）となっています。

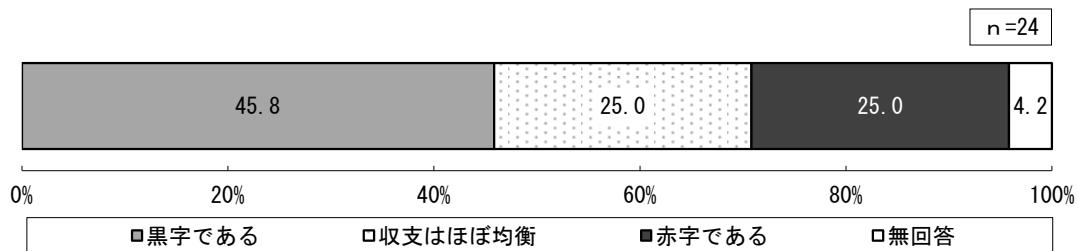


人材確保や職員定着のために取り組んでいることについて、「労働時間（シフト）の調整」が87.5%（21事業所）と最も割合が高く、次いで「資格取得への支援」が83.3%（20事業所）、「休暇取得の推進」が79.2%（19事業所）となっています。

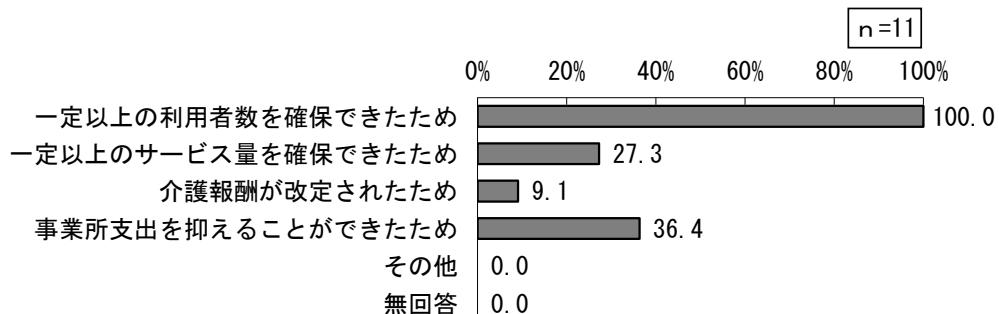


②事業所の運営状況等

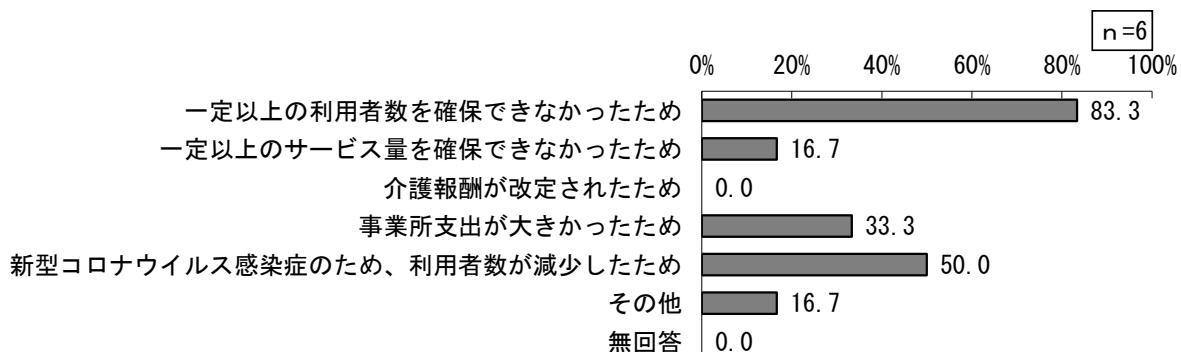
収支状況について、「黒字である」が 45.8% (11 事業所)、「収支はほぼ均衡」が 25.0% (6 事業所)、「赤字である」が 25.0% (6 事業所) となっています。



黒字と回答した 11 事業所について、その理由は「一定以上の利用者数を確保できたため」が 100.0% (11 事業所) と最も割合が高く、次いで「事業所支出を抑えることができたため」が 36.4% (4 事業所)、「一定以上のサービス量を確保できたため」が 27.3% (3 事業所) となっています。

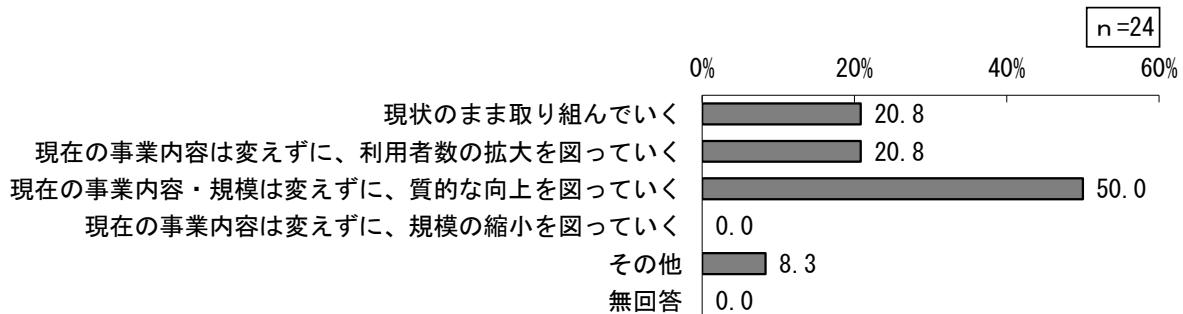


赤字と回答した 6 事業所について、その理由は「一定以上の利用者数を確保できなかったため」が 83.3% (5 事業所) と最も割合が高く、次いで「新型コロナウイルス感染症のため、利用者数が減少したため」が 50.0% (3 事業所)、「事業所支出が大きかったため」が 33.3% (2 事業所) となっています。



③今後の運営方針

今後の運営方針について、「現在の事業内容・規模は変えずに、質的な向上を図っていく」が 50.0% (12 事業所) と最も割合が高く、次いで「現状のまま取り組んでいく」と「現在の事業内容は変えずに、利用者数の拡大を図っていく」がともに 20.8% (5 事業所)、「その他」が 8.3% (2 事業所) となっています。



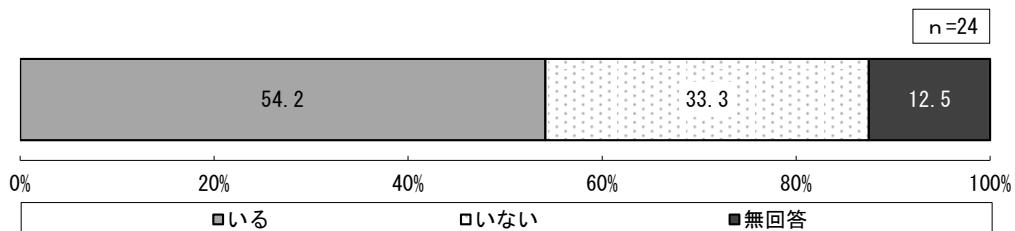
今後 3 年程度（令和 6 年度から令和 8 年度まで）の事業拡大または縮小の予定について、「現状のまま」が 95.8% (23 事業所) と最も割合が高く、次いで「拡大する予定がある」が 4.2% (1 事業所) となっています。

なお、拡大する予定は介護老人福祉施設（1 事業所）となっています。



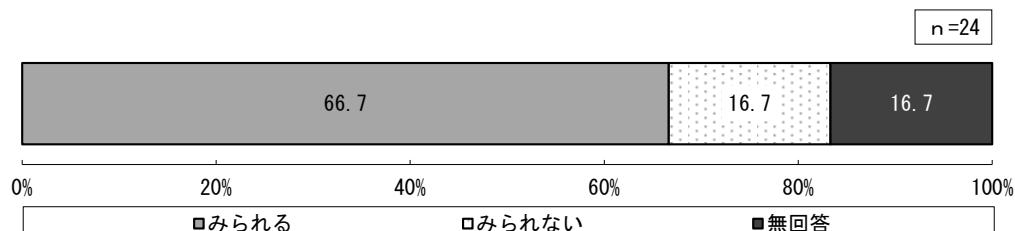
④利用者の状況

サービス利用者の中で障がいのある高齢者の有無について、「いる」が 54.2% (13 事業所)、「いない」が 33.3% (8 事業所) となっています。



直近 3 年間の利用者の動向や意識の変化について、「みられる」が 66.7% (16 事業所)、「みられない」が 16.7% (4 事業所) となっています。

変化の内容として、「独居高齢者、収入のない家族と同居している高齢者の増加」、「施設入所希望者の増加」、「医療的ケアが必要な高齢者」などが挙げられています。



(2) 団体・医療機関等調査

①活動の中で課題として感じること

- ・若い家族がいる高齢者に対して、声掛けがおろそかになりがち
- ・介護保険施設入所後に民生委員と地域包括支援センターの連携がかみ合わない
- ・地域活動に参加する住民の減少
- ・コロナ禍において、生活の楽しみの縮小や心身機能の低下、うつ病、認知症等の増加
- ・気軽に集える場が少ない
- ・高齢者の親子世帯、経済的に困窮している世帯の増加
- ・認知症に本人・家族が気づかないケースの増加
- ・高齢者の移動手段の制約（医療機関の通院手段の減少）

②課題の解消に向けて必要な取り組み

団体・医療機関等に必要な役割	町（行政）に必要な役割
<ul style="list-style-type: none">・共通理解の推進・ネットワークづくり・地域活動への参加から人材の発掘・住民への、きっかけづくりのお手伝い・参加者を増やすための開催内容の工夫・身近な地域でのつながりづくり、見守り、居場所づくり、支え合い活動の推進。・オンラインを利用した交流。	<ul style="list-style-type: none">・地域包括支援センターの増員・移動手段の拡充・高齢者が参加しやすいきっかけづくり・認知症高齢者の把握のための周知、民生委員等との連携・ケアマネジャーの資質向上・行政区長や民生委員の担い手不足の対策・地域活動のリーダー養成。・居場所の確保に向けた町施設の有効活用・関連情報の発信

③高齢者やその家族動向の意識の変化の内容（回答3 団体・機関）

- ・コロナ禍において、足腰の筋力低下、会話の減少、地域行事等の参加者の減少
- ・生活の楽しみの縮小、心身機能の低下、うつ病、認知症等の増加
- ・経済的に困窮している世帯の増加
- ・認知症に本人・家族が気づかないケースの増加
- ・通院に際し、患者家族（子ども）が送迎するケースの増加

第5節 高齢者人口の推計

以下の人口推計は、住民基本台帳（平成 30 年～令和 4 年 9 月末時点）を基に、コホート変化率法で計算したものです。

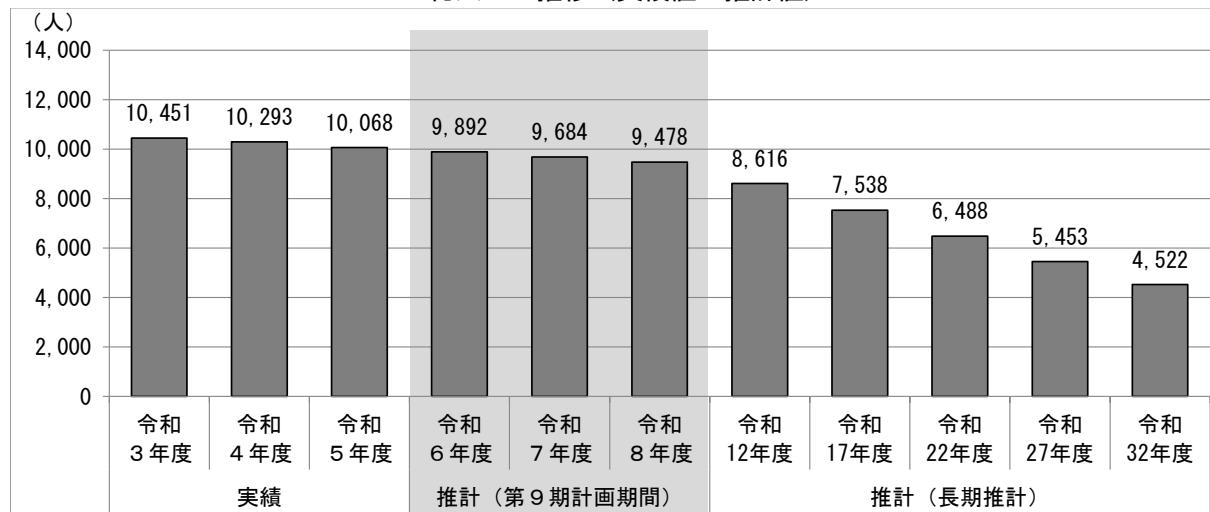
推計の種類は、町全体の人口を表す「総人口」の推計を行い、65 歳以上の人口が総人口に占める割合を表す「高齢者人口・高齢化率」、高齢者を 3 つの年齢層（65～74 歳、75～84 歳、85 歳以上）に区分した「年齢 3 区分別の高齢者人口」に細分化しています。

1 総人口の推計

総人口は、これまでの減少傾向が今後も続くとみられ、令和 6 年度には 10,000 人を下回り、計画期間最終年度の令和 8 年度には 9,478 人となり、令和 3 年度からの 5 年間で 973 人（9.3%）減少するとみられます。

この傾向は長期的に続くとみられ、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和 22 年度には 6,488 人、さらに 10 年後の令和 32 年度には 4,522 人になると見込まれます。

■総人口の推移（実績値・推計値）

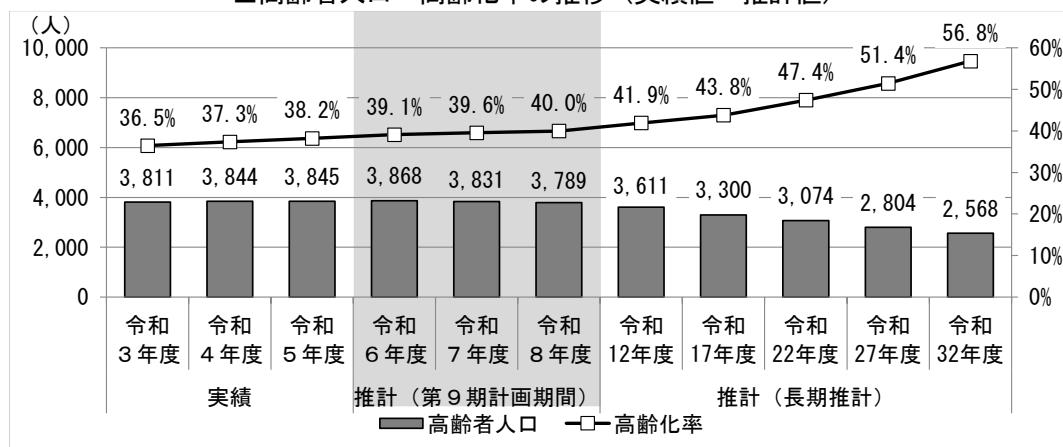


2 高齢者人口、高齢化率の推計

高齢者人口は、これまで増加傾向が続いてきましたが、令和6年度の3,868人をピークに減少するとみられ、計画最終年度の令和8年度には3,789人になる見込みです。なお、令和3年度からの5年間で22人(0.6%)減少するとみられます。

また、総人口は高齢者人口より大きな減少となることから、高齢化率は上昇傾向が続き、令和6年度には39.1%、令和8年度には40.0%になるとみられます。さらに、令和22年度には47.4%、令和32年度には56.8%になるとみられます。

■高齢者人口・高齢化率の推移（実績値・推計値）



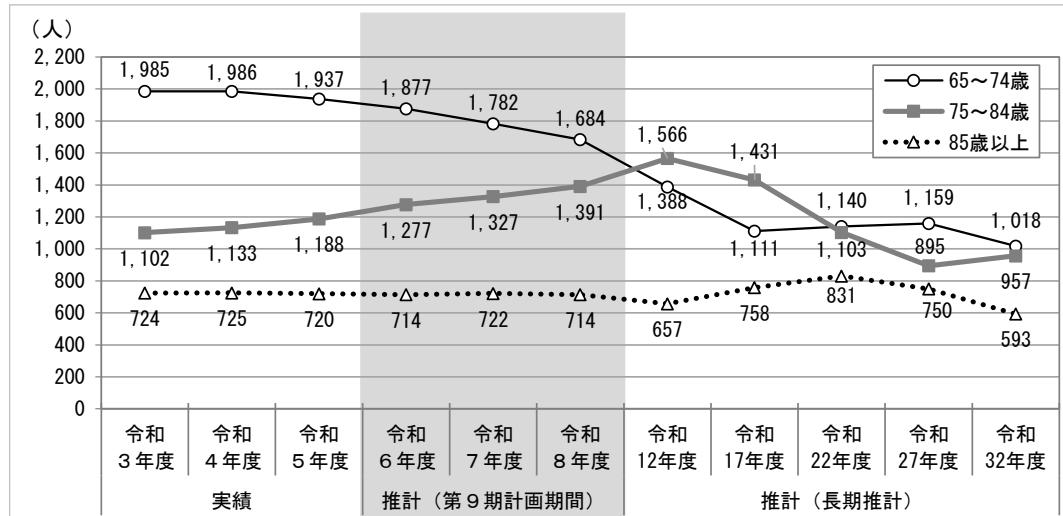
3 高齢者（年齢3区分別）の推計

高齢者のうち、「65～74歳」の人口は令和4年度をピークに減少するとみられ、令和8年度には1,684人になる見込みです。なお、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年度には増加して1,140人、令和32年度には減少して1,018人になる見込みです。

「75～84歳」の人口は、令和3年度から令和12年度にかけて増加が続き、令和8年度には1,391人になる見込みです。なお、令和12年度以降は団塊の世代が順次85歳以上となるため、減少に転じるとみられます。

「85歳以上」人口は、令和5年度から令和12年度にかけて減少し、令和8年度には714人になる見込みです。令和12年度以降は団塊の世代が85歳以上となるため、令和22年度まで増加が続くとみられます。

■高齢者（年齢3区分別）の推移（実績値・推計値）



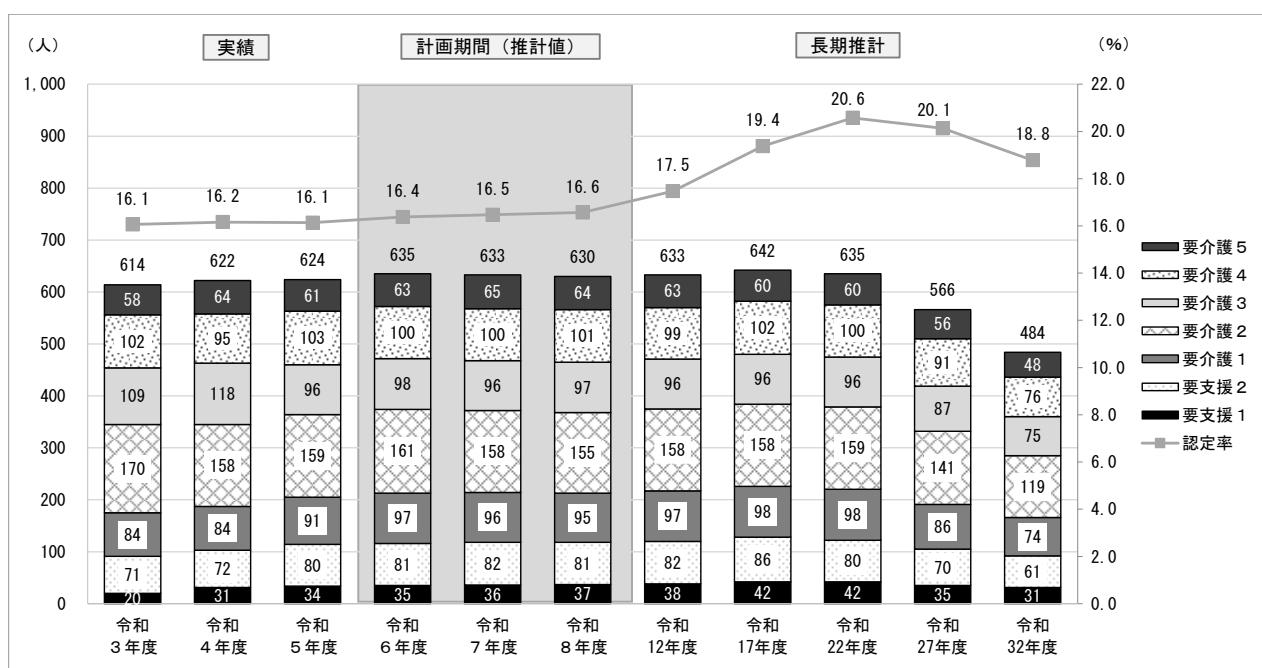
4 要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者数は、令和3年度から令和5年度の9月末の性別・年齢別の要介護認定状況が今後も同様に推移するものと想定し、本計画期間及び「団塊ジュニア世代」が高齢者となる令和22年度、さらに後期高齢者となる令和32年度の認定者数を推計しました。

要支援・要介護認定者の総数は、「団塊世代」が後期高齢者となる令和7年度まで増加することが見込まれ、令和17年度の642人をピークに減少傾向に転じ、令和22年度には635人、令和32年度には488人になると見込まれます。

また、第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者数の割合（認定率）は、第9期計画最終年度の令和8年度まで16%台で推移するものの、その後は上昇が続き、令和22年度には20.6%になると見込まれます。なお、令和32年度には18.8%に下降すると見込まれます。

■要支援・要介護認定者数の推移（実績値・推計値）



第6節 第8期計画の評価

本資料は、現行の「村田町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画」に記載されている保健福祉分野の施策状況を担当職員が自己評価した内容を整理したものです。

評価の区分は

A=予定以上 B=予定通り C=予定未満 D=その他（事業の休止等）

の4区分に分けて評価しています。

なお、新型コロナウイルス感染症の流行により、一部の事業で中止や縮小などの影響が出ています。

基本目標1 地域包括ケアシステムの充実・強化

- 基本目標1の各推進施策について、10項目がB評価、1項目がC評価となっています。
- 「総合相談支援事業」について、地域包括支援センターの周知を図るために、広報紙「地域包括支援センターいきいき通信」コーナーへの記事掲載や「地域包括支援センター便り」の発行、ホームページの活用、民生児童委員定例会への参加などを行い、相談窓口の周知とアクセス向上を図りました。
- 「健康づくり・生きがいづくり・介護予防の一体性」について、新型コロナウイルス感染症の影響で、計画通りの取り組みが困難な状況となりました。
- 「介護サービス事業者と医療機関等の連携強化」について、在宅生活の限界点を延伸させるための取り組みを強化しましたが、医師・歯科医師との情報交換、意見交換を行う場の設置は、今後取り組むものとしました。
- 「高齢者の居住安定に係る施策との連携」について、家庭内事故防止のための段差解消や手すり設置などの住宅改修費の支給を、令和3年度に13件、令和4年度に7件行いました。また、福祉用具購入費の支給を、令和3年度に27件、令和4年度に42件行いました。
- 「地域包括ケアシステムを支える人材の確保と資質向上」について、住民同士の支え合い活動である「生活支援サポーター」の検討を行い、生活支援コーディネーターとともに「生活支援サポーターの養成」及び「総合事業訪問型Bサービス」を新たに創設しました。

施策・事業名	担当課等	評価
第1節 高齢者の現状把握、相談対応体制等の充実		
1 地域情報、高齢者の実態把握、情報の共有	健康福祉課（高齢福祉班）	B
2 総合相談支援事業	健康福祉課（高齢福祉班）	B
第2節 保健・医療・福祉・介護・住まいの連携		
1 健康づくり・生きがいづくり・介護予防の一体性	健康福祉課（高齢福祉班）	C
2 介護サービス事業者と医療機関等の連携強化	健康福祉課（高齢福祉班）	B
3 在宅療養に向けた体制の整備	健康福祉課（高齢福祉班）	B
4 地域福祉を担う関係機関との連携	健康福祉課（社会福祉班・高齢福祉班）	B
5 高齢者の居住安定に係る施策との連携	健康福祉課（高齢福祉班）	B
第3節 地域で助け合う仕組みづくり		
1 地域包括ケアシステムを支える人材の確保と資質向上	健康福祉課（高齢福祉班）	B
2 地域資源のネットワーク化の推進	健康福祉課（高齢福祉班）	B
3 地域における互助関係強化の促進	健康福祉課（高齢福祉班）	B
第4節 地域包括支援センターや実施事業の情報公表	健康福祉課（高齢福祉班）	B

基本目標2 健康づくりと介護予防の一体的な実施・推進

- 基本目標2の各推進施策について、1項目がA評価、9項目がB評価、3項目がC評価、4項目がD評価となっています。
- 「健康診査・各種検診」について、健（検）診の対象者へ受診を勧奨し、受診率の向上に努めましたが、すべての健（検）診において受診率の上昇につながっていないため、効果的な対策の検討が必要です。
- 「健康教育・健康相談」と「健康づくり事業地区組織育成」、「地域での健康づくり事業(食生活改善)の状況」、「地域での健康づくり事業(運動普及)の状況」の4事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動の縮小・中止があり、評価が困難と判断しています。
- 「地域活動組織への支援・協力」について、介護予防活動に取り組む地域団体等への活動を支援するため、地域団体の希望に沿った様々な講師を派遣し、活動メニューへの作成・アドバイスを実施しました。また、地域包括支援センター職員による運営の相談支援を行いました。
- 「一般介護予防事業評価事業」について、関係機関との情報共有は限定的なもので、今後は詳細な検証が必要です。
- 「地域リハビリテーション活動支援事業」について、訪問だけではなく地域ケア会議や地域住民運営の通いの場、介護予防教室、ケープラン作成に向けたアセスメントのための助言など様々な場面に関与し、効果的な介護予防の取り組みを推進しました。
- 「通所型サービスの実施」について、計画していた通所型サービスBの創設には至っていません。

施策・事業名	担当課等	評価
第1節 健康づくりの推進		
1 健康診査・各種検診	健康福祉課（健康対策班）	C
2 健康教育・健康相談	健康福祉課（健康対策班）	D
3 健康づくり事業地区組織育成	健康福祉課（健康対策班）	D
4 地域での健康づくり事業(食生活改善)の状況	健康福祉課（健康対策班）	D
5 地域での健康づくり事業(運動普及)の状況	健康福祉課（健康対策班）	D
第2節 介護予防の推進		
1 介護予防の普及と啓発(一般介護予防事業)		
(1) 介護予防把握事業	健康福祉課（高齢福祉班）	B
(2) 介護予防普及啓発事業	健康福祉課（高齢福祉班）	B
(3) 地域介護予防活動支援事業		
①ボランティアの育成のための研修会等	健康福祉課（高齢福祉班）	B
②地域活動組織への支援・協力	健康福祉課（高齢福祉班）	B
③介護予防に資する地域活動の実施	健康福祉課（高齢福祉班）	B
(4) 一般介護予防事業評価事業	健康福祉課（高齢福祉班）	C
(5) 地域リハビリテーション活動支援事業	健康福祉課（高齢福祉班）	A
2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進		
(1) 訪問型サービスの実施	健康福祉課（高齢福祉班）	B
(2) 通所型サービスの実施	健康福祉課（高齢福祉班）	C
(3) 地域介護予防活動支援事業		
①配食サービス	健康福祉課（高齢福祉班）	B
②見守りサービス(定期的な安否確認と緊急時の対応)	健康福祉課（高齢福祉班）	B
(4) 介護予防ケアマネジメント事業	健康福祉課（高齢福祉班）	B

基本目標3 生きがいづくりと社会参加の促進

- 基本目標3の各推進施策について、3項目がA評価、2項目がB評価、1項目がC評価となっています。
- 「老人クラブの育成と活動支援」について、村田町老人クラブ連合会及び各单位クラブに対し、補助金を支給し活動を支援しました。また、感染症対策として各種スポーツ大会等は中止となったものが多くみられましたが、単位クラブではそれぞれ活動を継続しており、令和4年度には新しいクラブも設立されました。
- 「生きがい活動支援通所事業（悠々げんきクラブ事業）」について、利用している施設の修繕等、ハード面での改善はみられましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、施設利用に制限が設けられ、参加者数が予想人数を下回りました。
- 「生涯学習等の充実」について、高齢者を含めた地域のボランティア等を対象として「地域ボランティア等研修会」を開催し、知識や技術を習得するだけでなく、参加者同士の交流を深めることができ、高齢者におけるコミュニティ向上の役割も果たすことができました。
- 「高齢者の就労支援」について、シルバー人材センターの会員は増加傾向にあり、女性登録者数も増加していますが、男女比率はほぼ横ばいの状況となっています。またホームページやチラシを活用し、公共及び個人家庭からの受託増により、地域の日常生活に密着した高齢者の就業機会の確保を図ることができました。
- 「世代間交流と文化伝承の促進」について、地域が一体となって子どもたちを育むための「むらたっ子応援団事業」において、「むらたっ子応援ボランティア」として多くの高齢者の方々から協力を得ており、農業体験や伝承活動など自らの知識や技能を生かすことで、高齢者の生きがいづくりにつながっています。

施策・事業名	担当課等	評価
第1節 生きがいづくり活動の促進		
1 老人クラブの育成と活動支援	健康福祉課（高齢福祉班）	B
2 生きがい活動支援通所事業(悠々げんきクラブ事業)	健康福祉課（高齢福祉班）	C
第2節 生涯学習等の充実		
第3節 高齢者の就労支援	生涯学習課	A
第4節 交流の促進と敬老事業		
1 世代間交流と文化伝承の促進	まちづくり推進課	A
2 敬老事業	健康福祉課（高齢福祉班）	B

基本目標4 高齢者の生活支援、包括的支援等の充実

- 基本目標4の各推進施策について、14項目がB評価、4項目がC評価となっています。
- 「ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業」について、令和3年度に5人、令和4年度に8人の利用者がみられます。
- 「老人日常生活用具給付・貸与」について、対象者がいないため、実施していません。
- 「福祉有償運送サービス事業」について、自分で通院することが困難な高齢者等を対象に福祉有償運送ボランティアによる運送を実施していますが、利用が減少傾向にあります。
- 「地域ケア会議の充実」について、自立支援型地域ケア個別会議を定例で開催し、個別事例を通して多職種と関係機関で地域課題を共有することができました。また、理学療法士等の各専門職からの視点を取り入れ、ケアマネジメントの質の向上につなげました。
- 認知症の専門医療機関である川崎こころ病院と連携し、認知症相談を隔月開催し、認知症が疑われる方の医療受診が円滑に行えるように支援しました。
- 「日常生活自立支援事業（まもりーぶ）」について、社会福祉協議会が相談窓口となって事業を行っています。令和3年度、4年度の実績はありませんが、令和5年度には2件の利用がみられます。（令和5年12月時点）
- 「紙おむつ等支給事業（家族介護用品支給事業）」について、令和3年7月より支給内容の変更を行いましたが、特に問題なく推移しており、令和3年度延べ137世帯、令和4年度延べ128世帯に支給を行いました。
- 「家族介護慰労事業」について、令和4年度に1件の申請があり支給を行いました。

施策・事業名	担当課等	評価
第1節 生活支援サービスの充実		
1 ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業	健康福祉課（高齢福祉班）	B
2 老人日常生活用具給付・貸与	健康福祉課（高齢福祉班）	C
3 生活支援体制整備事業	健康福祉課（高齢福祉班）	B
4 福祉有償運送サービス事業	健康福祉課（高齢福祉班）	C
5 高齢者の移動支援	健康福祉課（高齢福祉班）	B
第2節 包括的支援事業の充実		
1 地域包括支援センターの機能強化	健康福祉課（高齢福祉班）	B
2 地域ケア会議の充実	健康福祉課（高齢福祉班）	B
3 在宅医療・介護連携の推進	健康福祉課（高齢福祉班）	B
4 認知症施策の推進		
（1）認知症の理解促進及び本人発信支援	健康福祉課（高齢福祉班）	B
（2）認知症予防の推進	健康福祉課（高齢福祉班）	B
（3）認知症の人とその家族への支援体制の強化	健康福祉課（高齢福祉班）	B
（4）認知症バリアフリーの推進・若年性認知症への対応	健康福祉課（高齢福祉班）	B
5 虐待防止と権利擁護		
（1）高齢者の虐待防止の取り組み	健康福祉課（高齢福祉班）	B
（2）権利擁護事業	健康福祉課（高齢福祉班）	B
（3）成年後見制度利用支援事業	健康福祉課（高齢福祉班）	B
（4）日常生活自立支援事業（まもりーぶ）	健康福祉課（高齢福祉班）	C
第3節 任意事業の実施		
1 家族介護の支援		
（1）紙おむつ等支給事業（家族介護用品支給事業）	健康福祉課（高齢福祉班）	B
（2）家族介護慰労事業	健康福祉課（高齢福祉班）	B

基本目標5 介護保険サービスの充実

- 基本目標5の各推進施策について、すべての項目でB評価となっています。
- 「要介護認定の適正化」について、新規においては直営の認定調査員が調査を実施し、更新及び区分変更については一部を事業所に委託して実施しました。また、適正な調査が行われるよう、調査後の調査結果の詳細な審査、認定調査員等の必要な研修の受講を行いました。
- 「介護給付の適正化」について、国保連合会提供の適正化データを基に、過多なサービス提供が行われていないか点検するとともに、事業者に対して、利用者の状態に応じた適正な介護保険サービスが提供されているか、必要に応じてケアプラン点検を行いました。
- 「制度及びサービスの周知」について、要介護認定の新規申請時や、窓口に相談に訪れた家族に対して、制度やサービスの種類等が詳細に記載されているパンフレット等の配布を行いました。また、各種会合や研修会へ地域包括支援センター職員を派遣し、介護保険制度及び介護サービス、町の保健福祉事業も含めたサービス全般の周知を図りました。
- 「制度の利用を容易にするための施策」について、介護老人福祉施設の入所者に対し、住所変更の際に限度額申請の案内もあわせて行いました。また、高額介護サービス費新規該当者に対して、必要書類等をわかりやすく記載した通知を行いました。
- 「相談・苦情への対応」について、被保険者の話を聞くだけでなく、事業所に公正な立場で事実確認を行い、県や国保連合会に解決事例を聞く・必要に応じ現状を調査するなどして、被保険者と事業所双方の状況向上を図りました。

施策・事業名	担当課等	評価
第3節 介護サービスの円滑な運用		
1 要介護認定・給付の適正化とサービスの質的向上		
(1) 要介護認定の適正化	健康福祉課（高齢福祉班）	B
(2) 介護給付の適正化	健康福祉課（高齢福祉班）	B
(3) サービスの質の向上	健康福祉課（高齢福祉班）	B
(4) 事業者との連携	健康福祉課（高齢福祉班）	B
(5) 近隣市町村との連携	健康福祉課（高齢福祉班）	B
2 サービス利用のための支援		
(1) 制度及びサービスの周知	健康福祉課（高齢福祉班）	B
(2) 事業者情報等の周知	健康福祉課（高齢福祉班）	B
(3) 制度の利用を容易にするための施策	健康福祉課（高齢福祉班）	B
(4) 相談・苦情への対応	健康福祉課（高齢福祉班）	B

基本目標6 安心して暮らせる生活環境の充実

- 基本目標6の各推進施策について、1項目がA評価、6項目がB評価、4項目がC評価、1項目がD評価となっています。
- 「緊急時避難行動支援体制の整備」について、災害時等に支援が必要な高齢者等に対して、避難誘導や安否確認ができるよう要支援者名簿を作成しました。
- 「緊急事態の事前対策の推進」について、備品等の整備を進めることができましたが、避難訓練においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、全体的な訓練は行わず、実施できる訓練のみを行いました。
- 「高齢者のための防犯対策」について、令和3年度に町民が特殊詐欺被害に遭ったことから、対策として特殊詐欺対策の電話機を購入した方への助成金制度の導入、令和4年度には簡易型の対策装置を無償配布し、特殊詐欺対策を推進しました。
- 「消費者被害の防止」について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、消費者生活講座等が中止となっています。
- 「交通安全運動の推進」について、交通安全運動期間において広報車を使用した広報・チラシの全戸配布等を行ったほか、支援事業を活用して運転免許証を自主返納した方は、令和3年度19名、令和4年度12名となっています。
- 「バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進」について、検討を行っていますが、財政上の問題により、事業が停滞しています。
- 「多様な住まいの確保」について、実施方針が検討中であり、事業化に至っていません。
- 「軽費老人ホーム(ケアハウス)」について、近隣市町の施設で対応できており、新たな整備は行っていません。

施策・事業名	担当課等	評価
第1節 防災・感染症対策と発生時対応の充実		
1 緊急時避難行動支援体制の整備	健康福祉課（社会福祉班）	B
2 地域の防火・防災対策の推進	総務課（防災班）	B
3 緊急事態の事前対策の推進	総務課・健康福祉課（健康対策班・高齢福祉班）	C
第2節 防犯・交通安全の推進		
1 高齢者のための防犯対策	総務課（防災班）	B
2 消費者被害の防止	町民生活課（総合窓口班）	D
3 交通安全運動の推進	総務課（防災班）	B
第3節 居住環境の向上		
1 住宅改修相談	健康福祉課（高齢福祉班）	A
2 福祉用具利用の促進	健康福祉課（高齢福祉班）	B
3 バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	健康福祉課（社会福祉班）	C
4 多様な住まいの確保	健康福祉課（高齢福祉班）	C
第4節 福祉施設の確保		
1 養護老人ホーム	健康福祉課（高齢福祉班）	B
2 軽費老人ホーム(ケアハウス)	健康福祉課（高齢福祉班）	B

第3章 計画の基本的方向

第1節 取り組むべき課題

高齢者を取り巻く状況やアンケート調査からみた、本計画を策定する上での課題は、以下のとおりとしました。

1 高齢者や家族を支援する相談・支援体制の充実

高齢者へのアンケート調査において、町に求める施策として「相談体制の充実」の期待は高く、未認定者と要支援認定者で40.4%、要介護認定者で45.0%と最も高い割合となっています。また、「困ったときの相談相手」として、「町の相談窓口」と「地域包括支援センター」が、未認定者と要支援認定者でそれぞれ41.3%、19.1%、要介護認定者でそれぞれ24.2%、21.5%となっており、町及び地域包括支援センターへの相談機関としての役割に高い期待が寄せられています。

今後は、高齢者本人だけではなく、介護をしている家族を含めて、支援を必要とする町民の実態把握、相談を受けた際に必要な支援につなげるための府内の体制、連携体制の整備を進めるとともに、複雑化や困難化、重症化事例に対応するための職員の育成、意識の向上、本人や家族の状況に応じた適切なサービス・支援の提供が必要です。また、相談内容を基にした支援ニーズや対応策の事例、要介護リスクや健康リスク等に関連する各種実績・データの把握・分析、潜在化している高齢者やその家族の課題の把握、一歩踏み込んだ対応の実施が必要であるとともに、町内の高齢者施策の基礎となる高齢者の実態把握や分析、情報の共有化等の取り組みも必要です。

2 認知症予防・介護予防の促進

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、要介護未認定者、要支援認定者のうち56.5%に「認知症リスク」がみられ、前回の調査結果（56.8%）からやや下降したものの、元気な高齢者の半数以上にリスクがあると考えられます。認知症高齢者の増加は、全国的な傾向として懸念されており、本町においても、大きな課題といえます。また、「うつ傾向」や「転倒」の各リスクにおいても、3割以上が該当していることから、高齢者それぞれのリスクを把握し、状態に応じた介護予防の取り組みが必要です。

また、元気な時期から介護予防に关心を持ち、自ら取り組むよう意識の啓発や認知症予防、介護予防、健康増進を促進するとともに、可能な範囲で身近な人の交流すること、自立した生活を送ること、社会活動に参加することなど、日常的な活動が心身の健康の維持・向上につながるよう、情報発信が必要です。

3 高齢者を支援する福祉人材の確保や発掘・育成、介護保険サービスの利用促進

本町は、町内に訪問介護事業所等在宅サービスの事業所がなく、慢性的に福祉人材が不足している状態が続いている。その要因として、町内に鉄道駅がなく公共交通が不便であること、近隣市町に大規模な事業所が整備されており、町内での就職を希望する福祉人材が少

ないこと等が挙げられます。

また、在宅介護実態調査において、介護離職者が回答者全体では13.4%（127人中17人）となっており、介護離職者17人中「60代」と「70代」で13人を占めています。なお、主な介護者の年齢について、「85～89歳」と「90～94歳」に「20代」の回答がみられます。

本町の高齢化率はすでに3割を超えており、その傾向は今後も続くとみられます。そのため、介護保険事業所の雇用を確保して、介護保険サービスの利用による家族介護者の負担を軽減できるような体制を整備し、NPO法人・ボランティア団体や地域の中で高齢者を支援する「おせっかい」な近隣住民の発掘・育成が必要です。

4 地域社会における助け合いの力の維持

本町では、すでに町民の3人に1人以上が高齢者となっており、地域を担う現役世代（生産年齢人口）は53.0%と半数近くまで割合が低下しています。また、高齢者のひとり暮らし世帯・高齢夫婦世帯なども増加しており、今後のさらなる高齢化の進行により、地域の福祉を担う人材の互助能力の低下がますます進むことが考えられます。

地域社会で、お互いに助け合う互助能力の維持、町内の高齢者の支援のため、町、町内会、近隣住民、医療機関、社会福祉法人、NPO法人・ボランティア団体等の連携体制の育成・充実が必要です。また、地域社会で高齢者が支えられるだけではなく、お互いに支え合う意識の醸成も必要です。

5 町民に伝わりやすい情報発信

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、介護予防教室・講座への参加しない理由について、「このような事業があることを知らなかったから」が19.9%となっています。なお、経済的状況が苦しいまたはふつうの世帯では、「興味はあるが、具体的な取り組み方がわからない」の回答が比較的高い割合となっています。また、認知症の相談窓口を知っている高齢者は30.0%にとどまり、67.1%は「知らない」と回答しており、町民に知られていない町の事業や制度が多いと考えられます。

今後は、法制度や町の事業、相談窓口等の、高齢者の生活に必要な情報をわかりやすく、もれなく広報するため、複数の手法を組み合わせた情報発信や発信内容の検証・改善等を図ることが必要です。

6 高齢者の利便性向上に向けた外出手段のあり方の検討

高齢者へのアンケート調査において、本町に暮らしにくさを感じている高齢者の4割が「日常の移動手段となる公共交通の充実」に期待しています。近年は、高齢ドライバーへの自動車運転免許の自主返納を呼びかけていますが、その代替となる外出手段として、公共交通機関や町のデマンド型乗合タクシー「くらりん号」の利用が増加しており、さらに、みやぎ県南中核病院までのタクシー料金の半額助成を開始し、外出の促進を進めています。

今後は、感染症対策を徹底しながら、高齢者の外出支援、外出の利便性向上に向けた外出手段の充実、あり方の検討が必要です。

第2節 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

今後少子高齢化の進展に伴い、「団塊ジュニア世代」が高齢者になる令和22年度、さらに「団塊ジュニア世代」が後期高齢者となる令和32年度を見据え、高齢者が住み慣れた地域で尊厳を持ちながら暮らし続けられるよう、支援が求められています。

本町においては地域内での高齢者同士の交流機会が比較的維持されており、地域住民同士のつながりは受け継がれているといえます。地域での人と人とのつながりは、社会保障等の公的な支援では対応できない柔軟さと細やかさをもって、高齢者を支える重要な役割が期待されます。また、元気な高齢者がこれまで培ってきた経験・知識・技術等を生かし、高齢者同士が支え合い、自らの生きがいづくりと健康増進を図るとともに、地域のつながりを作り、その支え手として貢献することが必要です。

その一方で、現役世代の減少が続き、さらには高齢者の減少が目前に迫っており、地域で支え合う人材不足が加速していくとみられます。

そのため、高齢者は支援を受けることと同時に、自分ができること、参加できることに積極的に取り組み、地域のあらゆる住民が可能な範囲で役割を持ち、支え合いながら、自分らしくいきいきと活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉や介護保険等の公的なサービスを活用しながら安心して暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が必要となります。

したがって、本計画においては、高齢者一人ひとりが自分らしく暮らせる環境整備を重視するとともに、支援を必要とする要支援・要介護認定者、特に認知症の人やその介護を担う家族に対して、気持ちを共有し、お互いに助け合える人と人とのつながりをさらに強めるとともに、医療・介護・福祉などの関係機関相互のつながりをより強固なものとし、地域包括ケアシステムの深化・推進により、高齢者がいつまでも安心して住み続けられるよう、また、地域の主役として活躍できるよう、一歩ずつ確実に進め、未来へ持続可能な「地域共生社会」の実現に向けて、まちづくりを目指していきます。

そのため、本計画の基本理念を以下のとおり定めます。

誰もがいきいきと、自分らしく安心して暮らせるまち

2 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、具体的な施策の指針となる基本目標を以下のとおり定めます。

基本目標1 地域包括ケアシステムの深化・推進

第6期計画で明確に位置づけられた「地域包括ケアシステム」は、「団塊の世代」が後期高齢者になる令和7年度に向け体制構築を進めてきました。

今後も、その取り組みの充実・強化に向けて、必要な人材・機能の確保・育成、医療・介護・福祉の連携体制の構築や町内外の関連機関のネットワークの構築、支援が必要な世帯（ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯、認知症高齢者のいる世帯など）への切れ目のない相談支援体制の整備など、関係機関や庁内の連携体制強化を目指します。

基本目標2 健康づくりと介護予防の充実

高齢者が地域で心身ともに健康的な生活を続けられるよう、健康づくりや介護予防の必要性・意義について情報発信を行います。

また、高齢者の保健事業や介護予防事業等の各種データをP D C Aサイクルにより検証・分析を行い、高齢者一人ひとりの状態に応じた保健事業と介護予防事業を一体的に実施するとともに保険者機能強化推進交付金等を活用した介護予防事業を実施します。

さらに、効果的にわかりやすく、介護予防の取り組みの情報発信を行い、より多くの町民に参加していただくことを目指します。

基本目標3 生きがいづくりと社会参加の促進

今後も少子高齢化が進む状況にあって、地域社会の中で高齢者が主体的に活動し生きがいを持って生活を送れるよう、高齢者の生きがいづくりを促進します。

また、高齢になっても仕事を持つ、社会の一員としての役割を担うとともに、心身の健康維持や介護予防、認知症予防等の効果を期待する観点から、高齢者の就労、社会参加を促進します。



基本目標4 高齢者の生活支援、包括的支援等の充実

要介護状態の有無に係わらず、住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、生活支援サービス（緊急通報システム、日常生活用具貸与、軽度な生活支援、外出支援等）や包括的支援（認知症支援、権利擁護等）、任意事業（家族介護者支援等）等の各種サービスの充実に努めます。

また、高齢者の生活支援サービスの担い手となる人材の確保、育成を目指します。

基本目標5 介護保険サービスの充実

今後も続く高齢化の進行に合わせて、町内の高齢者が介護を必要となった場合でも、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護保険サービスの提供体制の充実を図ります。

また、家族介護者の負担軽減に向けた適切なサービス利用の促進に努めるとともに、公平・公正な制度の運用に向けた要介護認定・給付の適正化等を推進します。

基本目標6 安心して暮らせる生活環境の充実

高齢者が安心して生活できるよう、防犯対策や増加する高齢者ドライバーへの対策、多様な暮らしの場の確保など、生活環境の充実に努めます。

さらに、近年増加する自然災害の発生や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、災害や感染症対策を推進します。



3 基本目標と施策体系

基本理念と基本目標を実現するための施策体系は、以下のとおりとします。

《基本理念》

《基本目標・施策》

誰もがいきいきと、自分らしく安心して暮らせるまち

基本目標1 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 1 高齢者の現状把握、相談対応体制等の充実
- 2 保健・医療・福祉・介護・住まいの連携
- 3 地域で助け合う仕組みづくり
- 4 地域包括支援センターや実施事業の情報公表

基本目標2 健康づくりと介護予防の充実

- 1 健康づくりの推進
- 2 介護予防の推進
- 3 保健事業と介護予防の一体的実施

基本目標3 生きがいづくりと社会参加の促進

- 1 生きがいづくり活動の促進
- 2 生涯学習等の充実
- 3 高齢者の就労支援
- 4 交流の促進と敬老事業

基本目標4 高齢者の生活支援、包括的支援等の充実

- 1 生活支援サービスの充実
- 2 包括的支援事業の充実
- 3 任意事業の実施

基本目標5 介護保険サービスの充実

- 1 介護保険サービスの充実
- 2 介護保険料の設定
- 3 介護保険サービスの円滑な運用

基本目標6 安心して暮らせる生活環境の充実

- 1 防災・感染症対策と発生時対応の充実
- 2 防犯・交通安全の推進
- 3 居住環境の向上
- 4 福祉施設の確保

4 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、本町の地理条件、人口や交通その他の社会条件、介護保険サービス事業者の分布状況等を総合的に勘案し、これまで通り1圏域とします。



第2編 各論

第1章 地域包括ケアシステムの深化・推進

第1節 高齢者の現状把握、相談対応体制等の充実

高齢者の支援の充実のため、地域で生活する高齢者やその家族の生活実態、悩み、困りごとを把握する必要があります。そのため、安心して相談できる窓口の体制充実や地域との情報共有を図る必要があります。

また、受けた相談、把握した実態を必要な支援につなげられるよう体制整備を進めていきます。

1 地域情報、高齢者の実態把握、情報の共有

地域で生活する高齢者やその家族に必要な支援を行えるよう、生活実態や悩みごと・困りごとを把握していく必要があります。本町の高齢者の特徴として、困りごとを自ら発信しない方が散見されることから、潜在的な困りごとを把握し相談機関につなぐ役割を担う行政区長、民生児童委員を対象に啓発を行うとともに、見守りに必要な取り組みをまとめたガイドブックを作成し、地域での見守り体制、連携体制の強化を図ります。

また、これまで取り組みを進めてきた民生児童委員定例会や介護事業所連絡会、ケアマネジャー連絡会等を通じた連携・情報共有体制の構築、充実を進め、相談しやすく、困りごとを把握しやすい窓口体制の充実を図ります。

2 総合相談支援事業

地域包括支援センターには保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職を配置し、相互に連携しながら、町民の各種相談を幅広く受け付けるとともに、相談・苦情の受け付け等についても窓口となって対応しています。

また、高齢化の進行や家族形態・ライフスタイルの多様化によって高齢者の抱える課題の多様化・複雑化が進むことが考えられることから、庁内関係部署間や地域の関係者等との連携の充実を図ります。

さらに、深刻性が高く、専門的な対応が必要なケースに対応できるよう、専門機関と連携しながら継続的・専門的な相談支援を行い、制度横断的、多面的な支援を展開するとともに、より多くの町民に相談窓口の存在、役割を周知できるよう、地域との交流、町の広報紙やホームページ等での発信に努めます。

第2節 保健・医療・福祉・介護・住まいの連携

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるようになるためには、個別のケアマネジメントだけでなく、高齢者の生活を地域で支える観点からの全体のマネジメントが必要です。本町の実情に合った地域包括ケアシステムの深化・推進のため、保健・医療・福祉・介護の関係機関の連携を強化していきます。

1 健康づくり・生きがいづくり・介護予防の一体性

高齢者の生活習慣病予防などの健康づくりは、身体機能の維持・向上などの介護予防事業、仲間づくりや生きがいづくり、社会参加などの各分野の事業に関連性を持たせて一体的に進めていくことが望ましいことから、町の関係各課、地域包括支援センター、医師会・歯科医師会、社会福祉協議会などの関係機関との連携を強化し、本町における高齢者の特性を踏まえた事業展開を進めています。

なお、これらの取り組みを進めるにあたって、保健福祉、介護予防、介護保険サービスなど、各種データを整理分析し、健康寿命の延伸につながるよう取り組みます。

2 介護サービス事業者と医療機関等の連携強化

介護サービスの現場では主治医や看護師から情報提供がなされるほか、ケアマネジャーが招集するサービス担当者会議において、ヘルパー・デイサービスなどの福祉系事業者、リハビリなどの医療系事業者、本人や家族などとも随時情報共有が図られています。しかし、感染症の流行が続く状況において、情報内容や病院への入退院時における効果的な情報共有の方法を検討する必要があります。

今後は、地域ケア会議やケアマネ連絡会、介護保険事業所連絡会を有効に機能させて総合調整に努めるとともに、必要に応じて独自の情報交換の場を設けるなど、より効果的な医療・介護の連携に努めます。また、在宅での生活を継続するためには、生活機能を維持していくことが前提となることから、より効果的なリハビリテーションを提供できるよう、医師・歯科医師・看護師・理学療法士・ケアマネジャーなど多職種の連携の枠組みを点検・改善に努め、より効果的な運用につながるよう取り組みます。



3 在宅療養に向けた体制の整備

在宅療養とは、診療所や訪問看護ステーションなどから医師・看護師に訪問をしてもらい、自宅で療養することです。身体の状況や家庭環境、自動車運転免許証の返納などの理由から病院への通院治療が難しい高齢者に対する医療として、在宅療養の重要性が高まっています。

今後は、パンフレットの配布等により在宅療養についての住民の理解を深めるための啓発を行うとともに、高齢者が在宅でも必要な治療を受けられ望ましい療養生活が送れるよう、訪問診療を担う医療機関、訪問看護ステーションとの連携強化など、本人にとって適切な治療やケアが受けられる在宅療養の体制の充実を図ります。

また、要支援・要介護認定者の医療・看護ニーズに柔軟に対応できる定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護の整備についても今後検討していきます。

4 地域福祉を担う関係機関との連携

地域の高齢者の実態把握や、速やかな支援に向け、地域福祉を担う社会福祉協議会や民生児童委員との連携強化に努めます。また、生活支援コーディネーター活動や協議体（地域支え合い会議）の場を活用して「地域包括ケアシステム」についての情報共有や意見交換を行い、地域全体に浸透させ、連携の強化を図ります。

5 高齢者の居住安定に係る施策との連携

本町は持家が多い地域ですが、ひとり暮らしや高齢者のみ（夫婦、親子）の世帯、認知症高齢者など、それぞれの状態に適した住環境の整備が必要となります。

今後は、在宅での生活維持を基本とするため、持家や賃貸住宅の住宅改修支援を中心に、在宅での生活を支援するための支援・見守り体制の整備を進めます。なお、高齢者向けの住宅・施設の供給について、現在の住宅供給を維持することを基本としますが、人口構造の変化や高齢者の住宅ニーズに合わせて、県や庁内関係部署等と連携し、必要な施策を推進します。合わせて、介護保険サービスにおける住宅改修など、公的な制度を活用していただけるよう、パンフレット等を活用して制度の周知に努めます。

また、今後は虐待や生活困窮者、社会的な孤立など、多様な生活課題を抱える高齢者が増加する可能性があることから、緊急避難的な措置入所の対応に努めます。



第3節 地域で助け合う仕組みづくり

高齢者の生活を支援するため、地域で活動する各種組織、人材との連携が必要です。現在は、組織や個人がそれぞれの役割、資質に応じて対応していますが、今後は、各組織・人材の連携により、地域で助け合う仕組みづくりを推進します。

1 地域包括ケアシステムを支える人材の確保と資質向上

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、介護保険サービスや地域支援事業、その他生活支援活動に携わる人材を安定的に確保するための取り組みが重要です。

このため、県や地域の関係団体、介護保険事業所、民間事業所など多様な関係機関と連携しながら、支え手となるボランティア、NPO法人の育成、市民後見人の育成、認知症サポートの養成など、必要な施策に取り組みます。また、幼少期から福祉意識を育成できるよう、町内の学校において認知症センター養成講座等の福祉教育の実施を継続します。さらに、各事業所に対して業務の効率化の促進、ハラスマントの防止、介護ロボット・ICT技術の導入、危険性・リスクの解消など、職員の負担軽減につながる取り組みを促進するよう働きかけます。

2 地域資源のネットワーク化の推進

日常的に地区の福祉活動に携わっている生活支援コーディネーターや行政区長、民生児童委員、自治会、ボランティア等の連携強化に向けて、交流機会の設置を図ります。

また、スポーツ・文化活動等の趣味活動を目的とする団体・サークル等との連携について、コロナ禍において停滞した活動の活性化を図り、福祉活動への協力・参加を推進します。

3 地域における互助関係強化の促進

地域包括ケアシステムの深化・推進の実現に向けた取り組みを進めていく上で重要なのは、「自助・互助・共助・公助」という考え方です。

- 自助：自ら働いて、または、自らの年金収入等により、自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持すること
- ◎互助：近隣の助け合いやボランティア等のインフォーマルな相互扶助
- 共助：社会保険のような制度化された相互扶助
- 公助：自助・互助・共助では対応できない困窮等の状況に対し、所得や生活水準・家庭状況等の受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う社会福祉等

本町では、介護保険によるサービスや医療保険によるサービスをはじめとする「共助」だけでなく、住民主体のサービスやボランティア活動などの「互助」を有機的に連携して地域で高齢者を支える体制を構築していくことが重要と考えます。

そのため、生活支援コーディネーターと協議体（地域支え合い会議）が連携し、地域の互助のあり方についての意識啓発、地域で行われている互助活動の側面的な支援、世代間交流の促進など、互助関係強化に向けた活動の促進を図ります。また、町内各地域で高齢者の参加促進に努めます。

第4節 地域包括支援センターや実施事業の情報公表

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けては、医療・介護サービスの情報に加えて、地域包括支援センターや生活支援・介護予防サービスの情報、事業・サービス内容について、地域で共有される資源として広く住民に伝えていくことが必要となります。

そのため、町の広報紙やホームページ、厚生労働省が運用する介護サービス情報公表システムを活用して積極的に情報発信するよう努めるとともに、当該ホームページについて、多くの町民に知っていただけるよう、広報を図ります。



第2章 健康づくりと介護予防の一体的な実施・推進

高齢者が、生きがいを持って自己実現を図りながら生活するためには、まずは健康であることが必要です。健康づくりと介護予防の一体的な実施に向け、運動・口腔機能向上・栄養改善等のフレイル対策などの保健事業と介護予防を一体的に実施し、高齢者の健康づくりに関する意識を高め、高齢者自身による取り組みを促進し、生活習慣の改善や心身の機能の維持・向上を図ります。

また、コロナ禍において停滞していた事業・活動が多くみられたことから、感染症の流行に配慮しながら、各地区での活動を活性化し、より多くの地域住民に参加していただくよう努めます。

第1節 健康づくりの推進

従来、老人保健事業として実施してきた高齢者のための健康づくり事業については、「健康むらた21計画」（平成25年度～令和4年度、令和5年度まで期間延長）に基づき、高齢者を含む40歳以上の方を対象とした健康増進事業として実施しています。

1 健康診査・各種検診

本町では、特定健康診査等の健康診査、各種がん検診、骨粗しょう症検査等を実施しています。

今後も、対象者に健康診査や各種検診の受診を勧奨し、受診率の向上に向けた効果的な啓発方法の改善を図るとともに、検診メニューの充実を検討していきます。

また、未受診者の実態を把握し、受診しない理由の把握や未受診者を受診に誘導するための方策、コロナ禍において受診控えをしていた方への受診促進の方策、受診をきっかけに介護予防事業につなげる取り組みを検討します。

■特定健康診査等の実績・見込み・計画値

		実績値		見込み		計画値	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国保特定健康診査	対象者数(人)	2,067	2,023	1,950	1,850	1,728	1,588
	受診者数(人)	889	861	842	870	864	841
	受診率(%)	43.0	42.6	43.2	47.0	50.0	53.0
青年期健康診査	対象者数(人)	1,913	1,851	1,792	1,734	1,678	1,624
	受診者数(人)	94	87	78	85	84	81
	受診率(%)	4.9	4.7	4.8	4.9	5.0	5.1
後期高齢健康診査	対象者数(人)	1,663	1,643	1,623	1,603	1,583	1,564
	受診者数(人)	407	432	476	481	506	516
	受診率(%)	24.5	26.3	29.3	30.0	32.0	33.0
骨粗しょう症検査	対象者数(人)	568	552	536	520	505	490
	受診者数(人)	87	85	80	88	88	90
	受診率(%)	15.3	15.4	16.0	17.0	17.5	18.5
肝炎ウイルス検査※1	対象者数(人)	—	—	—	—	—	—
	受診者数(人)	139	96	115	80	120	90
	受診率(%)	—	—	—	—	—	—

※1 肝炎ウイルス検査の対象は、40歳及び41歳以上で過去に検査を受けたことがない方としているが、個人別の検査履歴が把握できないこと15から対象者及び受診率は記載しない。

■各種がん検診の実績・見込み・計画値

		実績値		見込み	計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
胃がん	対象者数（人）	3,925	4,075	4,000	4,050	4,025	4,075
	受診者数（人）	729	733	699	761	776	815
	受 診 率（%）	18.6	18.0	17.4	18.8	19.3	20.0
結核・肺がん	対象者数（人）	4,280	4,329	4,304	4,320	4,300	3,450
	受診者数（人）	1,931	1,902	1,891	1,922	1,935	1,979
	受 診 率（%）	45.1	43.9	43.9	44.5	45.0	45.5
子宮がん	対象者数（人）	3,383	3,348	3,365	3,333	3,355	3,328
	受診者数（人）	877	801	807	809	832	859
	受 診 率（%）	25.9	23.9	24.0	24.3	24.8	25.3
乳がん	対象者数（人）	1,704	1,603	1,653	1,623	1,645	1,620
	受診者数（人）	522	490	454	462	485	494
	受 診 率（%）	30.6	30.6	27.5	28.5	29.5	30.5
大腸がん	対象者数（人）	4,396	4,497	4,446	4,373	4,450	4,463
	受診者数（人）	1,280	1,296	1,272	1,273	1,317	1,343
	受 診 率（%）	29.1	28.8	28.6	29.1	29.6	30.1
前立腺がん	対象者数（人）	1,663	1,733	1,698	1,718	1,700	1,710
	受診者数（人）	396	421	410	422	426	437
	受 診 率（%）	23.8	24.3	24.1	24.6	25.1	25.6

出典：健康福祉課

2 健康教育・健康相談

健康相談や懇親会における健康教育講話により、心身の健康に関する相談に応じた必要な指導助言を行い、家庭における健康管理を支援します。

また、健康教育を通じて生活習慣病の予防その他の健康に関する事項についての正しい知識の普及、かかりつけ医による受診などを推進し、健康づくりの認識と自覚を高め、高齢者の健康の維持増進を図ります。なお、定期受診の必要がない高齢者も、あらかじめかかりつけ医を決めておくことを推奨します。

3 健康づくり事業地区組織育成

健康づくり事業地区組織の育成を図るため、総会・研修会等を開催しています。また、健康推進員の養成のため、地区組織養成講座を開催しています。

令和2年度以降は、コロナ禍により講座の開催が停滞し、会員も減少していましたが、今後は活動を活性化させ、組織の育成・成長を図ります。

■健康づくり事業 地区組織育成の実績・見込み・計画値

		実績値		見込み	計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
総会・研修会	回 数(回)	5	6	3	4	4	4
	参加延人数(人)	155	118	132	204	204	204
理事会	回 数(回)	5	5	8	5	5	5
	参加延人数(人)	52	43	88	60	60	60
県連絡協議会 への参加	回 数(回)	1	1	1	1	1	1
	参加延人数(人)	1	1	3	1	1	1
健康づくり事 業地区組織養 成講座	回 数(回)	0	0	6	0	0	6
	参加延人数(人)	0	0	42	0	0	120

出典：健康福祉課

4 地域での健康づくり事業（食生活改善）の状況

食生活改善を通じた健康づくりを図るため、食育教室や講習会、地区への伝達講習会を開催しています。

今後も事業を継続し、会員による高齢者の食生活の改善を図ります。

5 地域での健康づくり事業（運動普及）の状況

運動を通じた健康づくりを図るため、講習会等を開催しています。今後も事業を継続するとともに、事業の内容や開催場所、効果等の情報を発信し、高齢者の運動習慣の普及を図ります。

なお、単独の事業だけではなく、各種講習会や介護予防事業等に合わせて、運動の紹介や情報提供を行うなど、普及方法の拡大に努めます。

■地域での健康づくり事業（運動普及）の実績・見込み・計画値

		実績値		見込み	計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
運動セミナー	回 数(回)	1	3	3	3	3	3
	参加延人数(人)	16	52	43	45	45	45
ウォーキング 大会	回 数(回)	1	0	0	1	0	1
	参加延人数(人)	75	0	0	75	0	75
地区伝達講習 会	回 数(回)	0	2	1	2	2	2
	参加延人数(人)	0	22	33	40	40	40

出典：健康福祉課

第2節 介護予防の推進

介護予防の取り組みについては、町民や事業者など地域全体への自立支援、介護予防に関する啓発を行うとともに、高齢者を対象とした幅広い介護予防サービスの提供に向けて、地域の事業者・NPO法人、ボランティア団体等による生活支援・介護予防サービスの確保、体制の充実に取り組み、多様な主体によるサービスの実施・充実に努めます。

1 介護予防の普及と啓発（一般介護予防事業）

一般介護予防事業では、地域において自主的な介護予防活動が実施されるとともに、その活動に高齢者が積極的に参加するような地域づくりを目指し、介護予防の必要な高齢者の把握や介護予防に関する知識の普及・啓発、自主的な介護予防のための地域活動の育成・支援を行います。

（1）介護予防把握事業

高齢者の生活機能（日常生活を維持していくための心身の能力）の低下の状況を把握するため、各種健診・検診の機会、懇親会等を活用しながら、基本チェックリストによる確認を実施し、高齢者自身が生活機能低下を予防する意識づけを行うとともに、介護予防の取り組みが必要と判定された方に、事業の内容や効果を示し、事業への参加を促します。

また、生活機能評価は特定の高齢者のみとなる傾向がみられたことから、健診・検診の受診や懇親会への参加を促進するとともに、民生児童委員、保健師等、さらに医療機関、地域包括支援センター等との連携により事業対象者の把握に努めます。

（2）介護予防普及啓発事業

高齢者とその家族に対して、要支援・要介護状態に陥ることなく健康で自立した生活を送るための啓発パンフレットの発行や広報紙への関連記事の掲載を行い、介護予防意識の向上に努めます。

また、介護予防に役立つ基本的な知識の普及啓発のため、講演会や相談会、イベント、介護予防教室等を開催し、介護予防に関する体力増進と健康づくり、口腔機能の維持・向上、栄養改善、認知症などの正しい知識と理解の普及・啓発を図ります。

■介護予防普及啓発事業の実績・見込み・計画値

		実績値		見込み	計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護予防出前講座	開催回数(回)	5	5	6	10	10	10
	参加延人数(人)	54	77	120	100	100	100
介護予防教室	開催回数(回)	24	36	47	40	40	40
	参加延人数(人)	311	325	800	600	600	600
認知症予防のための通いの場	開催回数(回)	34	60	60	60	60	60
	参加延人数(人)	229	350	270	250	250	250

出典：健康福祉課

(3) 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア「げんき応援隊」等の人材養成のための研修や、介護予防を推進する地域活動組織の育成・支援と活動意欲の向上を目指し「ボランティアポイント事業」などの実施を検討します。

①ボランティアの育成のための研修会等

介護予防に役立つ知識や技術を普及するための研修会を開催し、ボランティアの育成と地域における活動を支援します。また、研修会の開催情報を町民に周知するよう情報発信を図ります。

②地域活動組織への支援・協力

町内各地域においてサロン活動等の介護予防活動に取り組む地域団体等に対して、活動メニューの作成や運営のアドバイス等の活動支援を実施します。

③介護予防に資する地域活動の実施

介護予防サポーターが悠々げんきクラブ等に出向いて介護予防のオリジナル体操を行うなど、地域において、社会参加促進活動など介護予防効果のある活動を実施します。

■地域介護予防活動支援事業の実績・見込み・計画値

	開催回数(回)	実績値		見込み	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防サポーターによる活動事業	開催回数(回)	6	6	6	6	6	6
	参加延人数(人)	62	58	60	60	60	60
地域介護予防活動支援事業	開催回数(回)	63	87	90	90	90	90
	参加延人数(人)	68	157	160	160	160	160
介護予防のオリジナル体操の普及・啓発	開催回数(回)	0	1	2	2	2	2
	参加延人数(人)	0	9	20	20	20	20

出典：健康福祉課

(4) 一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業が適切に実施されていることを確認する事業として、目標量の達成状況等の検証を通じて事業評価を行い、その結果を関係機関と共有・検証し、事業の実施方法等の改善につなげます。

(5) 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職等が、地域包括支援センターと連携しながら、通所、訪問、地域ケア会議、地域住民運営の通いの場等に関与し、要介護状態等となることの予防等、効果的、かつ効率的な介護予防を推進します。令和元年度より理学療法士等の専門職による自宅

や地域サロン等での高齢者向け地域リハビリテーション相談事業を行っています。

今後は、関連する事業との役割分担、リハビリテーション専門職等の人材の確保・参加、事業の実施方法等を検討し、事業の実施を図ります。

■地域リハビリテーション相談事業の実績・見込み・計画値

地域リハビリテーション相談事業	開催回数(回)	実績値		見込み	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域リハビリテーション相談事業	開催回数(回)	14	16	15	15	15	15
地域リハビリテーション相談事業	参加延人数(人)	59	152	60	60	60	60

出典：健康福祉課

2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

介護予防・日常生活支援総合事業のより効果の高いサービス提供に向けて、地域の事業者・NPO法人、ボランティア団体等による生活支援・介護予防サービスの開発にも取り組むものとし、多様な主体によるサービスの実施・充実に努めます。

また、令和3年度に訪問型サービスBを担うサポーターの養成をはじめ、令和4年度から事業を開始しました。今後も、サービスの質と量の向上に向けて取り組みを進めていきます。

なお、総合事業の各サービスの実施にあたって、医療機関と連携し、必要に応じて医療専門職の派遣を行うよう努めます。さらに、各事業の実施状況の調査、分析、評価等を適切に行い、必要に応じて近隣市町と連携し、広域的な対応を検討します。

(1) 訪問型サービスの実施

訪問型サービスは、従来の介護予防訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスで構成されます。多様なサービスでは、主に雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定しています。

事業の分類	概要	実施主体
①訪問介護 (従来の介護予防訪問介護)	訪問介護事業者の訪問介護員による、身体介護や生活援助など予防給付を基本としたサービスです。従来の「介護予防訪問介護」に相当するサービスです。	介護保険事業者
②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	訪問介護事業者以外の事業者による、生活援助を中心としたサービスです。	主に雇用労働者 (営利法人)
③訪問型サービスB (住民主体による支援)	住民主体の自主活動による、生活援助等のサービスです。	ボランティア、 NPO法人
④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	保健師等の保健・医療の専門職による、居宅での相談指導などのサービスです。	保健・医療の専門職 (町職員)
⑤訪問型サービスD (移動支援)	ボランティアの活動による、移送前後の生活支援サービスです。	主に雇用労働者 (営利法人)

令和4年度時点では、「①訪問介護」と「②訪問型サービスB」を実施しています。さらに、「③訪問型サービスC」の実施を目指します。

■訪問型サービスの実績・見込み・計画値

	実績値		見込み	計画値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
①訪問介護（人）	5	5	5	10	10	10
②訪問型サービスB（人）	0	4	5	5	5	5
③訪問型サービスC（人）				0	5	5

（2）通所型サービスの実施

通所型サービスは、従来の介護予防通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスで構成されます。多様なサービスでは、主に雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービスを想定しています。

事業の分類	概要	実施主体
①通所介護	通所介護事業者による、生活機能の向上のための機能訓練など通所介護と同様のサービスです。従来の「介護予防通所介護」に相当するサービスです。	介護保険事業者
②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	通所介護事業者以外の事業者による、ミニデイサービスや運動・レクリエーションなどのサービスです。	主に雇用労働者 (営利法人)
③通所型サービスB (住民主体による支援)	住民主体による、体操・運動などを自主的な通いの場で行うサービスです。	ボランティア、 NPO法人
④通所型サービスC (短期集中予防サービス)	保健・医療の専門職による、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムを提供するサービスです。	保健・医療の専門職 (町職員)

令和4年度時点で、「①通所介護」を実施しています。今後はさらに、「②通所型サービスB」の実施を目指します。

■通所型サービスの実績・見込み・計画値

	実績値		見込み	計画値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
①通所介護（人）	15	20	20	30	30	30
②通所型サービスB（人）	0	0	0	5	5	5

(3) その他生活支援サービス（見守りサービス）

定期的な安否確認と緊急時の対応のために、住民ボランティアなどが行う訪問による見守りサービスです。早期に、住民ボランティアの募集を行い、見守りサービスの提供に努めます。

(4) 介護予防ケアマネジメント事業

高齢者の自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目的とし、介護予防・日常生活支援総合事業の対象者には、必要な事業に参加できるよう地域包括支援センターの保健師が中心となって必要な援助を行います。

また、要支援認定者には、個々の状態に応じて、介護予防事業ごとに介護予防ケアプランを作成します。

■ケアプラン作成の実績・見込み・計画値

	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度	令和4年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数（人）	83	75	90	100	100	100

第3節 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

75歳以上の後期高齢者に対し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を令和6年度から実施します。

健康状態不明者（健診や医療、介護サービスの利用がない方）、生活習慣病の重症化予防、低栄養、フレイルの把握及び対策を行います。

また、ポピュレーションアプローチ（通いの場などを利用した事業）とハイリスクアプローチ（健診結果やフレイル把握から抽出した高齢者への個別支援）を組み合わせて実施します。

■高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の実績・見込み・計画値

		計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
健康状態不明者への個別訪問事業	開催回数（回）	5	5	5
	参加延人数（人）	15	15	15
フレイル把握・予防事業	開催回数（回）	50	50	50
	参加延人数（人）	100	100	100

第3章 生きがいづくりと社会参加の促進

「生きがいを持つこと」、「外に出て積極的に人と交流すること」は、高齢者がいつまでもいきいきと暮らしていくための重要な要素であり、介護予防や高齢者の実態把握にもつながります。高齢者の生きがいづくりと社会参加のための各種事業の実施を通じて、より多くの高齢者の自立した生活を支援します。

また、コロナ禍において活動の停滞・自粛が多くみられたことから、感染症の流行に配慮しながら、各地区での活動を活性化し、より多くの地域住民に活動していただくよう努めます。

第1節 生きがいづくり活動の促進

1 老人クラブの育成と活動支援

老人クラブの活動は、高齢者の社会参加の面で大きな役割を果たしています。「健康・奉仕・友愛」を3つの柱にした運動を基本としながら、様々な活動を開催しており、高齢者の生きがいづくりだけではなく、地域福祉活動や伝統文化の継承、世代間交流等にも貢献しています。

今後も、老人クラブの育成と活動支援に努めるとともに、参加者の固定化と高齢化が進んでいることから、より多くの高齢者に参加していただけるよう、比較的若い年代からも入会しやすくするために活動内容を公表したり、新規加入者のニーズにあった活動メニューを開発するなど、新たな取り組みを支援します。

■老人クラブ活動の実績・見込み・計画値

	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度	令和4年度		令和5年度	令和6年度	令和8年度
クラブ数（団体）	15	16	16	16	16	16
会員数（人）	311	311	315	320	320	320

2 生きがい活動支援通所事業（悠々げんきクラブ事業）

概ね65歳以上の高齢者を対象に、健康増進、生きがいづくりを目的とし、運動や栄養・健康についての講話や教養を身につけるための講話を聴講します。介護予防や閉じこもり予防等の効果が期待できるため、多くの高齢者の参加を促します。

また、事業と合わせて、他の情報提供や介護予防、運動促進等の各種事業も実施し、より多くの高齢者に参加していただく機会として活用を図ります。

なお、現在活動拠点となっている老人憩の家の老朽化が進んでいることから、必要に応じて施設の改修を行います。

■生きがい活動支援通所事業の実績・見込み・計画値

	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数（回）	23	89	110	130	130	130
参加延人数（人）	304	1,100	1,417	1,500	1,500	1,500

第2節 生涯学習等の充実

本町では、誰もが生涯を通して主体的な学習活動が続けられるよう、町民の生涯学習を推進しています。高齢者向けの講座の開催、自主サークルの活動支援、趣味等を通じた学習・交流機会の提供など、生きがいづくりに取り組んでいます。今後も、より多くの高齢者の参加につながるよう、高齢者の学習ニーズに即した内容で実施に努めます。

また、高齢者等がスポーツに親しみながら、健康増進と相互の親睦を図れるよう、ヘルシーフィットネス大会等のスポーツ大会の開催やニュースポーツの普及に取り組むとともに、気軽にスポーツに親しめる総合型地域スポーツクラブ「NPO法人むらたスポーツクラブ」への活動支援を行っていきます。

今後も、町民の健康づくり運動と連携を図りながら、高齢者が様々なスポーツ、レクリエーション等に親しむ機会の拡充に努めます。

第3節 高齢者の就労支援

高齢者の社会参加の一環として、就労が挙げられます。高齢者の就労は、単に働くだけではなく、健康維持や介護予防、認知症予防の効果が期待できることから、経済的自立、社会参加とともに心身の健康的な生活を継続する観点から、無理をしない範囲での「高齢者の就労促進」に向けて、広報啓発を図ります。

また、本町では、高齢者の生きがいづくり、収入の確保、長年培ってきた能力の發揮などを目的に、平成24年から「シルバー人材センター」が運営されています。

今後は、シルバー人材センターを中心として高齢者の働く場の確保に努め、シルバー人材センターへの登録を促進します。近年、会員数が増加しているものの女性の割合が引く状態が続いていることから、女性の登録の促進に努めます。

さらに、就労意欲が高い高齢者は今後さらに増えることも予想されることから、地元企業や関係機関と連携して、高齢者が活躍できる機会の確保・拡大に努めるとともに、国や公共職業安定所などが実施するセミナーや職業能力開発講座等の周知を図り、高齢者の就業機会の拡大に努めます。

第4節 交流の促進と敬老事業

1 世代間交流と文化伝承の促進

地域における子どもと高齢者の交流は、互いに心がふれ合う中で、双方にとって内面的に非常に良い効果をもたらしてくれます。また、高齢者が長年にわたり培ってきた知識や経験、受け継いできた地域の歴史・文化は、本町のかけがえのない宝でもあります。伝統的文化の伝承に代表されるように、高齢者には自らの持つ無形の財産を次世代に伝えていくという大きな役割が期待されます。

今後も、子ども会と老人クラブにおける昔遊び、伝承活動などの交流事業を推進するほか、福祉施設を利用する高齢者と幼児から児童、生徒、青年ら若い世代との交流事業などに取り組んでいきます。人と人とのつながりが地域のつながりへと発展し、地域の新たな魅力の創出につながることも期待されることから、世代を超えてすべての町民が支え合える地域の実現を目指し、地域における世代間交流を推進していきます。

2 敬老事業

本町では、本町に居住され、対象年齢（「90歳」と「100歳」）を迎えた高齢者の方々に対し、敬老の意を表して敬老祝金を支給しているほか、住民が地域の高齢者の長寿を祝福し、交流を深める機会として、各地区において敬老会を開催しています。

今後は、より多くの高齢者に敬老会に参加していただけるよう、工夫して開催している地区に学び、取り組めるよう、情報提供等支援に努めるとともに、事業のあり方について協議を続けていきます。

■敬老事業（敬老祝金支給）の実績・見込み・計画値

	実績値		見込み	計画値		
	令和 3年度	令和 4年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
敬老祝金 90歳（1万円）（人）	70	62	61	70	70	98
敬老祝金 100歳（10万円）（人）	2	5	7	12	15	20



第4章 高齢者の生活支援、包括的支援等の充実

第1節 生活支援サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けるためには、それぞれの高齢者のニーズに合った生活支援が必要です。本町では、高齢者の安心で快適な生活を実現するために必要な生活支援サービスの充実を図ります。

1 ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業

ひとり暮らし高齢者等の世帯に緊急通報装置を設置し、緊急事態の把握や速やかな対応・安否確認等を行い、連携協定を締結している事業所との連携により、高齢者の生活の安心・安全の確保に努めています。

ひとり暮らし高齢者世帯の増加に伴い利用者数も増えており、事業の重要性はより一層高まっており、今後も必要な高齢者に対する装置の設置を推進します。また、事業を知らない高齢者が多く、利用者数が横ばいで推移していることから、事業の周知を図ります。

■ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業の実績・見込み・計画値

	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数（人）	6	8	10	12	15	15

2 老人日常生活用具給付・貸与

概ね65歳以上の在宅で生活する虚弱な高齢者やひとり暮らし高齢者を対象に、火災報知器等の給付、電磁調理器の給付を行います。

高齢者のニーズに対応できるよう、今後も事業は継続するものとします。

3 生活支援体制整備事業

少子高齢化が進み、地域の若者が減少し、ひとり暮らし高齢者など支援が必要な高齢者が増加していく状況において、高齢者同士が、見守り合い、互いの安否を確認し合う行動を日常的に行っていくよう、促していくことも必要となっています。近年では、地域の支え合いの充実に向けた活動を支援する「生活支援コーディネーター」を配置し、活動体制の整備を進めているほか、住民同士の支え合いや助け合いの方策を協議する「地域支え合い会議」の開催を支援しています。これまで、生活支援センター（訪問型B）の創設や担い手の育成、地域における集いの場の支援など、様々な取り組みを進めてきました。

今後は、高齢者の相談相手や話し相手の確保、安否確認、閉じこもり防止などに向けて、生活支援コーディネーターを中心に、地域の高齢者が気軽に集まれる「集いの場」の運営を促進します。また、より多くの場所で開催し、より多くの高齢者が参加できるよう、会場の確保やボランティア運営の確保、運営体制の確立、移動手段の確保など、課題を解消しながら、取り組みを進めていきます。

4 福祉有償運送サービス事業

要介護認定者や身体に障がいのある方などを対象に、社会福祉協議会では、福祉有償運送車両を運行し、病院・施設等への通院時の送迎を行っています。

今後も、利用者の希望を把握し、必要な方に対するサービスの提供と利用調整に努めます。また、利用者数の減少傾向が続いているため、事業の広報を行い、利用促進を図ります。

■福祉有償運送サービス事業の実績・見込み・計画値

	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用件数（件）	1	1	1	2	2	2
登録人員（人）	6	6	6	7	7	7

5 高齢者の移動支援

本町には、公共交通機関として路線バスが運営されているほか、町のデマンド型乗合タクシー「くらりん号」が運営されています。さらに、令和5年4月1日から、みやぎ県南中核病院へのタクシー料金の半額（上限2,500円）の助成を開始しました。

高齢者へのアンケート調査において、本町に暮らしにくさを感じている高齢者では移動手段が町に大きな期待がかかる事業とみられることから、高齢者をはじめ、多くの町民に事業の周知を図るとともに、より利用しやすい移動手段のあり方を検討します。



第2節 包括的支援事業の充実

1 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中心的な役割を担う組織であり、今後の高齢化の進行に対して様々な役割が期待されます。

今後は、認知症施策、在宅医療・介護の連携に係る施策、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進等との連携が重要であること、また、センターの事業の質の向上に向けた事業評価を実施する必要があることから、高齢者及びその家族を包括的に支援する窓口として、さらに、将来的には多様な困りごと、生活上の課題を一体的に支援する重層的支援の取り組みに向けて、機能の充実を図ります。

なお、地域包括支援センターの体制を整備するにあたっては、以下の取り組みの実施について検討するものとします。

- 地域包括支援センターが行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等による一定の関与をした上での、居宅介護支援事業所への介護予防支援の指定対象拡大
- 居宅介護支援事業所等、地域の拠点の活用による地域包括支援センター業務の体制整備の推進（総合相談支援業務の部分委託、ブランチ・サブセンターとしての活用）
- 柔軟な職員配置（地域包括支援センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、複数拠点で合算して3職種を配置、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の適切な範囲を設定するなど）

2 地域ケア会議の充実

地域ケア会議の充実を図り、多様化する個別ケースの課題解決に向けた支援の検討を積み重ねることで、多職種ネットワークの推進と地域づくりにつなげます。

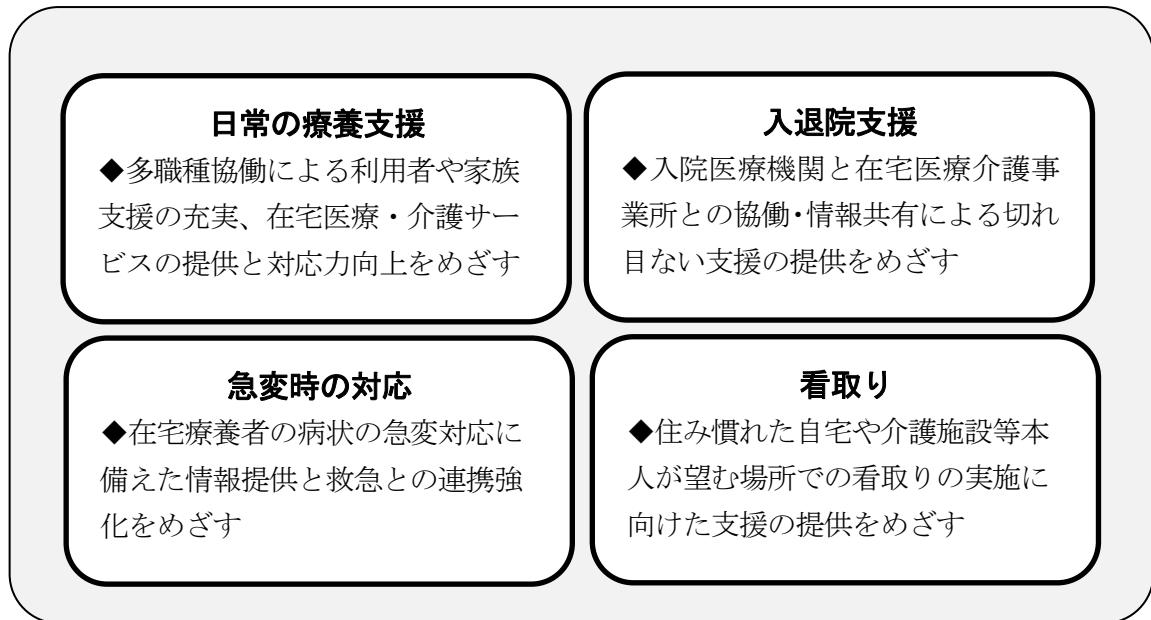
地域ケア会議により把握した地域課題を整理し、多職種や関係機関で課題を共有・検討し、その解決に必要な資源開発や地域づくり等支援体制の充実を図ります。

3 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療介護で想定される4つの場面（①日常の療養支援②入退院支援③急変時の対応④看取り）での支援体制の強化に向け、関係機関が一体となり取り組んでいきます。

今後は、町内医療機関の医師・歯科医師等在宅生活を支える関係機関と在宅医療介護連携上の課題や取り組みについて情報共有を行い、在宅医療・介護の連携強化に向けて取り組みます。また、連携体制づくりにあたっては、同一医療圏の近隣市町村との広域的な連携体制の構築・充実を目指して取り組みます。

■在宅医療の4場面別にみた連携の推進



4 認知症施策の推進

国の「認知症施策推進大綱」でも示されているように、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごすことができる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視し「共生」と「予防」を両輪として取り組みを進めることが重要です。

本町では、町がとるべき施策として、以下の施策を進めていきます。

(1) 認知症の理解促進及び本人発信支援

認知症高齢者ができる限り自宅で生活できる環境を整えるためには、まずは認知症そのものに対する地域住民の理解が必要です。そのため、本町では認知症に関する知識の普及を図るため、出前講座、講演会、広報紙等による情報発信を行うとともに地域包括支援センター等の認知症に関する相談窓口を周知し、早期の医療受診につなげます。あわせて、若年性認知症の人が早期に相談できるように、相談窓口の周知に取り組みます。

また、地域の各種団体や町内の小学生を対象に、認知症の人を温かく見守る認知症サポーターの養成に取り組みます。

さらに、認知症の状態に応じて受けられるサービスや相談機関等における適切なケアの流れを明らかにした「認知症ケアパス」の普及啓発を図るとともに、有効に活用します。あわせて、認知症の人、本人からの声を聞く機会が増えるよう、地域で暮らすその本人とともに認知症に関する正しい知識の普及啓発を推進します。

(2) 認知症予防の推進

認知症の人は、高齢化の進展により年々増加していくものと見込まれています。「認知症施策推進大綱」における「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になつても進行を緩やかにする」と示されています。地域において、高齢者が身近に通える集いの場を拡充するとともに、認知症予防に資する講座や運転

機能向上アプリなどの機器を活用した取り組みを推進します。

また、認知症予防をテーマにした出前講座、講演会、広報紙や認知症カフェ等での情報発信を行い、高齢者自らが認知症予防の活動に取り組めるよう支援します。

(3) 認知症の人とその家族への支援体制の強化

認知症の早期発見・早期治療の体制として、認知症初期集中支援チームを設置し、地域のケアマネジャー等と連携しながら運用するとともに認知症専門医による「もの忘れ相談」を隔月開催し、認知症の相談機会を増やし早期対応に努めます。

また、身近な地域で地域住民が気軽に集い、医療・福祉及び介護の専門職から認知症の理解や予防の取り組みについて学び合える「認知症カフェ」（おれんじカフェ）を開催します。また、認知症カフェの活動を通じ、認知症の人とその家族への支援を行います。

また、認知症により判断能力が低下した方への支援策として、成年後見制度の利用促進、虐待や消費者被害の防止のための取り組みを関係機関との連携のもと推進していきます。

(4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症への対応

認知症になってもできる限り住み慣れた地域でこれまで通り暮らし続けていくため、地域で認知症の人を見守る体制の整備や、認知症サポーターの活動を認知症の人やその家族への具体的な支援につなげる仕組みづくりなどの取り組みを行います。

認知症の人を支援する認知症地域支援推進員や認知症キャラバンメイト、認知症サポーター等や関係団体、府内関係各所との連携強化を図り、認知症になっても日常生活や地域生活の継続、地域の集いの場への参加などこれまで通りに暮らし続けていけるよう、様々な障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取り組みを推進します。

また、認知症高齢者等見守りQRコード活用事業を導入しており、認知症の人の見守り体制の強化を進めています。

さらに、認知症は高齢者だけではなく、64歳以下の若年層でも発症することがあります。このような若年層の認知症を「若年性認知症」といいます。

今後は、若年性認知症への一般的な理解を深めるとともに、現役世代である本人への特段の配慮、家族のサポートなど、先進事例を取り入れながら適切な対応に努めます。また、若年性認知症の人が遠慮なく相談できるよう相談窓口の情報発信とともに、相談しやすい窓口対応に努めます。

(5) 認知症を支える人材の育成

介護の現場で認知症の人に直接係わる職員を対象に、認知症対応力の向上を図るために全員が認知症基礎研修を受講するよう、事業所に働きかけます。

5 虐待防止と権利擁護

家族などの身近な人から人権を侵害されるような扱いや虐待を受けたり、認知症等により判断能力が十分ではないために金銭管理や契約などにおいて被害を受ける高齢者が増加傾向にあります。

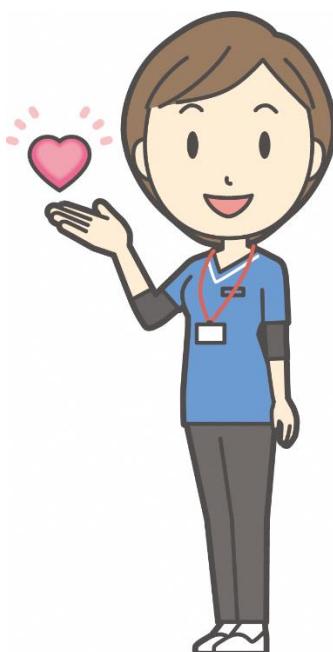
高齢者の虐待防止はもちろん、すべての高齢者が地域において安心して自立した生活を送れるよう支援していく必要があります。

(1) 高齢者の虐待防止の取り組み

本町では、虐待の早期発見から適切な事後対応を図るため、虐待に関する相談窓口を設置して地域住民からの情報収集に努めるとともに、虐待防止の啓発及び通報先等の周知を図っています。

また、虐待が家庭の中で起こっている場合などは発見が難しいため、地域の民生児童委員やケアマネジャー、または地域住民が虐待のサインに気づくことが重要となります。早期に対応できるよう、民生児童委員やケアマネジャーへの情報提供に努めます。

さらに、計画的に高齢者虐待策に取り組むため、高齢者虐待防止法に基づく調査結果等の既存指標（介護サービス相談員派遣事業の活動目標や体制整備項目等）を活用した上で、地域ケア推進会議等の場を活用するなど幅広い関係者と協議し、重点的に取り組む目標値（評価指標）を今後定め、事後評価を行います。このほか、介護者以外の人からの虐待や自身によるセルフ・ネグレクト等の権利侵害の防止について、関係部署・機関等との連携体制強化を図ります。



評価設問、評価指標の例

	評価設問（成果への問い合わせ）の例	成果指標の例
未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止、相談窓口の認識は向上しているか（住民等） ・地域から孤立しがちな世帯への目は行き届いているか ・身体拘束廃止措置、虐待防止措置の取り組み、介護サービス相談員事業の活用は進んでいるか（要介護施設等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動実施状況（国調査）、窓口認知割合（実態調査等） ・ネットワーク等の活動状況 ・事業者の取組割合（運営指導等）、介護サービス相談員派遣事業を活用する事業所数（国調査等）
早期発見・適切かつ迅速な対応（悪化防止）	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の早期発見、他部署、他機関連携により早期対応が図られているか ・緊急時の対応、迅速な権限行使が行える体制になっているか（関係部署・機関との連携を含め） ・セルフ・ネグレクト、養護者に該当しない者からの虐待、消費者被害等にも対応できているか ・（従事者虐待）通報等受理時から関係部署・機関と連携した対応が可能となっているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談に占める虐待認定率、深刻度割合、対応日数（国調査） ・権限行使の件数（国調査） ・処理する対応事案の件数（支援記録） ・対応フロー等の共有
再発防止	<p>（養護者虐待）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コアメンバー会議、評価会議の運営は適切か ・虐待発生要因の分析ができるか ・適切な支援により終結に結びついているか ・虐待対応終了後も課題のある世帯に対し、ケア会議等で対応策を検討し支援体制を整えているか（従事者虐待） ・虐待発生要因の分析ができるか ・要介護施設等に対する改善指導や処分内容は適切か ・虐待が再発した事案はどの程度あるか ・重篤事案の検証等による再発防止措置に取り組んでいるか 	<p>（養護者虐待）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コアメンバー会議等回数（支援記録） ・発生要因分析の実施割合（国調査） ・終結事案割合（国調査） ・終結後の支援体制構築（支援記録） <p>（従事者虐待）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生要因分析の実施割合（国調査） ・改善指導等の状況（支援記録等） ・再発事案割合（支援記録等） ・検証振り返り事例件数（支援記録等）
虐待対応の基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待防止等の権利擁護を支援する担当部署（含む地域包括支援センター）の体制は充足しているか（人材育成・確保、ノウハウの継承、リスク対応等） ・虐待対応マニュアル等を整備・活用しているか ・高齢者虐待防止等の権利擁護支援に対する府内関係部署の理解・協力は得られているか ・事案対応等において有識者や専門職等から助言等を得られる体制ができているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成等の体制 ・マニュアル等の整備活用（国調査） ・関係部署に対する研修等の実績、対応フロー等の共有状況 ・アドバイザー等への相談状況（支援記録）
地域づくりの基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体の虐待防止等の権利擁護への取り組みは住民や関係者に評価されているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止等の権利擁護に対する住民、関係者の評価（実態調査等）

出典：自治体による高齢者虐待防止に資する計画策定と評価等に関する経年的調査研究事業報告書（令和4年度）

(2) 権利擁護事業

地域包括支援センターでは、社会福祉士を中心に虐待に関する相談に対応するとともに、虐待を早期発見し、そのような環境から高齢者等を救うため、地域の関係者によるネットワークを構築し、支援体制を整備しています。

今後も、認知症高齢者など判断能力が十分でない方々の権利擁護のため、事業の充実を図ります。また、虐待を早期に発見し、早急に対応するために、地域包括支援センターを中心としたネットワークの強化を図るとともに、関係機関が相互に連携して対応することによって、虐待の防止や、重度化する前の高齢者や擁護者等への適切な支援を行います。

また、少子高齢化や核家族化の進展により「孤独・孤立」「身寄りがない」など課題を抱えた高齢者が増加しています。高齢者が自身の人生の終わりについて前向きに備え、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう終活支援に取り組みます。

(3) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度は、認知症高齢者、知的障がいなどで判断能力が不十分な方などに対して、財産管理や身上監護（介護施設への入所・退所）についての契約や遺産分配などの法律行為等を自分で行うことが困難な方々を保護し、支援する制度です。成年後見制度の利用に係る成年後見制度の申し立てに要する経費や、成年後見人等の報酬助成を行っているほか、制度の利用促進のためのパンフレット作成・配布、説明会の開催等の広報、普及活動を実施しています。

今後も、事業の実施を継続し、必要な高齢者に成年後見制度の利用を支援します。

また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」において、各市町村において成年後見制度利用促進基本計画の策定が努力義務とされています。

なお、「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き」において、市町村計画に「盛り込むことが望ましい内容」は以下のとおり整理されており、今後は、府内及び関係機関等と協議しながらこれらの各方針を策定し、必要な施策を推進します。

◎権利擁護支援の地域連携ネットワークの以下の役割を実現させる体制整備の方針

- ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ・早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ・意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

◎地域連携ネットワークの中核機関の整備・運営方針

◎地域連携ネットワーク及び中核機関の4つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）の段階的・計画的整備方針

◎「チーム」、「協議会」の具体化の方針

※既存の地域福祉・地域包括ケア・司法とのネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とする

◎成年後見制度の利用に関する助成制度のあり方

(4) 日常生活自立支援事業（まもりーぶ）

本町の社会福祉協議会では、判断能力が不十分な認知症高齢者や知的障がい者が、地域において自立した生活が送れるよう、権利擁護に資することを目的として利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等、事業を行っています。主に、福祉サービスにおける情報提供・助言、福祉サービス手続きの援助、福祉サービス料金の支払い、苦情解決制度の利用援助、援助に関連した日常的な金銭管理等を支援しています。

令和5年度には利用者がみられ、今後想定される認知症高齢者の増加に備えて必要な事業であることから、今後も制度の内容や利用方法についての広報・周知を図り、認知症高齢者等の生活支援を推進します。

第3節 任意事業の実施

1 家族介護の支援

サービス事業者が高齢者を介護する場面は生活の一部分であり、多くの高齢者の日々の生活は最も身近な存在である家族等の協力により支えられています。本町では、高齢者を介護している家族等を対象に、身体的、精神的、経済的負担の軽減を目的としてサービスの充実を図ります。

また、家族介護者の負担軽減、「介護離職ゼロ」の観点から、今後も家族介護支援の検討や情報収集に努めます。

(1) 家族介護慰労事業

町民税非課税世帯の在宅高齢者で、介護保険制度による要介護4または5に認定され、申請日時点から過去1年間に介護保険サービス（年間1週間程度のショートステイを除く）を利用しなかった高齢者を介護している家族の方に慰労金を支給します。

近年、要介護4以上の認定者は介護保険サービスを利用していますが、令和4年度に1件の利用実績がみられます。利用者が少ない事業ですが、今後も、介護する家族の労をねぎらい、その精神的、経済的負担の軽減を図るため、事業を継続していきます。

(2) 紙おむつ等支給事業（家族介護用品支給事業）

町民税非課税世帯の在宅高齢者で、介護保険制度による要介護2以上に認定され、常時紙おむつが必要な方を介護している家族に紙おむつ等を支給します。

今後も、介護する家族の精神的、経済的負担の軽減を図るため、事業を継続していきます。

(3) 配食サービス

栄養改善を目的とした配食を行うとともに、ひとり暮らし等高齢者に対する見守りを行うものが配食サービスです。

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加が見込まれることからニーズは高いと考えられますが、関連する民間の他事業・サービスとすみ分けを行い、より多くの高齢者を支援できるよう努めます。

■配食の実績・見込み・計画値

	実績値		見込み	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）	23	20	25	30	30	30



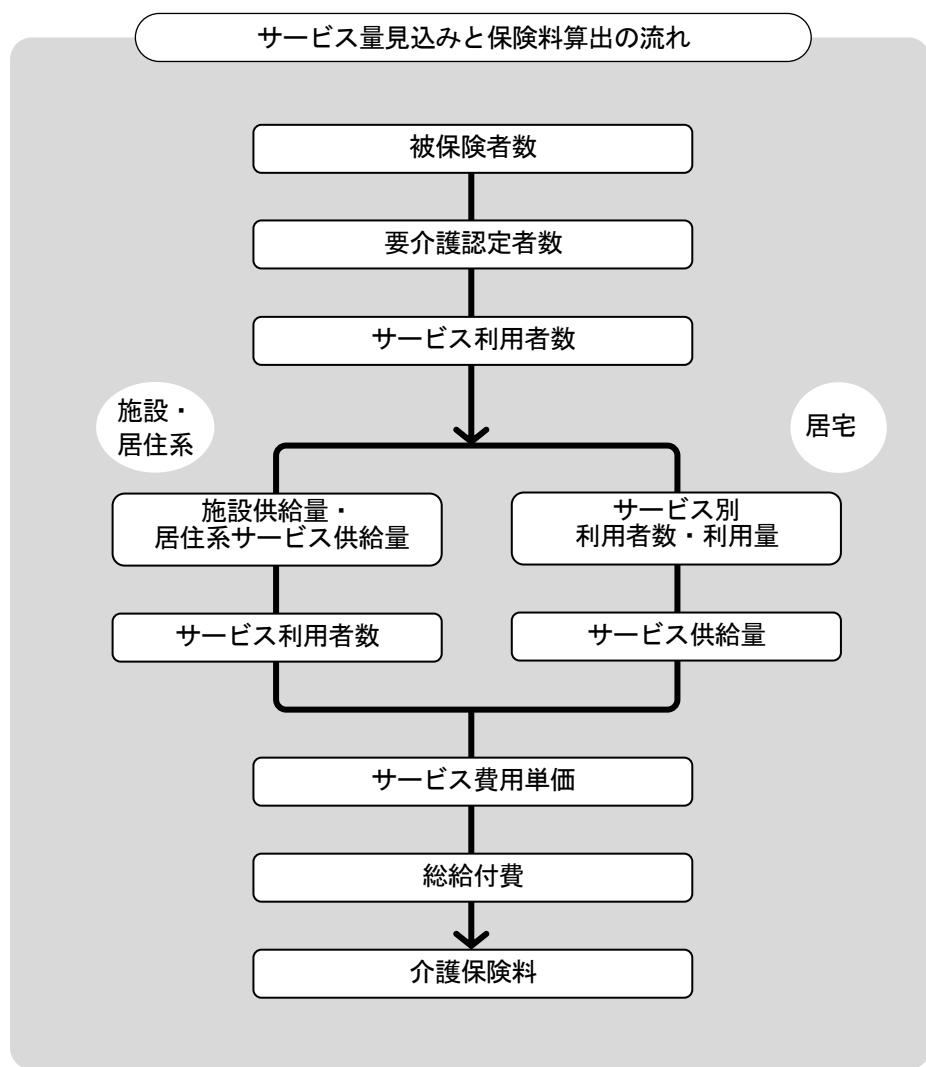
第5章 介護保険サービスの充実

第1節 介護保険サービスの充実

1 介護保険サービス量の推計

(1) サービス量の推計方法

第9期介護保険事業計画の計画年度である令和6年度から令和8年度までの各サービス量については、計画年度における推計高齢者人口や第8期計画期間である令和3年度から令和5年度途中の介護保険サービス利用状況を基に、計画期間における各年度の要介護認定者数と要介護度別の利用率、1人当たりの利用回数等を推計して必要量を求めたものです。



※ 「施設」、「居宅」とも、介護サービス、介護予防サービス、地域密着型サービスを含みます。

(2) 介護保険サービス見込みの基本的な方向性

以下に介護・介護予防サービスの実績及び計画値を設定します。

サービスの体系は、下図のとおりです。



なお、介護保険サービス見込みの基本的な方向性は以下のとおりとします。

- ①これまで通り、居宅サービスを中心としたサービス提供を推進します。医療と介護の連携によるサービス供給の調整が行われていますが、居宅サービスを受け皿とします。
- ②介護老人福祉施設は、令和9年度に施設の建て替え、増床（20床）の計画があります。
- ③その他の介護保険施設や地域密着型サービス、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）は、既存のサービスを継続するものとします。また、利用者数は、令和5年度の利用状況がそのまま推移するものとします。
- ④居宅サービスでは令和3年度以降の利用実績・利用見込みが、施設・居住系サービスでは令和5年10月月報時点の利用者数が0人のサービスは、利用見込みを0とします。ただし、ケアプランにおいて利用を行うこととされたときは、利用は可能です。
- ⑤居宅サービスは、令和5年度上半期の利用動向が今後も続くものとします。なお、訪問系サービス、通所系サービス、ショートステイにおいて、令和4年度から令和5年度にかけて利用率が大幅に変化したサービスについては、令和4年度の利用率を見込みます。

2 居宅介護サービスの充実

(1) 訪問介護

訪問介護は、ホームヘルパーが要介護者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や、その他日常生活上の援助を行うサービスです。

■実績値と見込み量

	実績値		見込値	計画値			長期推計	
	令和 3年度	令和 4年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
訪問介護								
利用回数 (回/年)	18,297	17,742	19,266	15,408	15,216	15,216	13,056	12,336
利用者数 (人/年)	708	750	792	708	696	696	636	636

(2) 訪問入浴介護

訪問入浴介護は、居宅での入浴が困難な要介護者の居宅を巡回入浴車等で訪問し、入浴の介護を行うサービスです。

介護予防訪問入浴介護は、要支援者の居宅を訪問し、介護予防を目的として行うサービスです。

■実績値と見込み量

	実績値		見込値	計画値			長期推計	
	令和 3年度	令和 4年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護予防訪問入浴介護								
利用回数 (回/年)	9	0	0	0	0	0	0	0
利用者数 (人/年)	2	0	0	0	0	0	0	0
訪問入浴介護								
利用回数 (回/年)	457	524	913	348	348	348	264	240
利用者数 (人/年)	125	122	180	96	96	96	72	72

(3) 訪問看護

訪問看護は、主に在宅の重度者の対応を行うもので、医師の判断に基づき、看護師等が要介護者の居宅を訪問し、療養上の指導と診療の補助を行うサービスです。

介護予防訪問看護は、要支援者の居宅において、介護予防を目的として行うサービスです。

■実績値と見込み量

	実績値		見込値	計画値			長期推計	
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護予防訪問看護								
利用回数 (回/年)	912	929	1,182	932	932	932	932	1,003
利用者数 (人/年)	93	104	132	108	108	108	108	120
訪問看護								
利用回数 (回/年)	2,341	1,939	1,463	1,066	1,138	1,066	946	922
利用者数 (人/年)	315	306	216	192	204	192	168	156

(4) 訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、医師の指示に基づき、理学療法士・作業療法士が要介護者の居宅を訪問し、心身機能の維持回復を目的としたリハビリテーションを行うもので、在宅生活を継続していくためには利用が望ましいサービスです。

介護予防訪問リハビリテーションは、要支援者の居宅において、介護予防を目的として行うサービスです。

■実績値と見込み量

	実績値		見込値	計画値			長期推計	
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護予防訪問リハビリテーション								
利用回数 (回/年)	0	275	612	180	180	180	180	180
利用者数 (人/年)	0	32	96	36	36	36	36	36
訪問リハビリテーション								
利用回数 (回/年)	116	280	107	120	120	120	120	48
利用者数 (人/年)	12	25	24	24	24	24	24	12

(5) 居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、訪問リハビリテーション同様、地域ケアの推進のために重要なサービスであり、医師や歯科医師、薬剤師等が要介護者の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

介護予防居宅療養管理指導は、要支援者が居宅において、介護予防を目的として行うサービスです。

■実績値と見込み量

	実績値		見込値	計画値			長期推計	
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護予防居宅療養管理指導								
利用者数 (人/年)	13	21	24	24	24	24	24	24
居宅療養管理指導								
利用者数 (人/年)	243	259	252	216	216	228	180	168

(6) 通所介護

通所介護は、居宅サービスで最も利用されているもので、要介護者がデイサービスセンター等に通って、入浴、排せつ等の介護や食事、その他日常生活上の援助、機能訓練等を受けるサービスです。

■実績値と見込み量

	実績値		見込値	計画値			長期推計	
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
通所介護								
利用回数 (回/年)	16,743	16,465	17,182	14,496	14,088	13,980	13,320	13,512
利用者数 (人/年)	1,878	1,737	1,848	1,740	1,692	1,680	1,596	1,596

(7) 通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、在宅生活の維持に向けた機能訓練の役割が大きく、要介護者が介護老人保健施設や医療機関等に通い、心身機能の維持回復のためのリハビリテーションを受けるサービスです。

介護予防通所リハビリテーションは、要支援者が介護老人保健施設や医療機関等に通い、介護予防を目的として受けるサービスです。

■実績値と見込み量

	実績値		見込値	計画値			長期推計	
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護予防通所リハビリテーション								
利用者数 (人/年)	271	297	312	336	336	336	336	348
通所リハビリテーション								
利用回数 (回/年)	5,487	6,060	6,178	5,652	5,532	5,556	5,208	5,424
利用者数 (人/年)	650	699	696	684	672	672	636	648

(8) 短期入所生活介護

短期入所生活介護は、訪問介護、通所介護等とともに、在宅介護の根幹的なサービスであり、要介護者が介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所して、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。

介護予防短期入所生活介護は、要支援者が介護老人福祉施設等に短期間入所して、介護予防を目的として受けるサービスです。

■実績値と見込み量

	実績値		見込値	計画値			長期推計	
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護予防短期入所生活介護								
利用回数 (日/年)	0	11	0	0	0	0	0	0
利用者数 (人/年)	0	2	0	0	0	0	0	0
短期入所生活介護								
利用回数 (日/年)	4,416	3,585	2,796	2,664	2,496	2,688	2,208	2,112
利用者数 (人/年)	431	375	372	360	336	360	300	288

(9) 短期入所療養介護

短期入所療養介護は、要介護者が介護老人保健施設や医療機関、介護医療院に短期間入所して、看護や医学的な管理の下での介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話を受けるサービスです。

介護予防短期入所療養介護は、要支援者が介護老人保健施設や介護医療院等に短期間入所して、介護予防を目的として受けるサービスです。

■実績値と見込み量

	実績値		見込値	計画値			長期推計	
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護予防短期入所療養介護								
利用回数 (日/年)	15	0	0	0	0	0	0	0
利用者数 (人/年)	1	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護								
利用回数 (日/年)	250	210	239	108	108	84	108	108
利用者数 (人/年)	32	39	60	36	36	24	36	36

(10) 特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、多様な住まいを確保するためのサービスであり、要介護者が有料老人ホームやケアハウス等の特定施設において、サービス計画に基づき入浴や排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を受けるサービスです。

介護予防特定施設入居者生活介護は、要支援者が特定施設（介護専用型特定施設を除く）において、介護予防を目的として受けるサービスです。

■実績値と見込み量

	実績値		見込値	計画値			長期推計	
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護予防特定施設入居者生活介護								
利用者数 (人/年)	1	12	12	12	12	12	12	12
特定施設入居者生活介護								
利用者数 (人/年)	35	31	36	36	36	36	36	36

(11) 福祉用具貸与

福祉用具貸与は、要介護者が日常生活を送る上で必要とする「車イス」や「特殊ベッド」等の用具を貸与するサービスです。

介護予防福祉用具貸与は、要支援者が福祉用具のうち、介護予防の補助となる用具を貸与するサービスです。

■実績値と見込み量

	実績値		見込値	計画値			長期推計	
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護予防福祉用具貸与								
利用者数 (人/年)	444	482	600	540	552	540	564	552
福祉用具貸与								
利用者数 (人/年)	2,066	2,001	1,956	1,884	1,848	1,836	1,680	1,656

(12) 特定福祉用具購入費

特定福祉用具購入費は、「腰掛便座」、「特殊尿器」、「入浴補助用具」、「簡易浴槽」等、貸与になじまない排せつや入浴に使用する福祉用具の購入費の支給が受けられるサービスです。

特定介護予防福祉用具購入費は、要支援者が福祉用具のうち、介護予防の補助となる用具の購入費の支給が受けられるサービスです。

■実績値と見込み量

	実績値		見込値	計画値			長期推計	
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護予防特定福祉用具購入費								
利用者数 (人/年)	6	9	12	12	12	12	12	12
特定福祉用具購入費								
利用者数 (人/年)	21	30	24	24	24	24	24	12

(13) 住宅改修

住宅改修は、「手すりの取り付け」、「段差の解消」、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更」、「引き戸等への扉の取り替え」、「洋式便器等への便器の取り替え」、その他これらの工事に付帯して必要となる住宅改修を行った場合の費用について支給が受けられるサービスです。

介護予防住宅改修は、要支援者が住宅改修を行った場合の費用について支給が受けられるサービスです。

■実績値と見込み量

	実績値		見込値	計画値			長期推計	
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護予防住宅改修								
利用者数 (人/年)	0	5	0	12	12	12	12	12
住宅改修								
利用者数 (人/年)	13	2	0	12	12	12	12	12

(14) 居宅介護支援

居宅介護支援は、要介護者が居宅サービスや地域密着型サービス（施設サービスを除く）を利用する際に、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成やサービス提供事業者との連絡調整等の支援を受けるサービスです。

介護予防支援は、要支援者が介護予防サービスや地域密着型介護予防サービスを利用する際に、介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）の作成やサービス提供事業者との連絡調整等の支援を受けるサービスで、包括的なケアマネジメントは地域包括支援センターと指定居宅介護支援事業所が連携しながら行います。

■実績値と見込み量

	実績値		見込値	計画値			長期推計	
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護予防支援								
利用者数 (人/年)	696	752	828	840	852	852	864	876
居宅介護支援								
利用者数 (人/年)	3,222	3,031	3,132	2,952	2,928	2,892	2,724	2,700

3 地域密着型サービスの充実

(1) 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心として要介護者の様態や希望に応じて、隨時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて利用するサービスで、居宅やサービス拠点に通い、もしくは短期間宿泊し、サービス拠点で入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。

介護予防小規模多機能型居宅介護は、要支援者が居宅やサービス拠点に通い、もしくは短期間宿泊し、介護予防を目的として、サービス拠点で入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の支援や機能訓練を受けるサービスです。

■実績値と見込み量

	実績値		見込値	計画値			長期推計	
	令和 3 年度	令和 4 年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度	令和 22 年度
介護予防小規模多機能型居宅介護								
利用者数 (人/年)	24	20	12	24	24	24	24	24
小規模多機能型居宅介護								
利用者数 (人/年)	316	298	312	300	300	300	276	288

(2) 認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、認知症の要介護者が共同生活を営む住居(グループホーム)において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の援助や機能訓練を受けるサービスです。

介護予防認知症対応型共同生活介護は、認知症の要支援者が共同生活を営む住居において、介護予防を目的として、入浴や食事の提供等、日常生活上の支援、機能訓練を受けるサービスです。

■実績値と見込み量

	実績値		見込値	計画値			長期推計	
	令和 3 年度	令和 4 年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度	令和 22 年度
介護予防認知症対応型共同生活介護								
利用者数 (人/年)	0	7	24	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護								
利用者数 (人/年)	107	97	96	108	108	108	108	108

(3) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所する要介護者を対象に、サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練、健康管理及び療養上の援助を受けるサービスです。

■実績値と見込み量

	実績値		見込値	計画値			長期推計	
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護								
利用者数 (人/年)	350	351	372	348	348	348	348	348

(4) その他のサービス

以下のサービスについては、町内に提供事業者がないことから、第9期計画期間中には利用を見込まないものとします。(ただし、サービス利用の希望、必要性があるときは、町外の事業者と調整し、利用することは可能です。)

今後、長期的に高齢者人口の増加が見込まれることから、必要な事業の種類の選定、事業者の確保等について、準備を進めていきます。

サービスの種類	概 要
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います。
夜間対応型訪問介護	要介護者を対象に、夜間定期的な巡回訪問により、または通報を受け、ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービスです。
地域密着型通所介護	定員18人以下の小規模通所介護事業所において、生活指導、日常生活訓練、健康チェック、食事、入浴、機能訓練、送迎等を受けるサービスです。
認知症対応型通所介護	認知症の要介護者が介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)やデイサービスセンター等に通い、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の援助、機能訓練等を受けるサービスです。 介護予防認知症対応型通所介護は、認知症の要支援者が介護老人福祉施設やデイサービスセンターに通い、介護予防を目的として受けるサービスです。
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員29人以下の有料老人ホーム等の施設に入居している要介護者に、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスです。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を一体的に提供する複合型事業所の創設により、医療ニーズの高い要介護者への支援を行います。

4 施設サービスの充実

(1) 介護老人福祉施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、居宅で適切な介護を受けることが困難な要介護者が入所する施設で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練等を受けられます。

なお、高齢化の進行に伴い、既存の施設の移転・増床を想定しており、令和9年度以降、利用者数の増加（10人）を見込むものとします。

■実績値と見込み量

	実績値		見込値	計画値			長期推計	
	令和 3年度	令和 4年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護老人福祉施設								
利用者数 (人/年)	766	779	900	900	900	900	1,140	876

(2) 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、症状が安定した状態の要介護者が、在宅復帰を目的として入所する施設で、看護、医学的な管理の下での介護、機能訓練、その他日常生活上の世話等を受けられます。

■実績値と見込み量

	実績値		見込値	計画値			長期推計	
	令和 3年度	令和 4年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護老人保健施設								
利用者数 (人/年)	1,068	1,110	1,116	1,116	1,116	1,116	1,116	1,344

(3) 介護医療院

介護医療院は、要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する施設です。

■実績値と見込み量

	実績値		見込値	計画値			長期推計	
	令和 3年度	令和 4年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護医療院								
利用者数 (人/年)	0	9	0	0	0	0	0	0

第2節 介護保険料の設定

1 介護給付及び介護予防給付に係る費用の見込み

(1) 介護給付に係る給付費

要介護1～5の認定者が利用できる「介護給付」の給付費は下表のとおり見込みます。

■介護給付の見込み

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅サービス			
訪問介護	46,132	45,556	45,556
訪問入浴介護	4,345	4,351	4,351
訪問看護	5,479	5,940	5,486
訪問リハビリテーション	335	335	335
居宅療養管理指導	2,264	2,267	2,409
通所介護	117,900	114,765	113,911
通所リハビリテーション	50,543	49,450	49,756
短期入所生活介護	23,246	21,812	23,588
短期入所療養介護	1,181	1,182	916
福祉用具貸与	25,354	24,929	24,791
特定福祉用具購入費	567	567	567
住宅改修費	583	583	583
特定施設入居者生活介護	7,783	7,793	7,793
居宅介護支援	46,512	46,225	45,705
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	54,998	55,068	55,068
認知症対応型共同生活介護	27,089	27,124	27,124
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	106,221	106,356	106,356
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
地域密着型通所介護	0	0	0
介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設	243,305	243,613	243,613
介護老人保健施設	308,285	308,675	308,675
介護医療院	0	0	0
介護サービスの総給付費（小計）→(I)	1,072,122	1,066,591	1,066,583

(2) 介護予防給付に係る給付費

要支援1・2の認定者が利用できる「介護予防給付」の給付費は下表のとおり見込みます。

■介護予防給付の見込み

(単位 : 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護予防サービス			
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	2,821	2,824	2,824
介護予防訪問リハビリテーション	564	565	565
介護予防居宅療養管理指導	231	231	231
介護予防通所リハビリテーション	12,119	12,135	12,135
介護予防短期入所生活介護	0	0	0
介護予防短期入所療養介護	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	3,311	3,385	3,311
特定介護予防福祉用具購入費	248	248	248
介護予防住宅改修	346	346	346
介護予防特定施設入居者生活介護	600	601	601
介護予防支援	4,019	4,080	4,080
地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	2,043	2,045	2,045
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
介護予防サービスの総給付費（小計）→(II)	26,302	26,460	26,386
総給付費（合計：(I)+(II)）	1,098,424	1,093,051	1,092,969



2 保険料について

(1) 介護保険事業費

保険料算定の基礎となる介護保険事業費は、大きく標準給付費と地域支援事業費に分けられます。

標準給付費は、要介護認定者に対する介護保険サービス給付費と要支援認定者に対する介護予防サービス給付費、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を合算したものです。

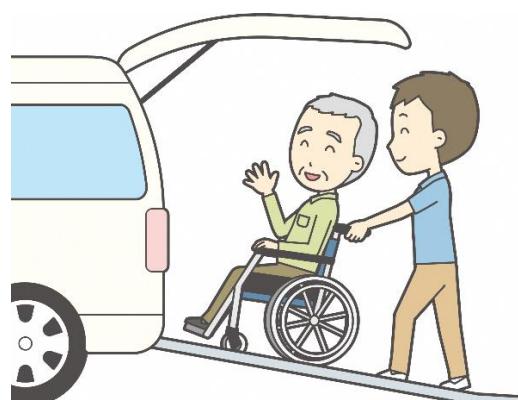
その結果、第9期の介護保険事業費は約37.8億円を見込みます。

■保険料算出の流れ

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
介護保険サービス給付費	1,072,122	1,066,591	1,066,583	3,205,296
介護予防サービス給付費	26,302	26,460	26,386	79,148
特定入所者介護サービス費	65,360	65,635	65,443	196,438
高額介護サービス費	29,784	29,916	29,826	89,527
高額医療合算介護サービス費等給付額	2,863	2,872	2,863	8,598
審査支払手数料	894	897	894	2,684
標準給付費	1,197,325	1,192,371	1,191,994	3,581,690
介護予防・日常生活支援総合事業費	26,774	26,291	26,049	79,113
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	28,716	28,416	28,073	85,205
包括的支援事業（社会保障充実分）	10,743	10,630	10,502	31,875
地域支援事業に係る費用	66,232	65,337	64,624	196,193
介護保険事業費（計）	1,263,557	1,257,708	1,256,618	3,777,884

※ 各項目の数値は千円単位で四捨五入しているため、合計値と一致しないことがあります。



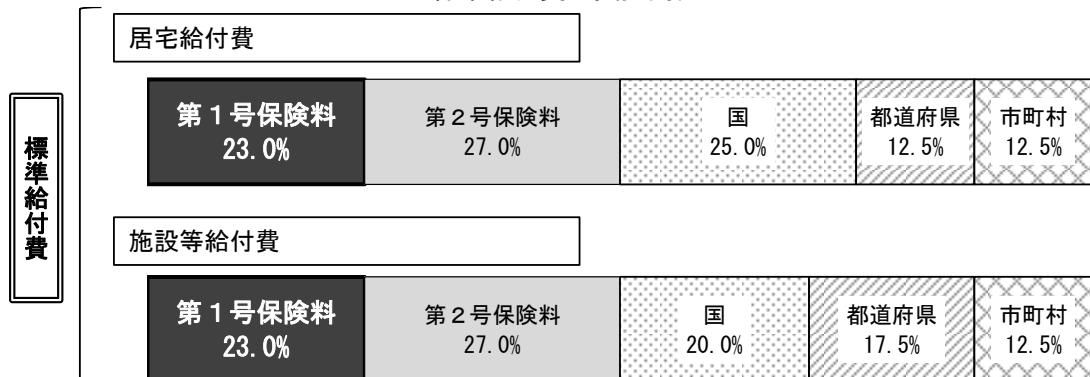
(2) 介護保険の財源

標準給付費は、国、都道府県、市町村による公費と、第1号被保険者及び第2号被保険者の保険料により、50%ずつ負担する仕組みとなっています。被保険者の負担分のうち、第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、高齢化の進行などにより人口の構成比が変化することから、計画期間（3年）ごとに見直しされていますが、第9期計画では、第7期、第8期に引き続き、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%になります。

なお、標準給付費の国庫負担分である居宅給付費の25%、施設等給付費の20%のうち、それぞれ5%に当たる額は、市町村間の財政力格差を調整するため、調整交付金として交付されます。この調整交付金の割合は標準的には5%ですが、各市町村の高齢者年齢構成（65～74歳、75～84歳、85歳以上の3区分）の割合や第1号被保険者の所得水準に応じて変動しますので、それによって、第1号被保険者の負担割合も変わることになります。

また、地域支援事業費については、介護予防・日常生活支援総合事業費は居宅給付費の負担割合と同じですが、包括的支援事業費と任意事業費については、第2号被保険者の負担ではなく、第1号被保険者の保険料と公費によって財源が構成されています。

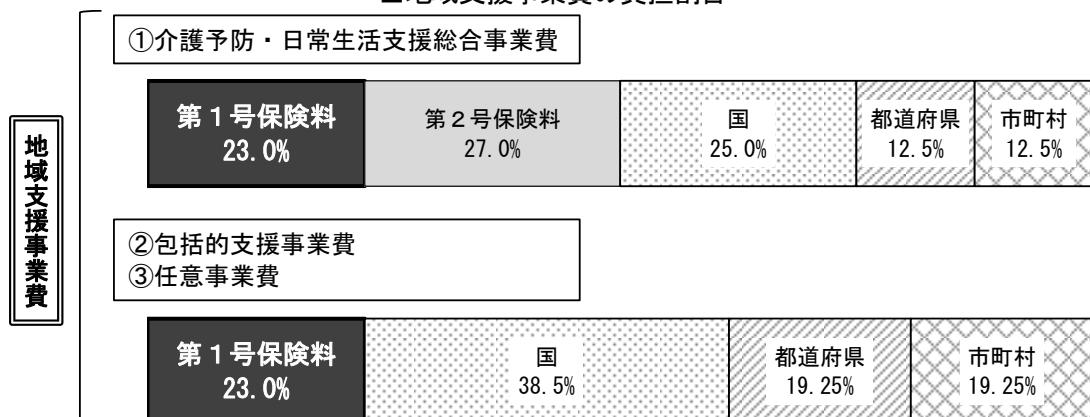
■標準給付費の負担割合



※ 施設等給付費とは、都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設に係る給付費。

※ 居宅給付費とは、施設等給付費以外の給付費。

■地域支援事業費の負担割合



(3) 第1号被保険者保険料について

第1号被保険者における第9期介護保険料基準額（月額）は、各種サービス量や給付費の見込み等に基づき、厚生労働省が運営している「地域包括ケア「見える化」システム」において算定した結果、準備基金の一部取り崩し、国からの保険者機能強化推進交付金等を想定し、6,500円（月額）とします。

①第1号被保険者で貯う介護保険料収納必要額

令和6年度から令和8年度までの介護保険事業費見込額から第1号被保険者で貯う保険料収納必要額は、次のように算出します。

■第1号被保険者で貯う介護保険料収納必要額

令和6年度から令和8年度までの介護保険事業費見込額：3,777,884千円

×

第1号被保険者で貯う保険料の標準割合：23%

=

第1号被保険者保険料負担分相当額：868,913千円

+

調整交付金相当額：183,040千円

-

調整交付金見込額：161,322千円

+

財政安定化基金拠出金見込額：0円

+

財政安定化基金償還額：0円

-

準備基金取崩額：3,500千円

-

保険者機能強化推進交付金等の交付見込額：12,000千円

=

令和6年度から令和8年度までの保険料収納必要額：875,131千円

※各項目の数値は千円単位で四捨五入しているため、合計値と一致しないことがあります。

②保険料率の算定

令和6年度から令和8年度までの保険料収納必要額から第1号被保険者の保険料率は、次のように算出します。

■保険料率の算定

令和6年度から令和8年度までの保険料収納必要額：875,131千円

÷

予定保険料収納率（令和6年度から令和8年度までの平均予定収納率）：98.0%
--

÷

補正第1号被保険者数 11,449人

※補正第1号被保険者数とは65歳以上を所得に応じて1段階から13段階に分けて各段階の割合に被保険者数を乗じて算出します。

例えば、1段階の割合は0.455なので被保険者数も0.455人換算し、13段階の割合は2.400なので被保険者数も2.4人換算します。

＝

6,500円（1か月当たり保険料）

③第1号被保険者の所得段階別保険料

第9期計画期間の第1号被保険者の所得段階別保険料は以下のとおりです。

■第1号被保険者の所得段階別保険料（月額）

区分			計算方法	保険料月額
第1段階	本人が 世帯 非課税	生活保護、老齢福祉年金受給、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.455	2,957円
第2段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	基準額×0.685	4,452円
第3段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	基準額×0.690	4,485円
第4段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.900	5,850円
第5段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	基準額×1.000	6,500円
第6段階	本人が 町民税 課税	本人の前年の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.200	7,800円
第7段階		本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.300	8,450円
第8段階		本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.500	9,750円
第9段階		本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額×1.700	11,050円
第10段階		本人の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額×1.900	12,350円
第11段階		本人の前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額×2.100	13,650円
第12段階		本人の前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額×2.300	14,950円
第13段階		本人の前年の合計所得金額が720万円以上	基準額×2.400	15,600円

※保険料月額の小数点以下は切り捨て

第3節 介護保険サービスの円滑な運用

1 要介護認定・給付の適正化とサービスの質的向上

本町では、介護給付等費用適正化事業として、本計画期間の最終年度である令和6年度までに、要介護認定・ケアマネジメント・介護報酬請求の各分野において効果があると見込まれる①認定調査状況チェック、②ケアプランの点検、③住宅改修等の点検、④介護給付通知、⑤医療情報との突合からなる主要5事業すべての実施を計画しています。

(1) 要介護認定の適正化

要介護認定は、心身の状況等を把握するために行われる認定調査と、主治医の意見書を基に、認定審査会での審査判定により行われます。認定審査会は、保健・医療・福祉の専門家で構成されており、認定調査結果等をコンピュータ処理した一次判定と医師の意見書及び認定調査票特記事項の認定審査資料を基に仙南地域広域行政事務組合認定審査会において二次判定を行っています。

本町においても、認定調査員等の研修を充実し、必要な知識・技能の向上を図るとともに、認定調査状況のチェック等により、介護認定の適正化を図ります。

■介護給付の適正化の実施状況、実施目標

	実績値			計画値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
認定調査状況チェック	490	505	525	535	545	555

(2) 介護給付の適正化

介護給付については、受給者が真に必要とするサービスを事業者が適正に提供することが基本です。介護給付の適正化を図ることで、利用者への適切な介護サービスが確保されるとともに、介護給付費や介護保険料の低減にもつながります。

介護給付の適正化を図るため、利用者の自立支援のための適切な内容かどうかという点に着目してケアプランの点検や住宅改修の点検、医療情報との突合等を行います。特に、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の質の確保を図るために、これらの住まいで提供される介護サービスやケアプランの質の向上を図ることが重要であることから、町は介護事業者等に対し適切に点検・指導を行うものとします。

さらに、事業者に対して、利用者の状態に応じて適正に介護保険サービスが提供されているか、不適切な請求がされていないかなどの観点から調査し、必要に応じて指導を実施するなど事業者指導体制の強化を図ります。

また、利用者に対しては介護給付の通知を行い、介護保険に対する理解促進、自らのサービス利用状況の確認の機会を提供します。

■介護給付の適正化の実施状況、実施目標

	実績値			計画値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
ケアプランの点検	9	25	25	25	25	25
医療情報との突合	15	18	20	20	20	20

(3) サービスの質の向上

介護保険サービスについては、量的な整備とともに、質の向上が非常に重要です。そのため、介護・福祉・看護等の専門的知識と経験を有する人材が重要であることから、ケアマネジャーの育成・指導のほか、ホームヘルパーの技能向上を図る研修などに取り組みます。また、事業者に対する情報の公表を義務付けるものとして介護サービス情報の公表制度も設けられています。この制度のもと、利用者への情報提供を推進することにより、利用者が適切なサービスを選択できるよう努めます。

さらに、利用者へ提供される情報内容の充実を図るため、事業者自らによるサービス自己評価を促進し、事業者及びサービスに関する客観的な基準に基づいた評価情報の提供を図ります。それらの情報を基にした利用者のサービス選択が、事業者の運営改善にも反映されることによりサービスの質的向上への還元効果が期待できます。

(4) 事業者との連携

利用者にとって適切なサービス提供を実現するため、事業者との情報の共有化と、事業者相互の情報交換や連携を促進します。高齢者やその家族に対する各種サービスを効果的・効率的に提供するため、高齢者の人権やプライバシーに配慮しながら、各事業者との連携を図ります。

(5) 近隣市町村との連携

介護保険サービスは、市町村の枠を越えて利用されています。サービス基盤の充実やサービスの向上については、近隣市町村との情報交換や調整など広域的な連携が重要となっています。圏域単位で提供する地域密着型サービスの相互利用の検討も含め、さらなるサービスの充実に向けて広域連携を強化していきます。

2 サービス利用のための支援

(1) 制度及びサービスの周知

介護保険サービスを必要とする高齢者やその家族に、制度の概要やサービスの内容、介護保険料などの必要な情報などがわかりやすく伝わるよう、広報紙やパンフレット等の配布を活用した周知に努めます。

また、民生児童委員等による啓発活動、各種会合や研修会への講師派遣などの様々な機会をとらえて、介護保険制度及び介護サービス、さらには町の保健福祉事業も含めたサービス全般の周知を図ります。

(2) 事業者情報等の周知

利用者にとって適切なサービス提供を実現するため、介護サービス事業者に対する情報提供を積極的に進めます。

町内及び近隣の介護サービスの事業者に対しては、利用者が最新の事業者情報を検索できるよう、情報発信を要請していきます。サービス利用者とその家族が、必要とする情報を取得しやすい環境づくりに努めます。また、近年は、ホームページを中心の情報提供となっていますが、高齢者が高齢者を介護するいわゆる「老老介護」も増えてきていることから、高齢者が容易に利用しやすい情報媒体にも配慮していきます。

(3) 制度の利用を容易にするための施策

介護保険制度は、誰もが必要なときに必要に応じたサービスを利用できるよう配慮される必要があります。介護サービスが必要でありながら、経済的理由で利用できなかったり、制限したりすることがないように、個別の事情に応じて介護保険料や利用料の減免制度のほか、高額介護サービス費などの負担軽減制度の適切な運用を図ります。

<本町の負担軽減制度>

■社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

町民税非課税世帯で、一定要件を満たす生活困難な方に対し、社会福祉法人等が提供する一定のサービスを利用した場合、利用者負担の4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を軽減します。

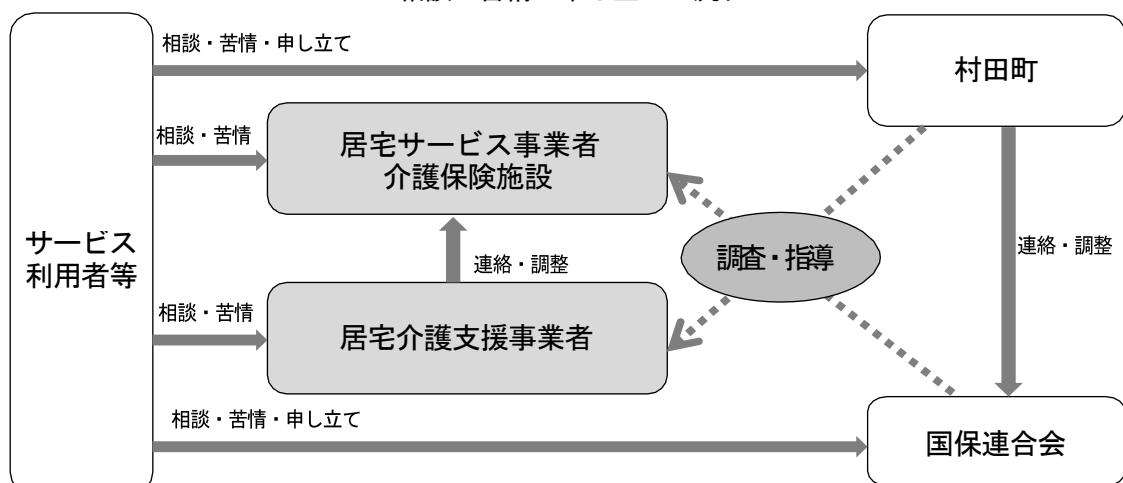
現在は、介護老人福祉施設入所者だけを対象としていますが、今後、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護への適用枠の拡大も検討していきます。

(4) 相談・苦情への対応

利用者からの不満や苦情には、利用者保護の立場から原因を究明し、トラブルの再発を防ぐよう迅速で適切な対応に努めます。

県や国民健康保険団体連合会との連絡調整を図るとともに、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者などとの連携を強化し、苦情に対する相談・援助体制の充実を図ります。

■相談・苦情の申し立ての流れ



第6章 安心して暮らせる生活環境の充実

第1節 防災・感染症対策と発生時対応の充実

近年増加する自然災害の発生や感染症の流行など、高齢者の災害や感染対策に対する不安やその対策への関心は高まっています。

本町では、災害時や緊急の際に、支援を要するひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等の把握に努めるとともに、災害時の連絡、避難誘導体制等の整備や感染症対策に係る体制整備を図ります。

1 緊急時避難行動支援体制の整備

災害発生時、または災害が発生するおそれがある場合に備えて、避難行動要支援者名簿を活用した適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、必要な体制整備を推進するとともに、名簿の情報を最新の状態にするよう、定期的に更新します。

また、避難行動要支援者名簿の提供を通じて、地域の防災を担う自主防災組織、自治会や民生児童委員等と情報共有を行い、地域における避難支援等の取り組みを支援します。

さらに、制度や支援体制の仕組みについて高齢者やその家族に周知するとともに、支援計画策定時に当事者の意見を直接反映できるよう努めます。

2 地域の防火・防災対策の推進

地域防災計画に基づき、高齢者に防災訓練に参加していただくことで防火・防災の意識高揚を図り、自主防災組織、地域住民、消防団、婦人防火クラブ等による救助体制の確立を目指します。また、体制に更新があるときは、速やかに計画を見直します。

防火・防災講習会の開催、住宅用火災警報器設置、家具転倒防止対策の推進を図り、地区単位の防災訓練への参加を促します。

3 緊急事態の事前対策の推進

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症流行に備えて、大規模流行が発生した際の事業者や関係機関等との連絡・情報共有の体制整備・点検・改善、備品の確保、代替サービスの確保等に努めるとともに、事業継続計画（B C P）の策定・運用支援に努めます。

また、地震や風水害等の大規模災害発生に備えて、浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、災害発生の可能性が高い地域の事業所や施設における事業継続計画（B C P）の策定・運用支援や避難体制の整備・改善、訓練の充実に努めます。

さらには、大規模災害発生時の高齢者保健福祉施策や介護保険サービス提供、訪問診療のあり方など、災害発生時の介護・医療・福祉の提供体制について、検討します。

第2節 防犯・交通安全の推進

本町では、高齢者のみならずすべての町民の生活が安心で快適であるために、警察や各種関係機関と連携を深め、総合的かつ計画的に防犯、交通安全対策の充実を図ります。

1 高齢者のための防犯対策

全国的に問題となっている特殊詐欺等、高齢者の犯罪被害をなくすことを目指し、高齢者が被害に遭わないように自己防衛を図るため、情報提供や懇親会等の様々な機会を通じて、高齢者のための防犯対策を推進していきます。

2 消費者被害の防止

近年、商品やサービス、購買方法などの選択肢が増え、消費者を取り巻く環境は年々変化していますが、それに伴い高齢者がトラブルに巻き込まれるケースも増加しています。また、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加により、悪質なリフォームや訪問販売等の被害に遭う等の問題も深刻化してきています。

悪質な商法による被害を防止するため、高齢者が気軽に相談できる体制の充実を図るとともに、被害に気づいたときの対応方法や相談窓口の周知、将来に対する不安を解消するための成年後見制度などの周知に努めます。

3 交通安全運動の推進

一般に、交通事故における死者には65歳以上の高齢者が多く、また、交通事故の原因者としても高齢者が多くみられることから、日頃から高齢者の交通安全の啓発を図るとともに運転免許証の自主返納について、意識啓発に努める必要があります。

高齢者が交通事故の被害者、加害者のどちらにもならないよう、高齢者自身の意識の啓発のため、交通安全講習や懇親会等を活用した情報提供等を実施します。また、運転者には、交通ルール遵守の徹底、高齢者や子ども等への配慮を呼びかける広報やチラシ配布を行うなど、町をあげて交通安全運動を展開していきます。

第3節 居住環境の向上

加齢に伴い身体機能などが低下してくると、長年住み慣れた自分の住居であっても、それが必ずしも住みやすい生活環境であるとはいえない状況も出てきます。高齢者の住宅改修等を支援することにより利便性・安全性の向上を図るとともに、高齢者の居住環境の充実を図ります。

1 住宅改修相談

介護保険を利用して、家庭での手すりの取り付け等の住宅改修を行う前に、ケアマネジャーに相談し、指導等を受け、適切な改修を図るもので、これまでケアマネジャーや住宅改修事業者に対する相談などを実施してきました。

今後も、個々の状況に対応しながら、積極的に情報を提供するとともに、住宅改修の相談・支援、事業の適切な運用を行います。

2 福祉用具利用の促進

住宅改修に並び、高齢者個々の生活環境や身体の状況に応じた福祉用具の利用は、高齢者の自立を促し、毎日の生活を快適に過ごすことが可能になります。

今後も、適切な福祉用具の使用方法の指導や情報提供を行い、自宅での生活支援を推進します。

3 バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

高齢者を含むすべての町民が円滑に移動できる暮らしやすい町づくりを目指し、町の施設や道路の段差解消などのバリアフリー化や誰もが使いやすいユニバーサルデザイン化に向けて、計画的な整備を図ります。

4 多様な住まいの確保

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加などを背景に、共同住宅やサービス付き高齢者向け住宅等への住み替えなど、住まいに対する新たなニーズへの対応について、当面は現状を維持しますが、今後の人口動向や高齢者数、ひとり暮らし高齢者世帯等の動向を踏まえて検討していきます。

第4節 福祉施設の確保

1 養護老人ホーム

養護老人ホームは、介護保険には該当しない概ね65歳以上の方であって、心身の状況やその置かれている環境上及び経済的理由から、在宅での生活が困難な高齢者を養護する施設です。また、虐待等緊急的な支援が必要な高齢者に対して、生活管理宿泊事業を行う施設もあります。

介護保険の施設である特別養護老人ホームと異なり、日常生活においてほぼ自立している方が対象で、老人福祉法に基づき入所措置がとられます。

■養護老人ホームの措置者数

	令和3年度	令和4年度
入所措置者数（人）	2	2

2 軽費老人ホーム（ケアハウス）

家庭環境や住宅事情等の理由により、自宅において生活することが困難な高齢者が低額な料金で利用できる施設です。軽費老人ホームには食事の提供や日常生活上必要な便宜を提供する「A型」と自炊が原則の「B型」があり、ほとんどの施設が個室となっています。また、自炊ができない程度に身体機能が低下し、独立して生活するには不安がある人が入所対象となる「ケアハウス」があります。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むため、住宅と生活支援サービスが組み合わされた支援が必要であるとの考え方から、軽費老人ホームの担う役割は重要性を増しています。

3 介護老人福祉施設

介護保険施設として位置づけられている施設であり、基本的に要介護3以上の認定者が入所できる施設です。町内に設置されている施設について、建物の老朽化進んでいる状況があります。入所者の高齢化、入所期間の長期化に対応できるよう、生活環境の改善も必要です。さらに、慢性的に入所待機者が発生しており、定員の増加も期待されています。

そのため、該当する介護老人福祉施設について、町内に移転先を確保し、定員を20床増床して、令和8年度中の整備を進めていきます。



資料編

1 村田町介護保険条例（抜粋）

第6章 介護保険運営委員会

(介護保険運営委員会の設置)

第24条 介護保険に関する施策の実施を、町民の意見を十分に反映しながら円滑かつ適切に行うため、村田町介護保険運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第25条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第117条第1項の規定による介護保険事業計画の策定又は変更に関する事項
- (2) 介護保険に関する施策及び事務事業の評価に関する事項
- (3) 地域包括支援センターの支援、運営及び評価に関する事項
- (4) 地域密着型サービスの指定等に関する事項
- (5) その他介護保険の運営に関し必要と認められる事項

(組織)

第26条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において、町長が任命する。

- (1) 被保険者を代表する者 2人
- (2) 介護に関し学識又は経験を有する者 2人
- (3) 介護サービスに関する事業に従事する者 2人
- (4) 地域における保健、医療又は福祉に關係する者 2人

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の再任は、これを妨げないものとする。

(委員の報酬及び費用弁償)

第27条 委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年村田町条例第21号）による。

2 村田町介護保険条例施行規則（抜粋）

(委員長及び副委員長)

第7条 条例第24条に規定する介護保険運営委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長になる。

2 会議は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委員長への委任)

第10条 前3条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

3 村田町介護保険運営委員会委員名簿

敬称略

役 職	氏 名	区 分	所属等
1 委 員 長	竹 野 幸 子	学識又は経験を有する者	村田町民生児童委員協議会会長
2 副委員長	飯 野 隆 敬	介護サービス事業に従事する者	特別養護老人ホーム柏松苑施設長
3 委 員	高 橋 みね子	被保険者を代表する者	
4 委 員	村 上 信 子	被保険者を代表する者	
5 委 員	半 沢 光 春	学識又は経験を有する者	村田町社会福祉協議会事務局長
6 委 員	阿 部 芳 博	介護サービス事業に従事する者	介護老人保健施設あいやま統括施設長
7 委 員	安 西 良 一	地域保健、医療又は福祉に従事する者	みやぎ県南中核病院附属村田診療所 所長
8 委 員	前 田 真 史	地域保健、医療又は福祉に従事する者	前田歯科医院 院長

(任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日)

4 村田町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定の経過

年月日	実施内容
令和5年 1月17日～1月31日	下記のアンケート調査実施 ①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 ②在宅介護実態調査
令和5年2月～5月	①・②アンケート集計・分析
令和5年6月30日～7月13日	③現行施策（第8期）の進捗調査
令和5年7月24日～8月18日	下記のアンケート調査実施 ④介護サービス事業所調査 ⑤関係機関（団体）調査
令和5年8月～10月	④・⑤アンケート集計・分析
令和5年9月1日	令和5年度第1回介護保険運営委員会 ○村田町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定スケジュール説明 ①・②調査結果報告 ③調査結果報告
令和5年9月～10月	介護保険サービス見込量等推計（第1回）
令和5年9月～12月	村田町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画素案作成
令和5年11月～12月	介護保険サービス見込量等推計（第2回）
令和5年12月26日	令和5年度第2回介護保険運営委員会 ○村田町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画素案説明・検討 ④・⑤調査結果報告
令和5年12月～令和6年1月	介護保険サービス見込量等推計（第3回）
令和6年1月19日～2月2日	村田町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）に対する意見募集（パブリックコメント）
令和6年2月19日	令和5年度第3回介護保険運営委員会 ○村田町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（最終案）決定 ○介護保険条例一部改正（介護保険料等）
令和6年2月	介護保険サービス見込量等推計（第4回）
令和6年2月28日	村田町議会全員協議会において、下記を説明 ⑥村田町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画 ⑦介護保険条例一部改正（介護保険料等）
令和6年3月	村田町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定



村田町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

発行年月：令和6年3月

編集・発行：村田町健康福祉課

〒989-1392

宮城県柴田郡村田町大字村田字迫6番地

TEL: 0224-83-6402

FAX: 0224-83-2952

E-mail: mura-fuk@town.murata.miagi.jp



村田町